

第三次東松山市地域福祉計画

～地域で支え合い 自分らしく暮らせるまち 東松山～

(案)

令和7年3月

東松山市

目 次

第1章 地域福祉計画の役割と位置付け	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉と地域共生社会	3
(1) 地域福祉とは	3
(2) 地域共生社会とは	4
3 計画の位置付け	7
(1) 行政計画における地域福祉計画の位置付け	7
(2) 地域福祉活動計画との連携	7
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	9
(1) 策定委員会の設置	9
(2) 地域福祉計画への市民意見の反映	9
6 地域の範囲	10
第2章 東松山市の現状分析	12
1 統計データからみる東松山市の現状	12
(1) 総人口及び世帯状況	12
(2) 労働力状態	14
(3) 高齢者の状況	15
(4) 障害者の状況	17
(5) 児童の状況	18
(6) 生活困窮の状況	20
(7) その他の相談等の状況	21
(8) 地域福祉を支える組織の活動状況	22
2 各地区の現状	25
(1) 松山地区	25
(2) 大岡地区	26
(3) 唐子地区	27
(4) 高坂地区	28
(5) 野本地区	29
(6) 高坂丘陵地区	30
(7) 平野地区	31
3 アンケート調査からうかがえる市の地域福祉の状況	32
(1) 調査の概要	32
(2) 調査結果の概要	32
4 団体ヒアリング調査からうかがえる市の地域福祉の状況	43
(1) 調査の目的・概要	43
(2) 調査の方法及び回収結果	43
(3) 調査の結果	44
5 地区懇話会からうかがえる市の地域福祉の状況	45
(1) 調査の目的・概要	45
(2) 懇話会の概要	45
(3) 懇話会の結果概要（主な意見・要望のまとめ）	46
6 課題の整理	50
(1) 市全体の状況	50
(2) 各地区的状況	54

第3章 計画の基本的な考え方	56
1 基本理念	56
(1)これまでの地域福祉計画の基本理念	56
(2)国や県の考え方	56
(3)現状と課題	56
(4)第三次計画の基本理念	56
2 基本目標	57
3 取組を進めるための「視点」	59
(1)東松山市の強み	59
(2)第二次地域福祉計画の進捗評価	59
(3)東松山市の強みを活かした取組の視点	60
4 施策の体系	61
第4章 基本目標と施策の展開	62
基本目標1 つなげる	63
(1)自治会や民生委員など地域との連携	63
(2)地域で活動する法人や企業との連携	64
(3)だれもがつながることのできる機会の提供	65
基本目標2 支え合う	66
(1)地域活動に対する市民参加の促進	66
(2)市民による支え合いや見守り体制の充実	67
(3)自分らしく働くことへの支援	68
(4)「もしも」に備えたまちづくりの推進	69
基本目標3 育てる	70
(1)福祉に携わる人材の充実	70
(2)福祉について学ぶ機会の提供	71
(3)ボランティア活動の推進	72
(4)福祉関係者の横のつながりの推進	73
基本目標4 築く	74
(1)包括的な支援体制の構築	74
(2)孤独・孤立の予防と対策	75
(3)生活困窮者等への支援体制の充実	76
(4)自分らしく生きるための支援	77
東松山市再犯防止推進計画	78
東松山市成年後見制度利用促進基本計画	80
第5章 計画の推進体制	84
1 計画の周知	84
2 関係機関等との連携	84
3 計画の実施状況の点検・評価	85
資料編	86
1 計画の策定経過	86
2 調査概要	87
3 計画策定委員会	88

第1章 地域福祉計画の役割と位置付け

1 計画策定の背景

(地域福祉の概要)

地域福祉とは、わたしたちが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民、法人等の団体、行政などあらゆる主体が手を取り合って、地域生活課題を共有し、その解決に向けて取り組み、誰一人取り残さない「地域共生社会」の実現を目指す考え方です。

(社会の状況)

少子高齢化の進展など社会構造の変化により、わたしたちが暮らしていく上での課題は、複雑化・複合化しています。介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」、高齢の親と無職の子が同居し、親が子の生活を支える「8050問題」、家事や家族の世話をこどもが過剰に担い、学業と生活の両立に困難を抱える「ヤングケアラー」などはその一例です。

(地域福祉計画)

これらの課題に取り組むための指針として、社会福祉法第107条において、市町村は、次に掲げる事項について一体的に定める「地域福祉計画」を策定することとされています。

- ・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(東松山市の状況)

東松山市においても、第一次東松山市地域福祉計画（平成26年度から令和元年度まで）第二次東松山市地域福祉計画（令和2年度から令和6年度まで）を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

また、東洋経済新報社が全国812市区を対象に実施した「住みよさランキング2024」では、東松山市が3年連続4回目の埼玉県第1位になり、「住みたい、働きたい、訪れたい元気と希望に出会えるまち」として、まちづくりを進めています。

その一方で、前述の地域生活課題の複雑化・複合化と並行して、令和元年東日本台風、新型コロナウィルス感染症、物価高騰など、わたしたちの暮らしに大きな影響を与える出来事が相次いで起きており、引き続き、地域共生社会の実現を目指した取組が求められています。

第1章 地域福祉計画の役割と位置付け

(埼玉県の状況)

さらに、埼玉県では、第7期地域福祉支援計画（令和6年度から令和8年度まで）を策定し、次の基本方針の下、市町村の地域福祉の取組を支援しているところです。

- ・地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築支援
- ・SDGsの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現
- ・超高齢化・少子化など本県で顕著な傾向への対応

(国の状況)

また、令和3年4月1日に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、社会福祉法第106条の3において、重層的支援体制整備事業をはじめとする、地域の実情に応じた市町村の包括的な支援体制の整備について、次のような規定が、努力義務として設けられました。

- ・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- ・地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- ・生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

(まとめ)

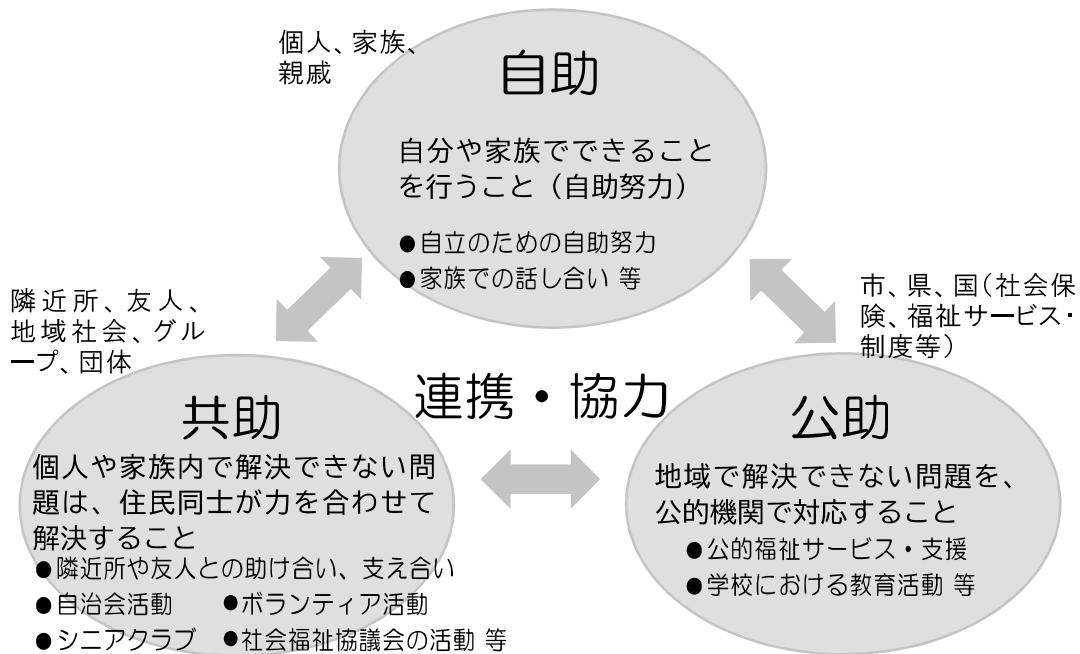
これらの背景から、東松山市では「地域で支え合い 自分らしく暮らせるまち 東松山」を基本理念に、令和7年度から令和11年度までを実施期間として、第三次地域福祉計画を策定します。

2 地域福祉と地域共生社会

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域において誰もが安心して暮らせるように、地域住民や公私の社会福祉関係者など、多様な主体が協力し合い、暮らしのあらゆる場面において起こり得る生活課題の解決に取り組んでいくことであり、地域の活性化にも「還元」されていくと考えられています。

地域福祉の推進にあたっては、一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助・支え合い（共助）、公的な福祉サービス・支援（公助）が、それぞれの強みを生かしながら、相互に連携・協力していく関係を築くことが必要です。



また、国の社会保障審議会福祉部会では、地域福祉推進の理念及び基本目標が以下のとおり示されています。

地域福祉推進の理念	地域福祉推進の基本目標
(1) 住民参加の必要性 (2) 共に生きる社会づくり (3) 男女共同参画 (4) 福祉文化の創造	(1) 生活課題の達成への住民等の積極的参加 (2) 利用者主体のサービスの実現 (3) サービスの総合化の確立 (4) 生活関連分野との連携

本計画では、これらの地域福祉推進の理念及び基本目標を踏まえ、地域福祉の取組を通じて、地域共生社会の実現を目指します。

(2) 地域共生社会とは



人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持つ場の確保、教育、家計、そして孤立など多岐にわたるため、本人や世帯を包括的に支えていくことが必要です。

そこで、国は、個人や世帯が抱える課題を地域で包括的に支援する地域共生社会の実現を目指し、法制度の改正を進め、平成29年社会福祉法改正では、地域福祉推進の理念を規定し、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」を明記しています。

また、この理念を実現するため、市町村が「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」、及び「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定されています。

さらに、令和元年5月には、地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）を設置し、「次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方」「地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から

社会保障・生活支援において今後強化すべき機能」等について検討を行いました。この検討会の最終とりまとめにおける提言として、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、①「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき、②本人・世帯の属性を問わず福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民を対象とすべき、③新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある、④国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある、と提言されました。

また、この提言を踏まえて令和2年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法が一部改正（令和3年4月施行）されました。市町村が包括的な支援体制を構築するための規定が充実され、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（市町村の任意事業）が創設されました。

社会福祉法の一部改正（令和3年4月1日施行）の概要

1 地域福祉の推進の理念を規定（第4条関係）

- 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- 地域住民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

2 国、地方自治体の責務（第6条関係）

- 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業（第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

3 重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業（第106条の4関係：新設）

- 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。
- 「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(相談支援)

- ・地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

(参加支援)

- ・地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(地域づくりに向けた支援)

- ・地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、介護保険法、障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援方等に掲げる事業を一体的に行う事業

(アウトリーチ等を通じた継続的支援)

- ・地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で、相談に応ずること、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を行うことその他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

(多機関協働)

- ・複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

(支援プランの作成)

- ・各事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

4 地域福祉計画の記載事項（第107条関係）

○市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- ・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

○市町村は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

○市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

これまで、高齢者ケアの分野で培ってきた地域包括ケアシステムの考え方を、障害者、こどもなどへの支援や、複合的な課題に広げ、多様な課題への対応ができる体制をつくることが、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていきます。

そのため、地域包括ケアシステムをはじめとする福祉や災害対策、地域づくりにおいて取り組んできた自助・共助・公助を、持続可能な地域包括ケアの仕組みに発展させる地域福祉活動の展開を目指します。

3 計画の位置付け

(1) 行政計画における地域福祉計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条が定める市町村地域福祉計画として位置付けられます。また、本市全体の指針となる第五次東松山市総合計画を上位計画としています。

なお、平成 29 年 4 月の改正社会福祉法では、地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置付けられました。

そのため、本計画は各法を根拠とする保健福祉の分野別計画との整合を図りながら、包括的な支援体制の整備など、本市の福祉施策の基盤となる全体の方向性を示しています。

なお、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく「東松山市再犯防止推進計画」と、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく、「東松山市成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。

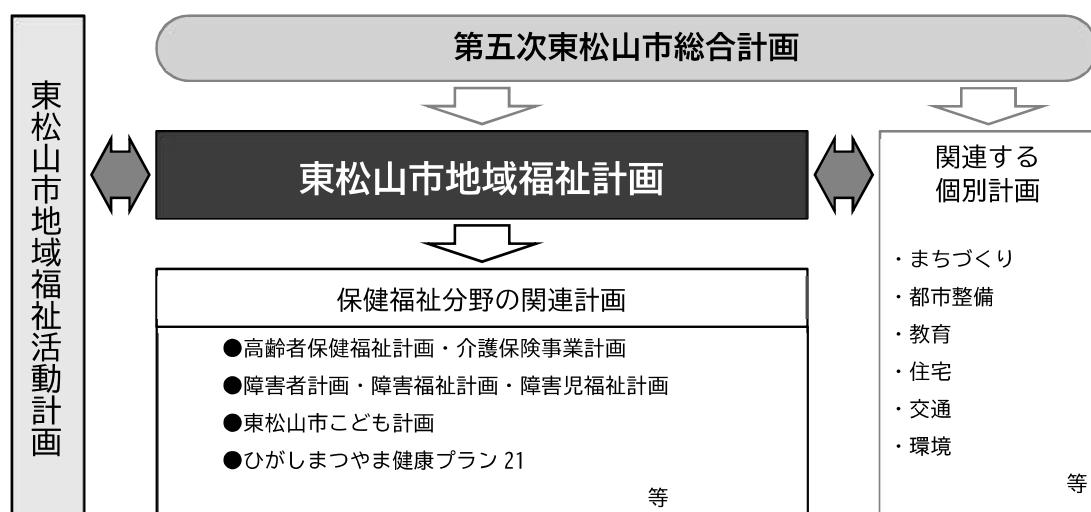
(2) 地域福祉活動計画との連携

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が取りまとめる民間計画です。

地域福祉の推進に当たっては、地域の様々なヒトやモノ、コトを結びつけ、地域福祉への住民参加を促すことが期待されています。

そのため、「地域福祉活動計画」と行政計画である「地域福祉計画」は基本理念及び基本目標を共有し、地域福祉活動計画では、住民一人ひとりや地域で活動する諸団体の取組や活動について示しています。また、より地域住民のつながりや共助を強める計画とするため、市内 7 つの福祉圏域（10～11 ページ参照）ごとに地区別プランを策定しています。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は東松山市における地域福祉の推進における 2 つの大きな柱と位置付け、ともに連携・協働を図りながら計画を推進します。



4 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

計画名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
東松山市総合計画			第五次（令和7年度まで）		第六次（令和17年度まで）				
東松山市地域福祉計画		第二次 (令和2年度～)		第三次			第四次		
東松山市地域福祉活動計画・地区別プラン		第二次 (令和2年度～)		第三次			第四次		
東松山市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画			第9期（令和8年度まで）	第10期（令和11年度まで）					
東松山市市民福祉プラン (障害者計画)			第三次（令和8年度まで）		第四次				
東松山市障害福祉計画			第7期（令和8年度まで）	第8期（令和11年度まで）					
東松山市障害児福祉計画			第3期（令和8年度まで）	第4期（令和11年度まで）					
東松山市こども計画			第1期（令和11年度まで）				第2期		
ひがしまつやま健康プラン21 (健康推進計画)		第2次 第3次（令和12年度まで）					第4次		

5 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

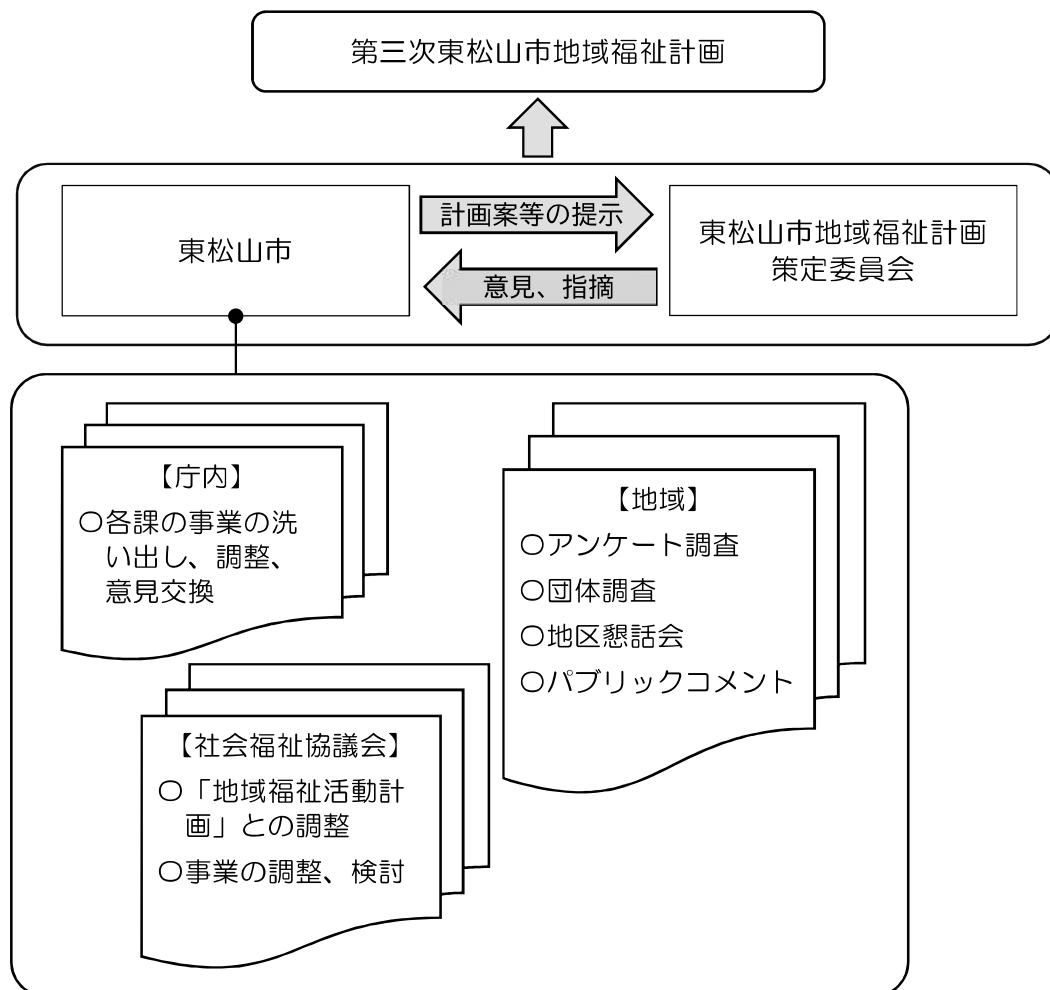
東松山市地域福祉計画の策定にあたり、学識経験者、関係団体代表者、公募により選出した委員で構成する「東松山市地域福祉計画策定委員会」を設置し、基本理念、基本目標から施策について検討を重ねました。

(2) 地域福祉計画への市民意見の反映

計画の策定にあたり、本市における地域福祉の現状や課題を把握するために地域福祉に関する市民アンケート調査及び団体アンケート調査を実施し、調査結果を集計・分析のうえ、計画の基本目標の基礎資料としました。続いて、7地区における地区懇話会を開催し、アンケート調査の結果、基本目標に対する意見、地域における課題等について伺いました。

また、第三次東松山市地域福祉計画の策定前に市民、関係団体等の意見を把握するため、令和6年12月4日から12月24日まで、パブリックコメントを実施しました。

■計画の策定体制

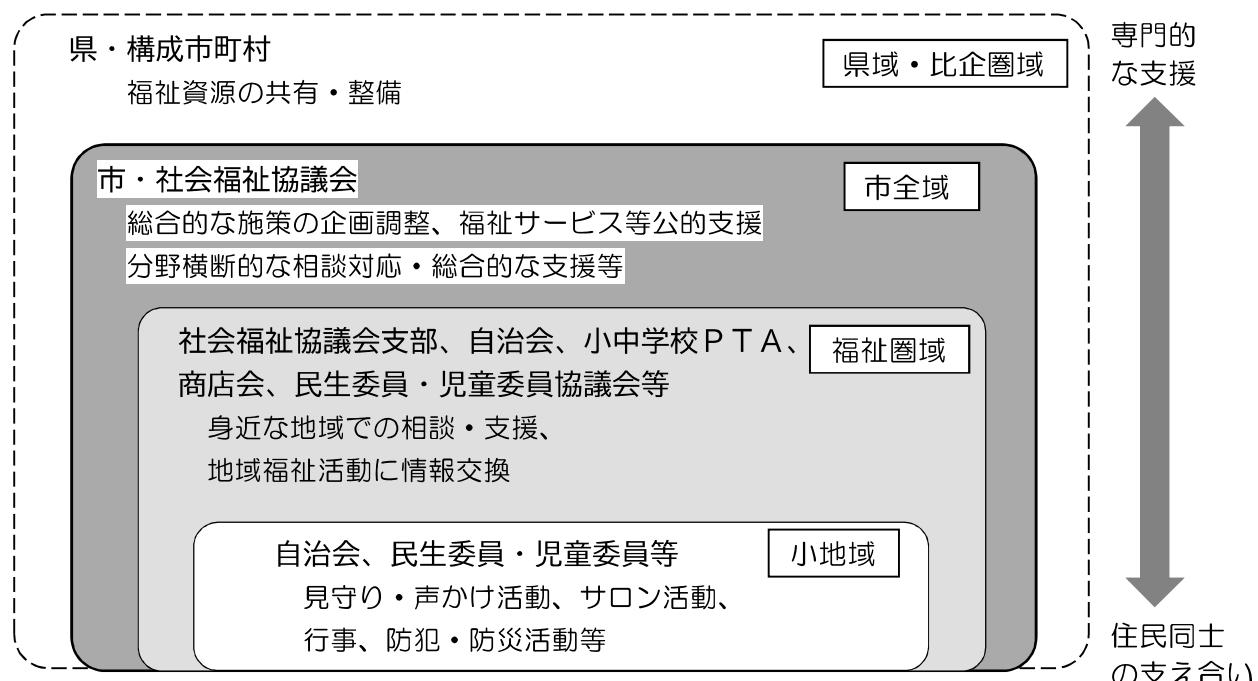


6 地域の範囲

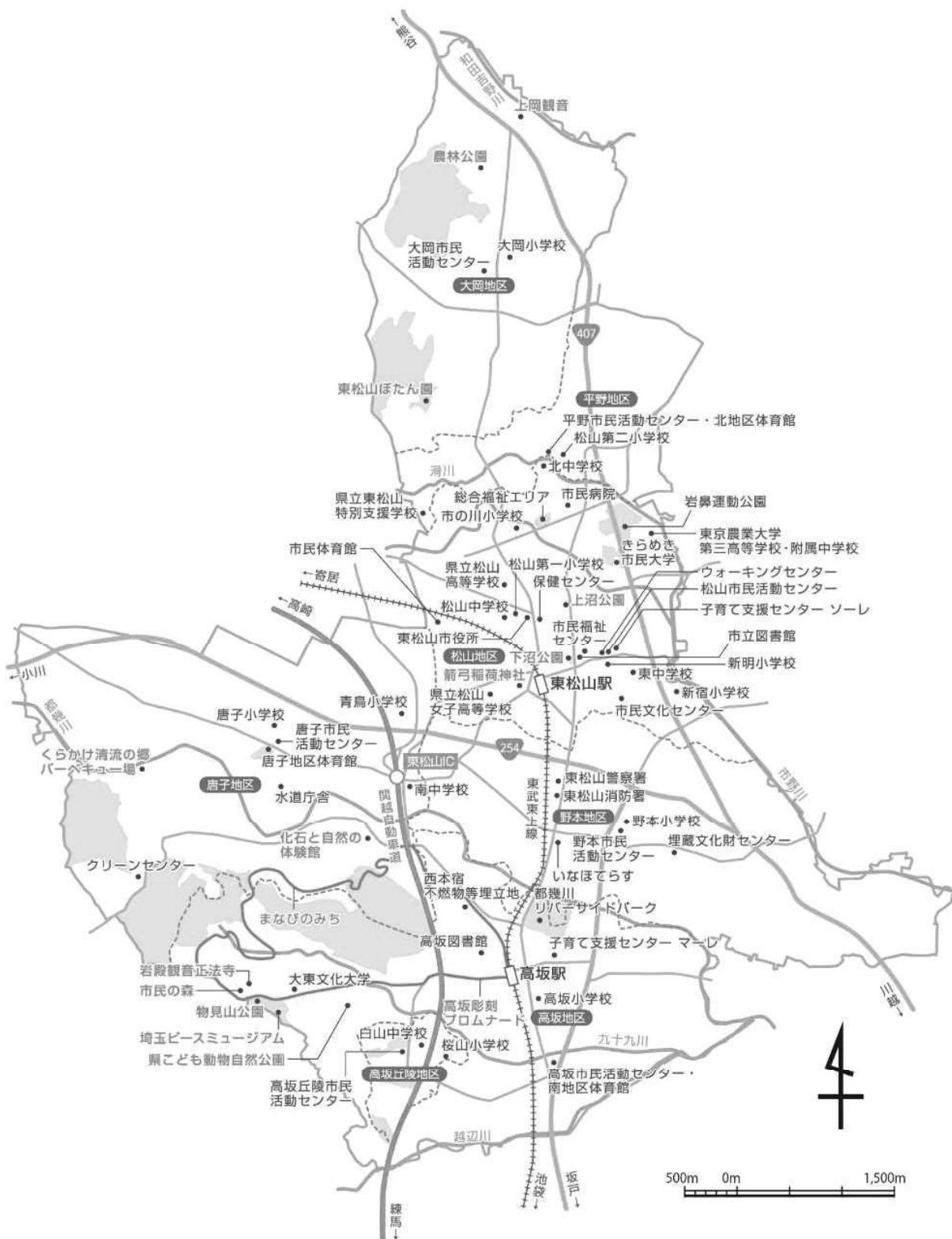
地域福祉を効果的に推進するためには、「隣近所による相互の助け合い」や「自治会などによる地域活動」、「市全域を対象とした総合的なサービス提供」など、身近な生活圏域（小地域）から、福祉圏域、市全域と、それぞれの圏域が連動して取り組む体制の整備が重要となります。

本計画では、市内の7地区を福祉圏域の基礎単位と位置付けています。さらに、身近な生活圏域における地域住民等の主体的な参画が進むように、地域活動の拠点づくりや地域活動の組織化の支援、ネットワークの構築など、社会福祉協議会とともに検討し、整備していくこととします。

■圏域のイメージ図



■7つの地区（福祉圏域）範囲図



第2章 東松山市の現状分析

1 統計データからみる東松山市の現状

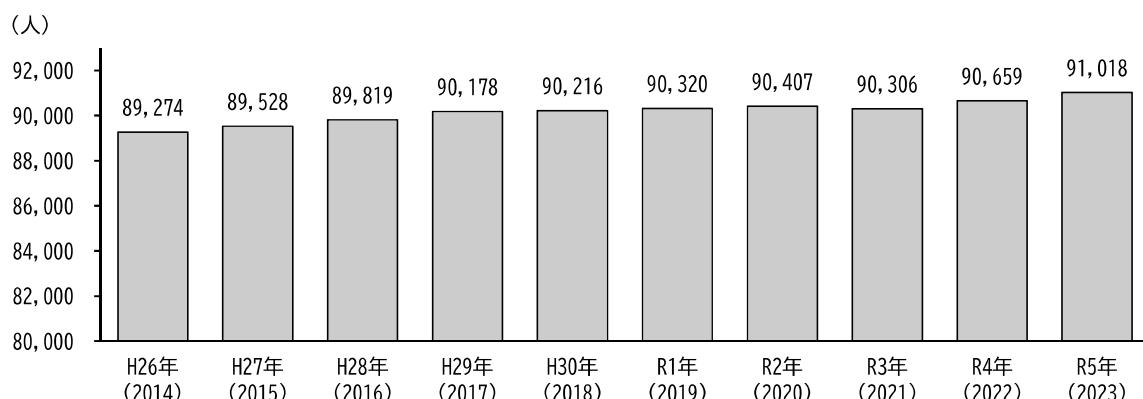
(1) 総人口及び世帯状況

① 総人口の推移及び年齢構成

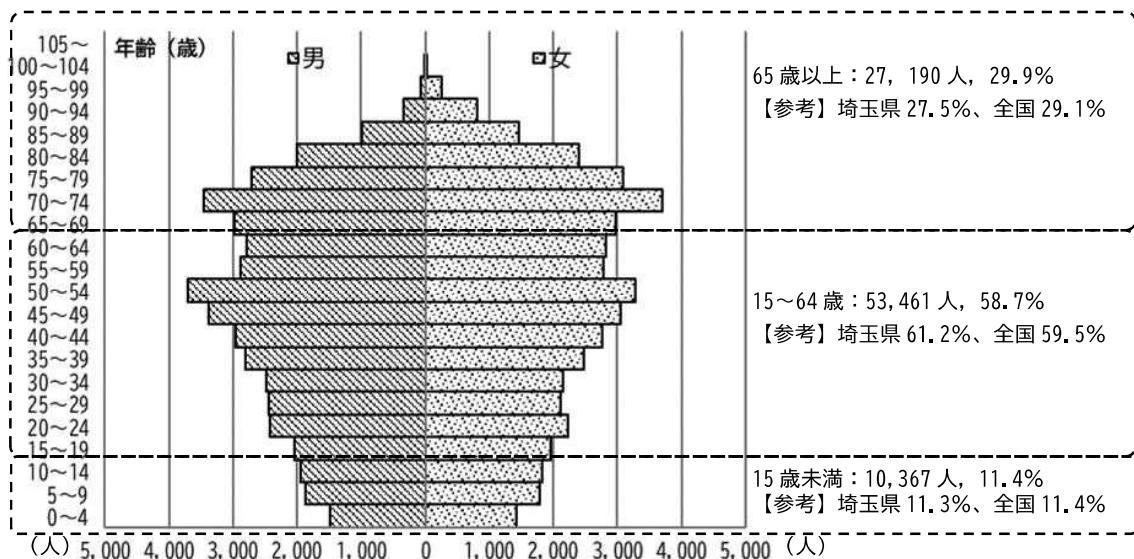
総人口は令和2年から令和3年にかけて若干減少したものの、以降は緩やかに増加し、令和5年は91,018人と平成26年よりも2.0%増加しています。

令和5年の年齢構成を表す人口ピラミッドは、70～74歳の年齢階層が最も多く、65歳以上の高齢者人口は27,190人、高齢化率は29.9%となり、埼玉県を若干上回っています。15～64歳の生産年齢人口は53,461人で58.7%となり、埼玉県・全国を上回っています。15歳未満の年少人口は10,367人で11.4%となり、埼玉県・全国を下回り、ピラミッドの底辺にあたる0～4歳の幅が狭く、少子化が懸念されます。

■総人口の推移（各年10月1日現在）



■人口ピラミッド（令和5年10月1日現在）

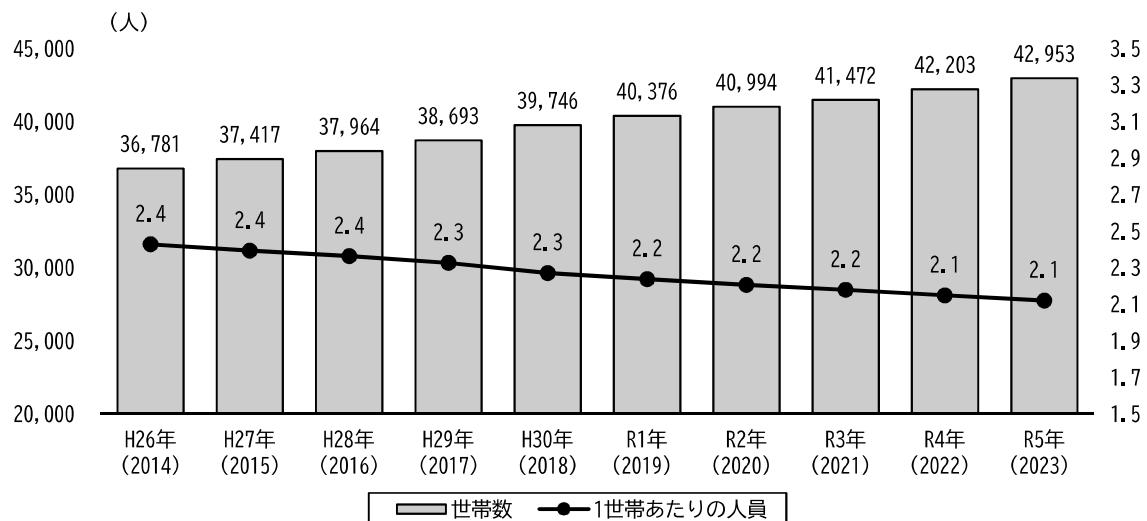


資料：住民基本台帳（参考値については、総務省統計局資料「人口推計(2023(令和5年)10月1日現在」による）

② 世帯数等

世帯数は増加が続いているおり、令和5年は、42,953 世帯と平成 26 年から 16.8% 増加しています。世帯数は人口の増加率を上回っているため、1 世帯当たり人員は減少し、令和5年は 2.1 人となっています。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移（各年10月1日現在）

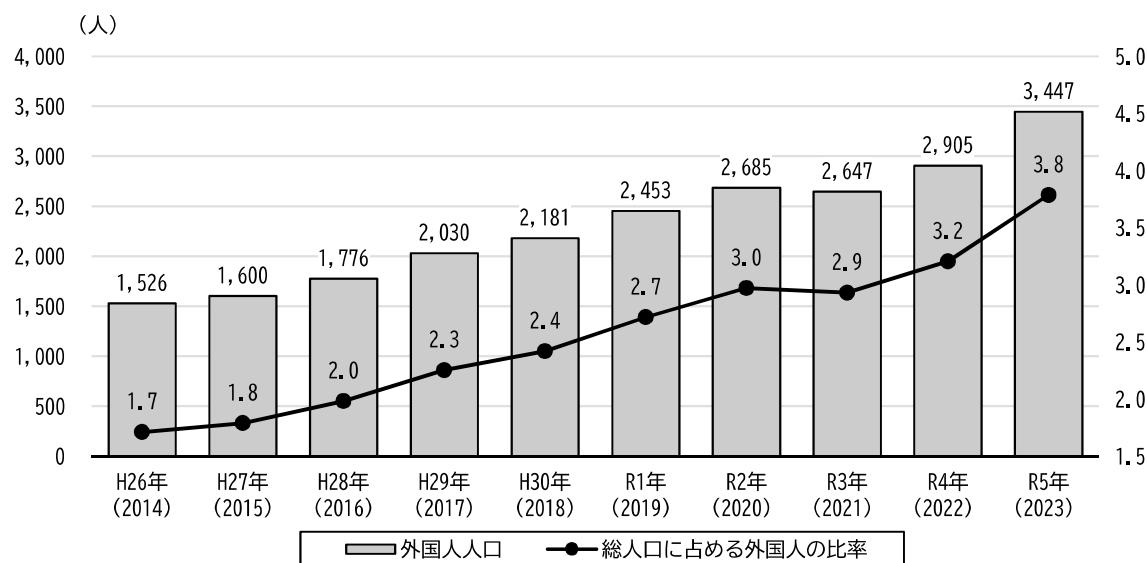


資料：住民基本台帳

③ 外国人口の推移

外国人人口は、令和2年から令和3年にかけて減少したものの、平成 26 年以降は増加傾向にあり、令和5年は 3,447 人、総人口に占める割合は 3.8% となっています。国籍別ではベトナム人が最も多く、次いでブラジル人、中国人となっています。

■外国人人口の推移（各年10月1日現在）



資料：市民課

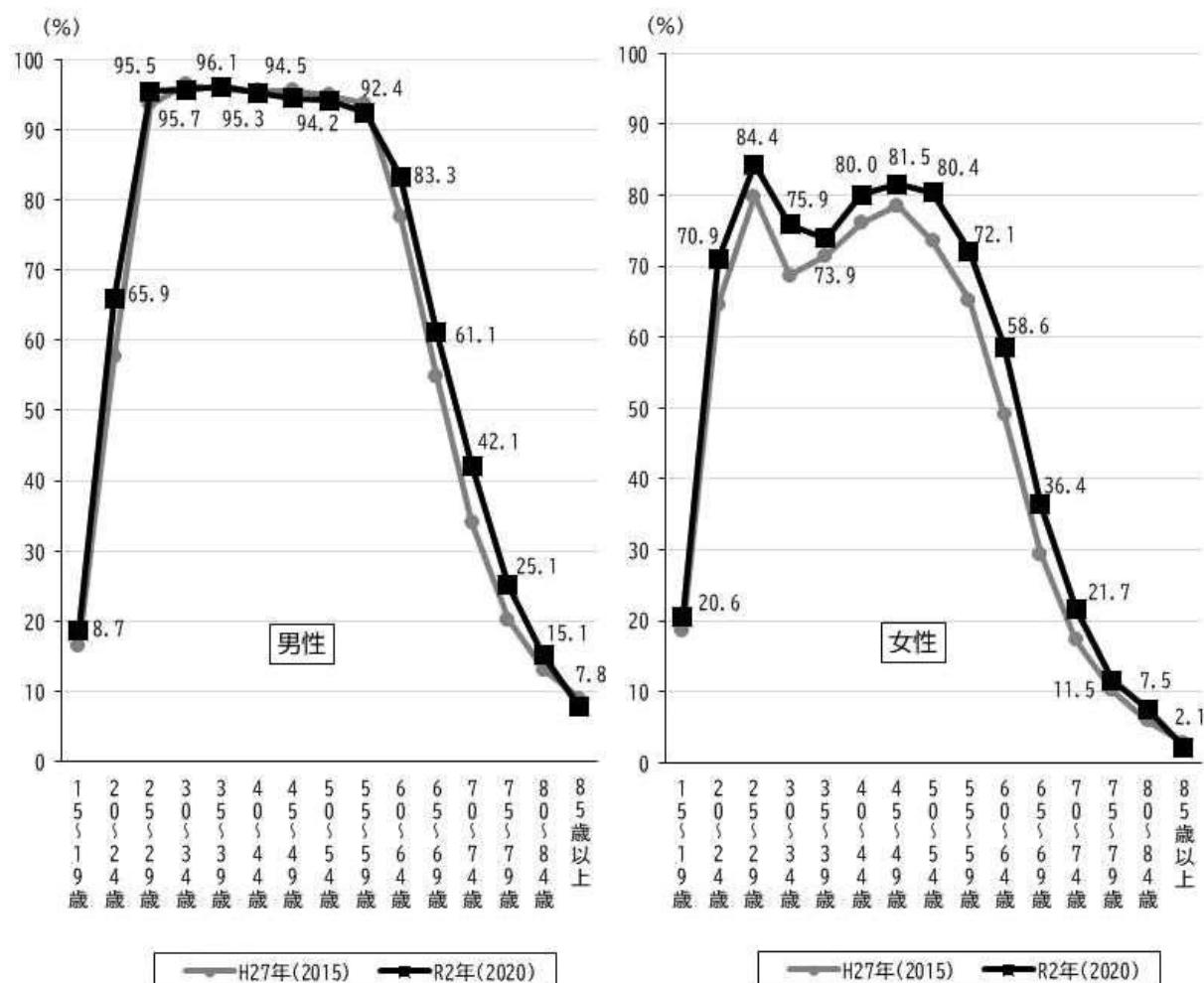
(2) 労働力状態

令和2年の労働力率^{*}をみると、男性は20歳代後半から50歳代は9割台でほぼ平行線を描き、台形に近い形となっています。ただし、平成27年と比較すると、20～24歳、60歳代及び70歳代では5～8ポイント程度高くなっています。

女性の労働力率は、結婚・出産・子育て期にあたる30歳代で一旦低下し、その後再び上昇するM字カーブを形成しています。しかし、平成27年と比較すると、M字の谷の部分の年齢が30～34歳から35～40歳へ移動しています。また、50歳代及び60歳代は6～9ポイント程度上昇するなど、女性は概ね全年齢で労働力率が上昇しており、女性の社会進出が進んでいる状況がうかがえます。

^{*}労働力率：15歳以上の人口の内、働く意思のある労働が可能な人口（「就業者」及び「完全失業者」の合計）の割合です。

■労働力率（平成27年及び令和2年）



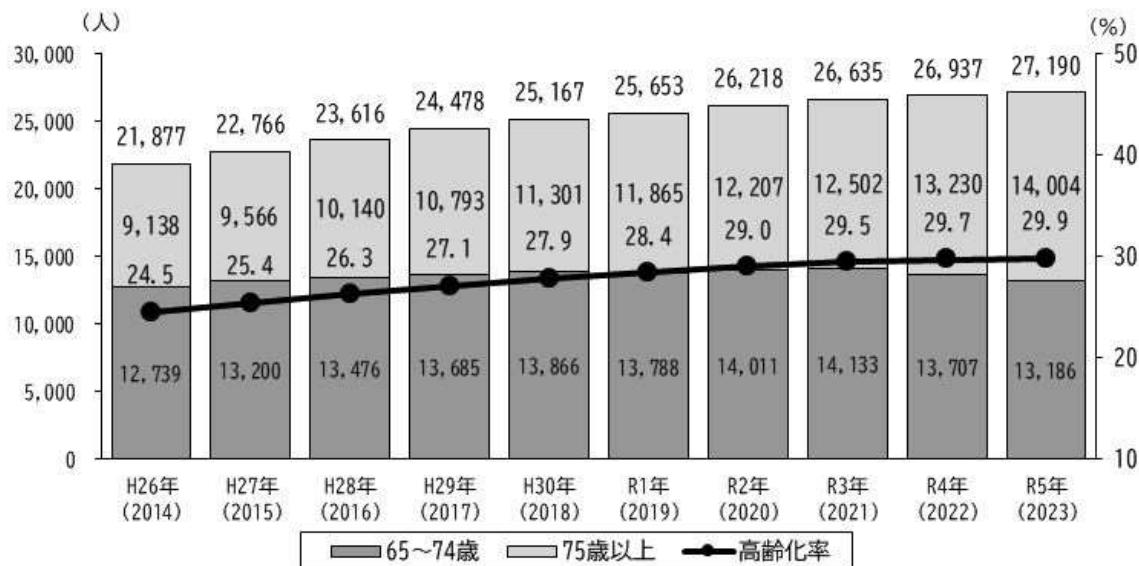
資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

① 高齢者数の推移

高齢者数は増加しており、令和5年は27,190人、高齢化率は29.9%に上ります。内訳をみると、65~74歳の前期高齢者は13,186人で令和3年をピークに減少傾向にあり、75歳以上の後期高齢者は14,004人で平成26年からの増加率は53.3%となり、後期高齢者が大きく増加しています。令和7年には団塊の世代がすべて75歳以上になるため、後期高齢者のさらなる増加が見込まれます。

■高齢者数及び高齢化率の推移（各年10月1日現在）



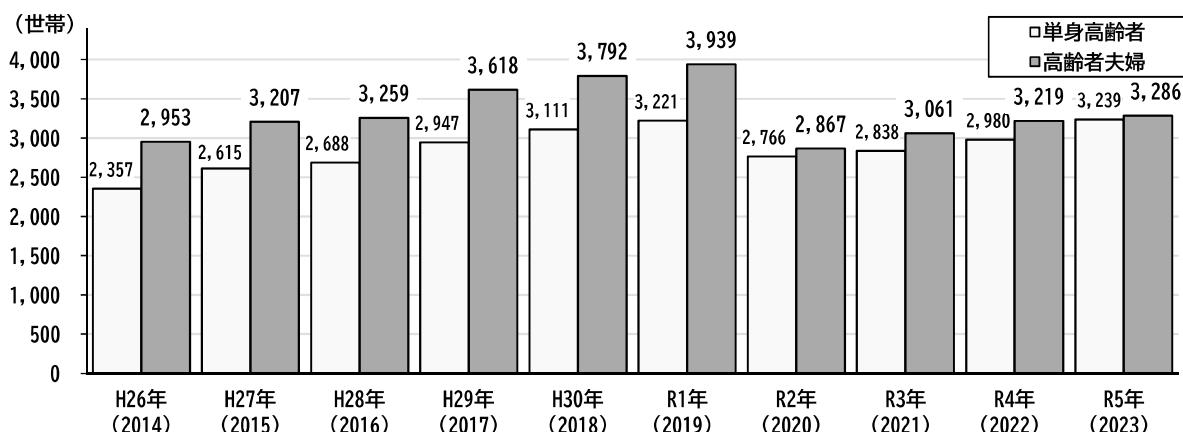
資料：住民基本台帳

② 高齢者世帯

高齢者世帯は令和2年に減少後、増加傾向にあり、高齢者の一人暮らし世帯は令和5年は3,239世帯となり、平成26年よりも37.4%増加しています。

高齢者夫婦世帯も令和2年以降は増加しており、令和5年は3,286世帯となり、令和元年度からは19.9%減少しているものの、平成26年よりも11.3%増加しています。

■高齢者世帯状況の推移（各年10月1日現在）



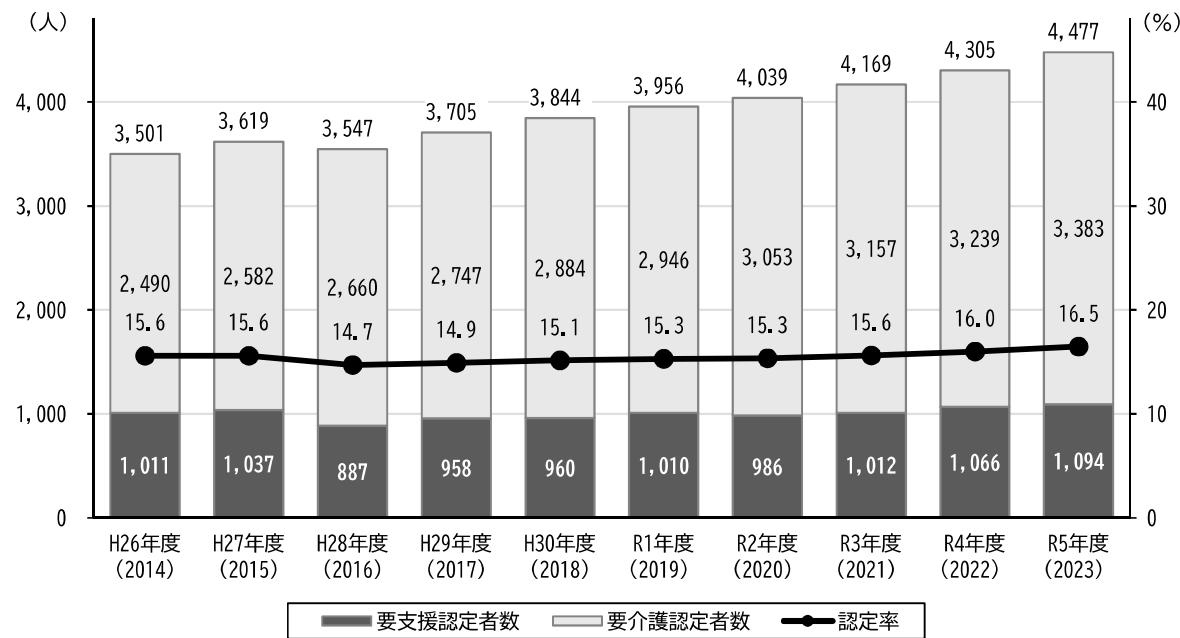
※令和元年までの調査対象者は65歳以上、令和2年以降の調査対象者は70歳以上。

資料：高齢者世帯調査

③ 要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和5年度は要支援認定者が1,094人、要介護認定者が3,383人、合計4,477人となっています。あわせて、高齢者総数に占める要支援・要介護認定者数の割合を示す認定率も平成28年度以降増加傾向にありますが、増加率は認定者数の増加率と比べて低くなっています。介護予防事業をはじめとする各種施策の成果によるものと考えられます。

■要支援・要介護認定者数及び認定率の推移（各年度末現在）



資料：高齢介護課

④ 高齢者に関する相談状況

地域包括支援センターの年間実相談人数は、令和5年度は3,054人で令和2年度以降増加が続いている。年間延相談件数についても増加が続き、12,598件となっています。

■高齢者に関する相談（地域包括支援センター）各年度末現在

	年間実相談人数（人）	年間延相談件数（件）
令和元（2019）年度	2,385	9,604
令和2（2020）年度	2,244	9,699
令和3（2021）年度	2,488	9,424
令和4（2022）年度	2,861	11,770
令和5（2023）年度	3,054	12,598

※総合相談のみ（権利擁護に関する相談、介護事業所等からの相談含まず）

資料：高齢介護課

(4) 障害者の状況

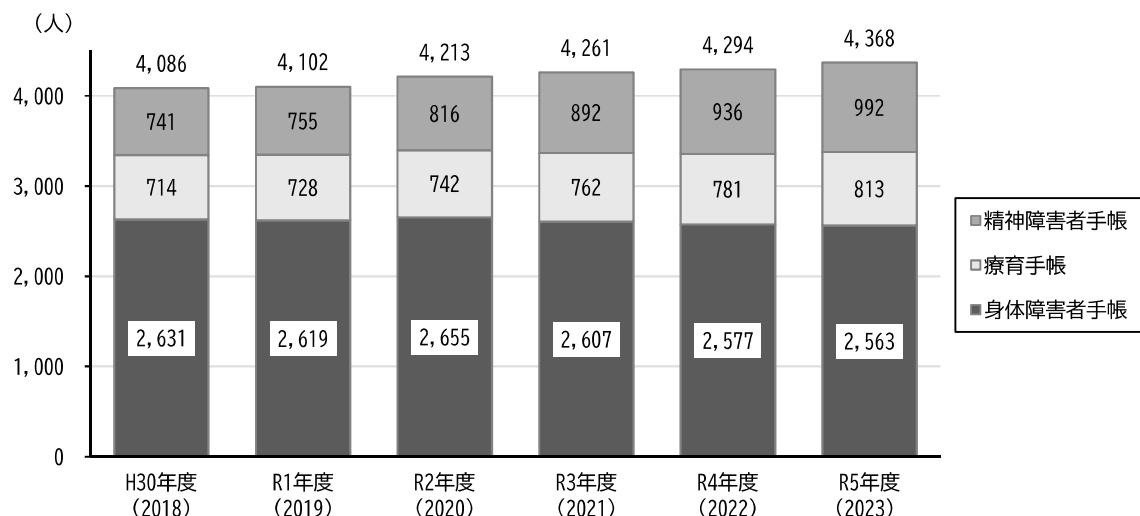
障害者手帳所持者数は増加しており、令和5年度は4,368人となり、平成30年度と比較すると6.9%増加しています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者数は若干減少しており、令和5年度は2,563人で平成30年度から2.6%減少しています。障害の程度別では重度の1級が最も多くなっています。

療育手帳所持者は増加しており、令和5年度は813人となり、平成30年度から13.9%増加しています。障害の程度別では中度が最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加率が最も高く、令和5年度は992人となり、平成30年度から33.9%増加しています。障害の程度別では2級が最も多くなっています。

■障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）



■身体障害者手帳所持者の状況（令和5年度末現在）

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
人数（人）	2,563	903	382	383	598	126	171
比率（%）	100	35.2	14.9	14.9	23.3	4.9	6.7

■療育手帳所持者の状況（令和5年度末現在）

	総数	最重度 (マルA)	重度 (A)	中度 (B)	軽度 (C)
人数（人）	813	165	179	250	219
比率（%）	100	20.3	22.0	30.8	26.9

■精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（令和5年度末現在）

	総数	1級	2級	3級
人数（人）	992	93	656	243
比率（%）	100	9.4	66.1	24.5

資料：障害者福祉課

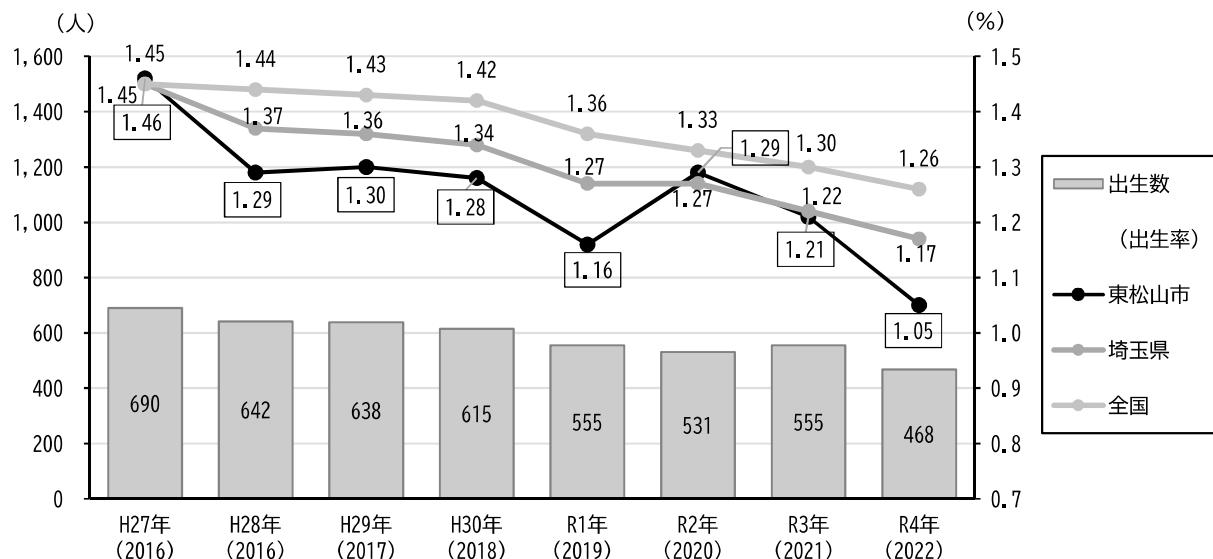
(5) 児童の状況

① 出生数

出生数は減少傾向にあり、令和4年は468人となっています。合計特殊出生率は、増減しつつも減少傾向にあり、令和4年は1.05まで低下し、全国や埼玉県よりも低い値となっています。

市、全国、県のいずれも人口が長期的に増えも減りもせずに一定となる出生の水準「人口置換水準」(概ね2.07)を下回り、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

■合計特殊出生率及び出生数の推移



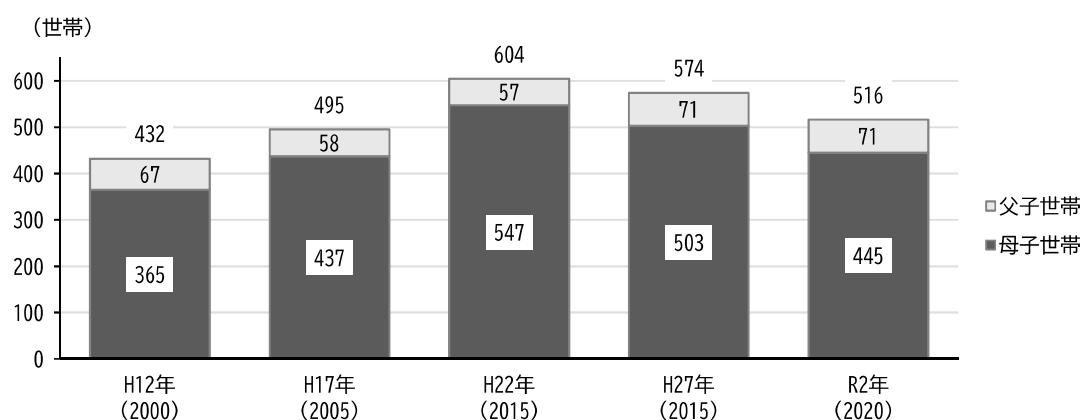
資料：埼玉県保健統計年報

② ひとり親世帯

ひとり親世帯は、平成12年から平成22年にかけて増加したものの、平成27年以降は減少傾向にあり、令和2年は516世帯となっています。

内訳をみると、母子世帯は令和2年は445世帯と平成27年から11.5%減少しています。父子世帯は平成22年までは減少傾向にあったものの、平成27年は増加、その後は横ばいの傾向で令和2年は71世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移（各年10月1日現在）

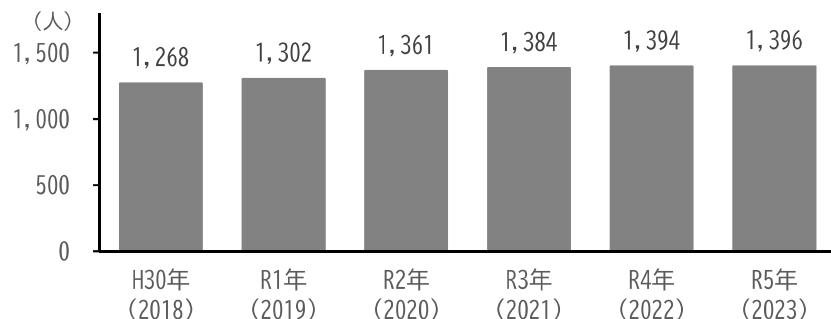


資料：国勢調査

③ 幼稚園・保育園の状況

保育園園児数は、平成30年度以降若干の増加傾向にあり、令和5年度は1,396人となります。年齢別にみると若干の増減があるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

■保育園園児数の推移（各年度4月1日現在）



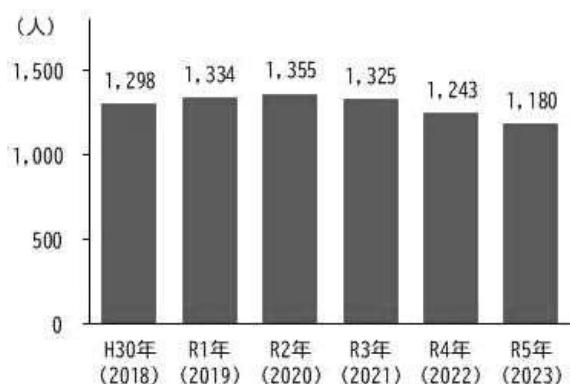
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
園児数	1,268	1,302	1,361	1,384	1,394	1,396
0歳児	74	73	77	74	80	74
1歳児	174	173	200	201	197	201
2歳児	228	235	248	250	248	245
3歳児	262	271	277	295	286	285
4歳児	280	269	286	277	298	293
5歳児	250	281	273	287	285	298

資料：保育課

幼稚園園児数は、令和2年以降は減少し、令和5年は1,180人で令和2年から13.0%減少しています。

児童生徒数は、小学校児童数については大きな変化はみられず、令和5年は4,380人で平成30年から0.8%減少しています。中学校生徒数は令和5年は2,386人で2.2%減少しています。

■幼稚園園児数（各年5月1日現在）



■児童生徒数の推移（各年5月1日現在）



資料：学校基本調査

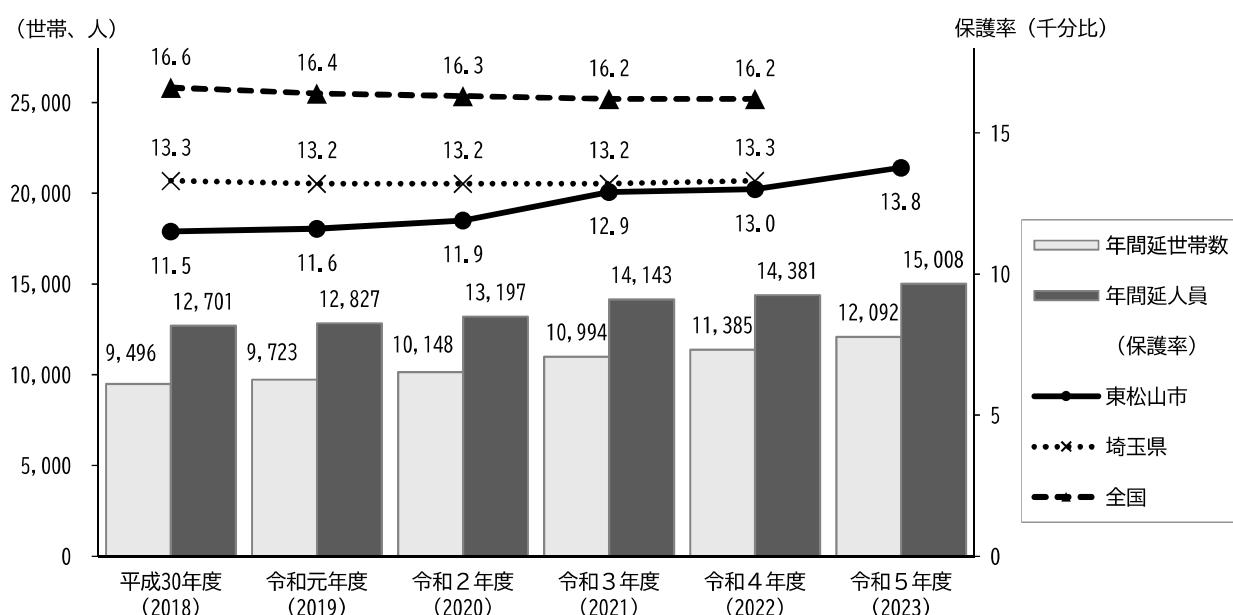
(6) 生活困窮の状況

生活保護については、令和5年度は年間延世帯数が 12,092 世帯で平成 30 年度から 27.3%増加、年間延人員は 15,008 人で 18.2%増加となっています。総人口に占める保護率（千分比）は全国・県よりも低い水準にあるものの上昇が続いており、令和5年度は 13.8%となっています。

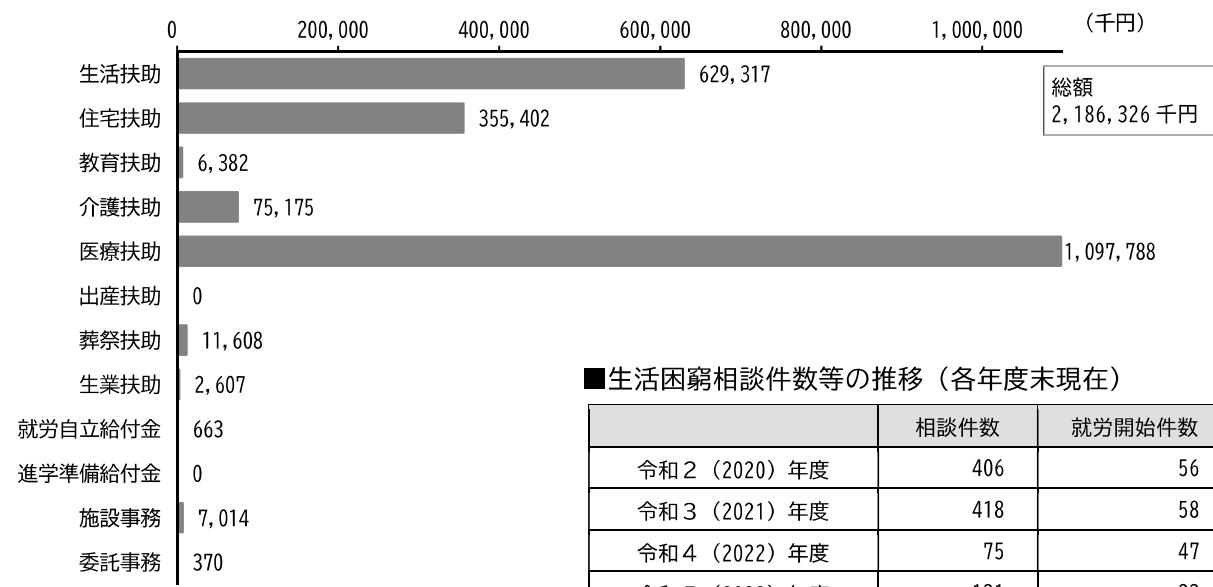
生活保護費の支給額は、令和5年度は総額 2,186,326 千円となり、保護の種類は医療扶助が 1,097,788 千円と最も多く、50.2%を占めています。

また、生活保護に至る前の生活困窮者への支援強化として、市は平成 27 年度から生活困窮者の自立に向けた相談窓口を設けており、令和5年度の相談件数は 131 件、就労開始件数は 33 件となっています。

■生活保護受給者数等の推移（各年度末現在）



■生活保護費（保護の種類別）支給額（令和5年度末現在）



資料：社会福祉課

■生活困窮相談件数等の推移（各年度末現在）

	相談件数	就労開始件数
令和2（2020）年度	406	56
令和3（2021）年度	418	58
令和4（2022）年度	75	47
令和5（2023）年度	131	33

(7) その他の相談等の状況

DV 等の女性相談は年度ごとに変動があり、令和5年度は相談件数が 114 件、うち、DV 相談は 44 件となっています。

児童虐待件数は、令和5年度は、平成30年度と比べ 1.6 倍となっています。

ひきこもりの相談は 12 件となり、その多くは本人・家族からの相談となっています。

自殺者は、男性が女性を上回る推移を示しています。

■DV等の女性相談（各年度末現在）(件)

	相談件数	うちDV相談
平成30（2018）年度	130	70
令和元（2019）年度	150	79
令和2（2020）年度	219	98
令和3（2021）年度	159	54
令和4（2022）年度	100	63
令和5（2023）年度	114	44

資料：人権市民相談課

■児童虐待件数（各年度末現在）(件)

	児童虐待件数
平成30（2018）年度	196
令和元（2019）年度	211
令和2（2020）年度	316
令和3（2021）年度	301
令和4（2022）年度	299
令和5（2023）年度	310

資料：こども支援課

■高齢者虐待件数（各年度末現在）(件)

	高齢者虐待件数
平成30（2018）年度	48
令和元（2019）年度	49
令和2（2020）年度	60
令和3（2021）年度	36
令和4（2022）年度	58
令和5（2023）年度	49

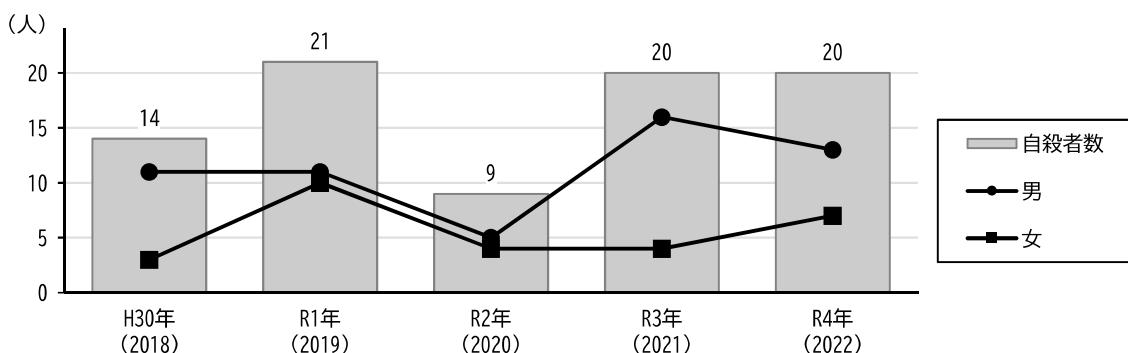
資料：高齢介護課

■ひきこもり相談（年度末現在）(件)

	相談件数	相談経路			
		本人・家族	支援者	職員	その他
令和5（2023）年度	12	8	0	4	0

資料：障害者福祉課

■自殺者数の推移（各年12月末現在）



資料：東松山市自殺対策計画

（8）地域福祉を支える組織の活動状況

① 東松山市社会福祉協議会

社会福祉協議会は「社会福祉法」により、地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けが明確にされている民間団体です。

東松山市社会福祉協議会では、地域福祉が市民により身近なものとなり、また地域福祉の充実が図れるように、市内7地区に社協支部を設置しています。各支部は、地域の特色を生かした事業や活動等を実施しています。

■各支部の令和5年度の主な事業

松山支部	ふれあいの集い（10月） 地域福祉講演会（3月）
大岡支部	シニアフェスティバル（10月） 三世代交流フライングディスク大会（11月） 一人暮らしのお年寄りとの交流会（3月）
唐子支部	夏のわくわく体験（7月） 健康講座（11月） 落語「天唐亭」（12月）
高坂支部	落語「九十九亭」（9月）、健康講座（2月）
野本支部	挨拶運動推進活動（7～8月） 高齢者と児童とのはがき交換事業（12月） 健康講座（12月）
高坂丘陵支部	ふれあいまつり・敬老会（10月） 落語「ふれあい亭」（12月） 住民向け啓発講座（年2回） 「虹のかけはし」発行（年2回）
平野支部	子育てサロン「ぶらんこ」（毎月） 世代間交流「居場所づくり」（10月）

② 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域住民の相談支援など、福祉増進に努めており、市内には152人、うち12人が子ども福祉のことを専門的に担当する主任児童委員として活動しています（令和6年5月20日現在）。

活動実績については、令和5年度は総活動日数が23,236日となり、令和3年度から減少傾向にあります。

活動状況別では、相談支援はほぼ横ばいで、令和5年度は2,848件となっています。相談内容としては、「子ども」に関連する内容が増加傾向にあり、分野別でみると障害者に関することが増加傾向にあります。

その他の活動については、要保護児童の発見の通告・介入が令和3年度は26件、令和4年度は15件、令和5年度は8件となっており、減少傾向にあります。

■民生委員・児童委員の活動状況（各年度末現在）

(件)

		相談支援	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
相談支援件数	内容別	在宅福祉	151	217	98
		介護保険	117	106	97
		健康・保健医療	416	331	233
		子育て・母子保健	186	268	189
		こどもの地域生活	164	171	103
		こどもの教育・学校生活	268	495	581
		生活費	50	45	51
		年金・保険	32	33	36
		仕事	12	13	4
		家族関係	91	79	76
		住居	44	27	42
		生活環境	204	246	249
		日常的な支援	516	504	486
	分野別	その他	617	488	603
		計	2,868	3,023	2,848
	他の活動件数	高齢者に関すること	1,558	1,413	1,297
		障害者に関すること	102	264	249
		こどもに関すること	743	942	880
		その他	465	404	422
		計	2,868	3,023	2,848
その他の活動件数	調査・実態把握	14,567	16,111	14,802	
	行事・事業・会議への参加協力	2,616	3,602	4,002	
	地域福祉活動・自主活動	10,212	10,738	9,825	
	民児協運営・研修	5,242	5,810	5,129	
	証明事務	186	218	192	
	要保護児童の発見の通告・介入	26	15	8	
訪問回数	訪問連絡活動	12,681	14,073	13,145	
	その他	7,991	8,570	12,112	
連絡調整回数	委員相互	9,863	11,379	10,951	
	その他の関係機関	5,243	5,030	4,386	
総活動日数		23,683	24,098	23,236	

資料：社会福祉課

第2章 東松山市の現状分析

③ ボランティア、市民活動団体（NPO法人を含む）

東松山市社会福祉協議会のボランティアグループに登録している団体数（令和5年度）は67団体、登録者数は58人、夏ボランティアの参加者数は268人となっています。

NPO法人は47団体で、多種多様に展開され、福祉分野においても多岐にわたる活動をしています。

■ボランティア・NPO法人登録状況（各年度末現在）

	ボランティア			NPO法人 (法人)
	団体数（団体）	登録者数（人）	夏ボランティア（人）	
令和元(2019)年度	101	83	531	38
令和2(2020)年度	91	46	187	39
令和3(2021)年度	79	61	63	42
令和4(2022)年度	70	39	196	43
令和5(2023)年度	67	58	268	47

資料：東松山市社会福祉協議会 埼玉県NPO情報ステーション（埼玉県共助社会づくり課）

④ 自治会加入世帯数

世帯数は増加する一方、自治会加入世帯数は横ばい状態が続いているため加入率は低下し、令和5年度は64.1%となっています。

■自治（町内）会加入世帯数

	世帯数（世帯）	加入世帯数（世帯）	加入率（%）
令和元(2019)年度	38,848	26,347	67.8
令和2(2020)年度	39,265	26,373	67.2
令和3(2021)年度	39,770	26,232	66.0
令和4(2022)年度	40,370	26,139	64.7
令和5(2023)年度	40,645	26,050	64.1

資料：地域支援課

⑤ シルバー人材センター

高齢者の就業機会の増大及び高齢者の生活支援の充実を目指して、高齢者の就労を斡旋しています。令和5年度の年度末会員数は623人、就業延人員は67,485人、受託件数は3,434件と減少傾向にあります。

■シルバー人材センター事業の推移（各年度末現在）

	年度末会員数（人）	就業延人員（人）	受託件数（件）
令和元(2019)年度	668	90,389	4,113
令和2(2020)年度	684	78,734	3,646
令和3(2021)年度	703	76,315	3,633
令和4(2022)年度	652	72,204	3,642
令和5(2023)年度	623	67,485	3,434

資料：シルバー人材センター

2 各地区の現状

(1) 松山地区

市の中央部に位置し、比企地域の中心都市として行政機関をはじめ様々な施設が集積しています。地域の中心に東松山駅があり、それを取り巻くように住宅地が広がり、駅を起点としたバス路線があります。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率	生産年齢人口 ・比率	年少人口 ・比率	外国人人口 ・比率	人口	高齢者人口 ・比率
40,380人 20,377世帯	11,079人 27.4%	25,055人 62.0%	4,246人 10.5%	2,358人 5.8%	39,907人 18,647世帯	10,321人 25.9%

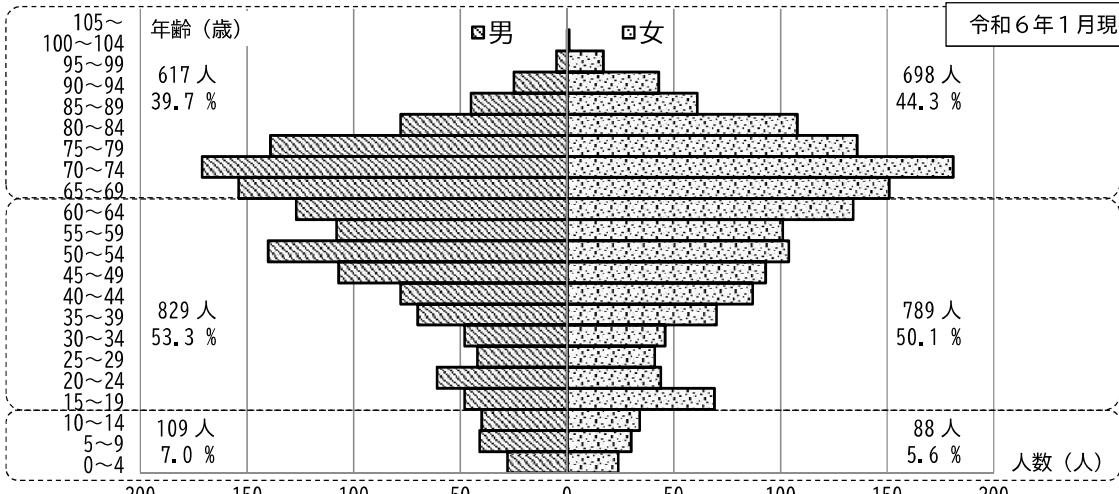
令和6年1月現在		平成31年1月	
年齢(歳)	人数(人)	年齢(歳)	人数(人)
105~104	5,051人 24.8%	100~104	6,028人 30.1%
95~99		95~99	
90~94		90~94	
85~89		85~89	
80~84		80~84	
75~79		75~79	
70~74		70~74	
65~69		65~69	
60~64		60~64	
55~59		55~59	
50~54	13,137人 64.6%	50~54	11,918人 59.5%
45~49		45~49	
40~44		40~44	
35~39		35~39	
30~34		30~34	
25~29		25~29	
20~24		20~24	
15~19		15~19	
10~14	2,146人 10.6%	10~14	2,100人 10.5%
5~9		5~9	
0~4		0~4	

保健福祉等に関する社会資源				
高齢者分野	居宅介護支援	13事業者	通所介護	5事業者
	訪問介護	10事業者	グループホーム	4事業者
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			1事業者
障害者分野	訪問系事業所	19事業者	日中活動系事業所	21事業者
	入所施設	0事業者	グループホーム	26事業者
子育て分野	保育所※	7か所	定員 321人	利用者数 357人
	幼稚園	3か所	定員 745人	利用者数 254人
	放課後児童クラブ	8か所	定員 464人	利用者数 469人
その他資源	公園		48か所 (299,703 m ²)	
	民生委員・児童委員数	72人	地域福祉協力員	13人
	病院・診療所	30施設		

地域の指標				
一人暮らし高齢者数	2,767人	シニアクラブ設置数		26か所
高齢者世帯数	1,908世帯	シニアクラブ会員数		1,200人
自治会加入世帯数	11,583世帯	シルバー人材センター登録者数		227人
高齢者サロン数	22か所	シニアボランティアポイント制度登録者数		268人
支え合いサポーター登録者数	41人			
要支援認定者数	410人	要介護認定者数		1,180人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
	1,054人	333人		610人

(2) 大岡地区

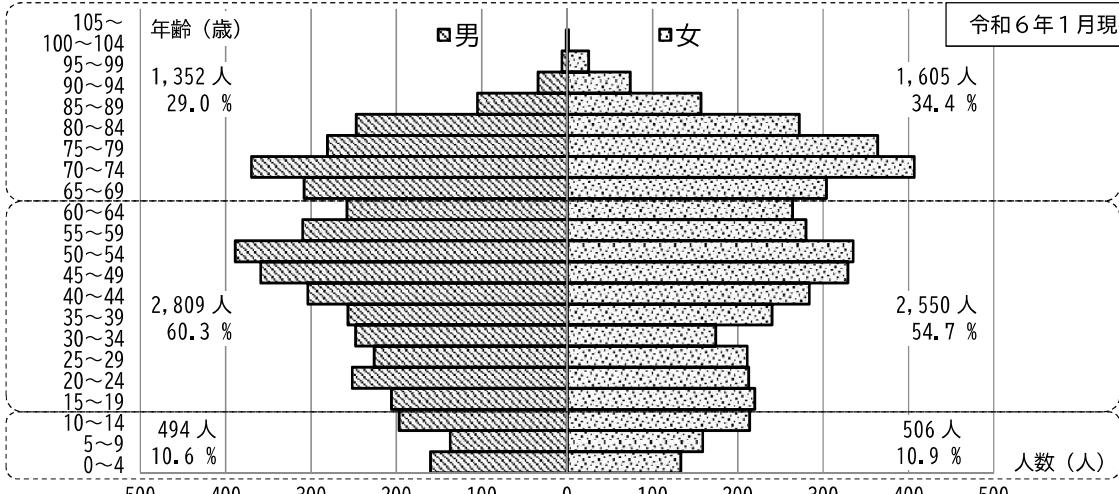
市の北部に位置し、西側に丘陵地があり、角川や和田吉野川沿いは田園地帯となっています。国道407号沿いにバス路線がありますが、多くの住民は自動車を主要な移動手段としています。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率	生産年齢人口 ・比率	年少人口 ・比率	外国人人口 ・比率	人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率
3,130人 1,536世帯	1,315人 42.0%	1,618人 51.7%	197人 6.3%	43人 1.4%	3,472人 1,604世帯	1,266人 36.5%
105~ 100~104 95~99 90~94 85~89 80~84 75~79 70~74 65~69 60~64 55~59 50~54 45~49 40~44 35~39 30~34 25~29 20~24 15~19 10~14 5~9 0~4	年齢(歳) 617人 39.7 % 829人 53.3 % 109人 7.0 %	男 女	698人 44.3 % 789人 50.1 % 88人 5.6 %	人数(人)	令和6年1月現在	
					令和6年1月現在	
保健福祉等に関する社会資源						
高齢者分野	居宅介護支援	3事業者	通所介護		1事業者	
	訪問介護	0事業者	グループホーム		0事業者	
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設				1事業者	
障害者分野	訪問系事業所	0事業者	日中活動系事業所		7事業者	
	入所施設	2事業者	グループホーム		1事業者	
子育て分野	保育所※	2か所	定員 123人	利用者数 96人		
	幼稚園	0か所	定員 人	利用者数 人		
	放課後児童クラブ	1か所	定員 42人	利用者数 34人		
その他資源	公園			1か所 (54,511 m ²)		
	民生委員・児童委員数	6人	地域福祉協力員		5人	
	病院・診療所	2施設				
地域の指標						
一人暮らし高齢者数	350人	シニアクラブ設置数		5か所		
高齢者世帯数	256世帯	シニアクラブ会員数		239人		
自治会加入世帯数	966世帯	シルバー人材センター登録者数		28人		
高齢者サロン数	7か所	シニアボランティアポイント制度登録者数		35人		
支え合いサポーター登録者数	11人					
要支援認定者数	25人	要介護認定者数		126人		
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳			
	126人	46人	60人			

※小規模保育事業所、認定こども園含む

(3) 唐子地区

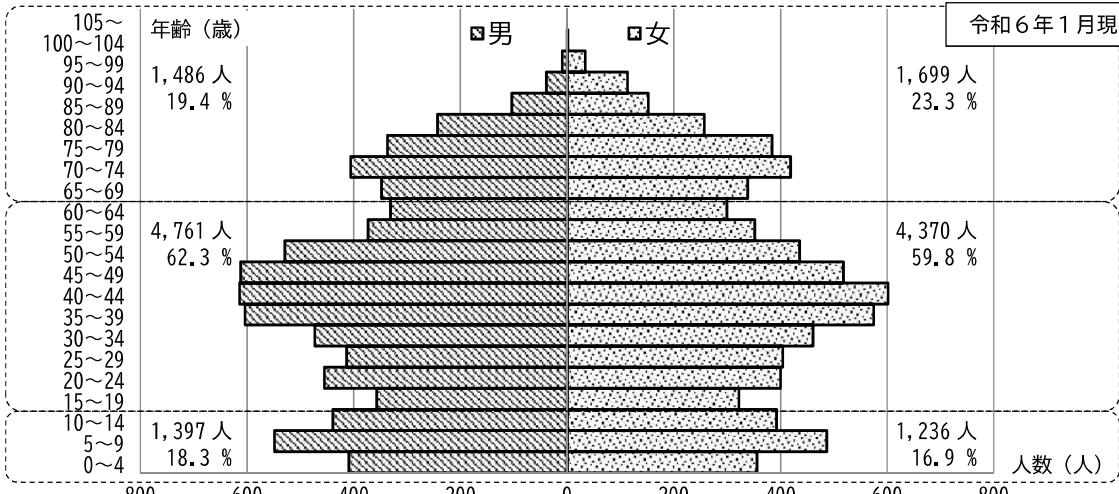
市の西部に位置し、都幾川沿いに水田や畠地、丘陵など「ふるさとの原風景」ともいえる景観が残されており、豊かな自然と調和した生活環境が保たれています。東松山駅・森林公園駅・つきのわ駅へのアクセスが良好な地域です。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口 世帯数	高齢者人口 ・比率	生産年齢人口 ・比率	年少人口 ・比率	外国人人口 ・比率	人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率
9,316人 4,192世帯	2,957人 31.7%	5,359人 57.5%	1,000人 10.7%	328人 3.5%	9,331人 3,868世帯	2,843人 30.5%
						
保健福祉等に関する社会資源						
高齢者分野	居宅介護支援	6事業者	通所介護	3事業者		
	訪問介護	1事業者	グループホーム	1事業者		
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			1事業者		
障害者分野	訪問系事業所	2事業者	日中活動系事業所	3事業者		
	入所施設	0事業者	グループホーム	6事業者		
子育て分野	保育所※	7か所	定員 374人	利用者数 326人		
	幼稚園	0か所	定員 人	利用者数 人		
	放課後児童クラブ	3か所	定員 146人	利用者数 187人		
その他資源	公園		22か所 (198,238m²)			
	民生委員・児童委員数	18人	地域福祉協力員	0人		
	病院・診療所	5施設				
地域の指標						
一人暮らし高齢者数	680人	シニアクラブ設置数		8か所		
高齢者世帯数	582世帯	シニアクラブ会員数		401人		
自治会加入世帯数	2,852世帯	シルバー人材センター登録者数		52人		
高齢者サロン数	11か所	シニアボランティアポイント制度登録者数		80人		
支え合いサポーター登録者数	20人					
要支援認定者数	68人	要介護認定者数		254人		
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳			
	291人	81人	93人			

※小規模保育事業所、認定こども園含む

(4) 高坂地区

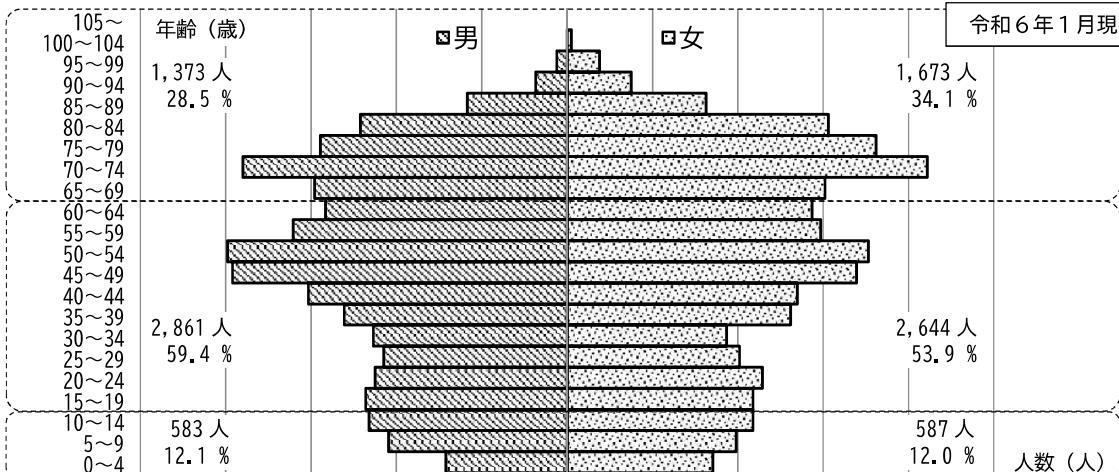
市の南部に位置し、西側の丘陵地、中央の台地と起伏に富んだ地形で、豊かな自然環境を育んでいます。地域の中心に高坂駅があり、駅周辺では土地区画整理事業による基盤整備が行われた住宅地が広がり、あずま町には商業施設が集積しています。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率	生産年齢人口 ・比率	年少人口 ・比率	外国人人口 ・比率	人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率
14,949人 6,806世帯	3,185人 21.3%	9,131人 61.1%	2,633人 17.6%	412人 2.8%	13,656人 5,952世帯	2,970人 21.8%
						
保健福祉等に関する社会資源						
高齢者分野	居宅介護支援	3事業者	通所介護	3事業者		
	訪問介護	3事業者	グループホーム	1事業者		
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設				1事業者	
障害者分野	訪問系事業所	5事業者	日中活動系事業所	5事業者		
	入所施設	1事業者	グループホーム	3事業者		
子育て分野	保育所※	4か所	定員 301人	利用者数 309人		
	幼稚園	1か所	定員 280人	利用者数 220人		
	放課後児童クラブ	2か所	定員 220人	利用者数 220人		
その他資源	公園		29か所 (1,283,089m ²)			
	民生委員・児童委員数	13人	地域福祉協力員	3人		
	病院・診療所	8施設				
地域の指標						
一人暮らし高齢者数	766人	シニアクラブ設置数		14か所		
高齢者世帯数	630世帯	シニアクラブ会員数		642人		
自治会加入世帯数	3,392世帯	シルバー人材センター登録者数		80人		
高齢者サロン数	20か所	シニアボランティアポイント制度登録者数		28人		
支え合いサポーター登録者数	11人					
要支援認定者数	103人	要介護認定者数		294人		
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳			
	332人	102人	150人			

※小規模保育事業所、認定こども園含む

(5) 野本地区

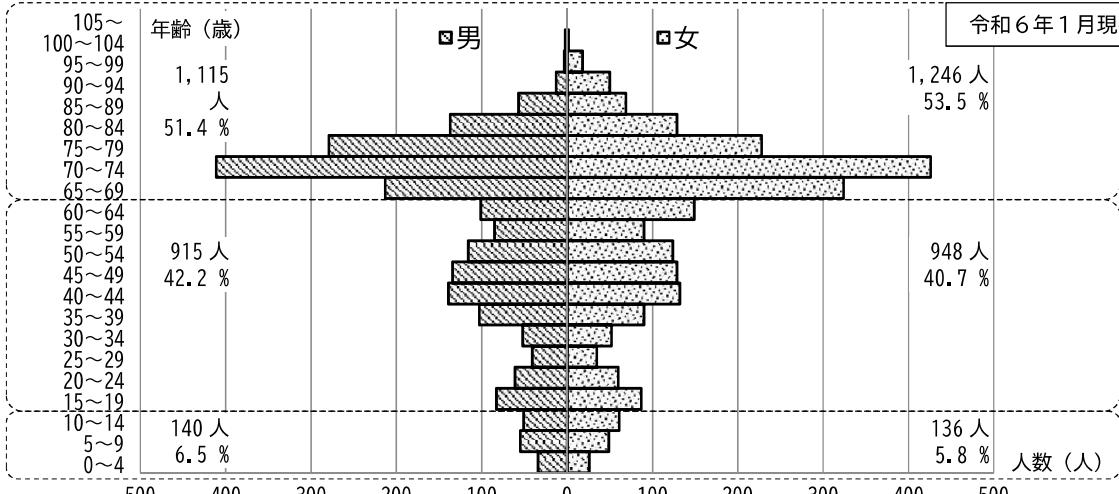
市の南東部に位置し、田園地帯と北側の住宅地によりなっています。国道 254 号と 407 号による交通アクセスが良好なため、多くの住民は自動車を主要な移動手段としています。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率	生産年齢人口 ・比率	年少人口 ・比率	外国人人口 ・比率	人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率
9,721 人 4,199 世帯	3,046 人 31.3%	5,505 人 56.6%	1,170 人 12.0%	177 人 1.8%	9,823 人 3,986 世帯	2,926 人 29.8%
						
保健福祉等に関する社会資源						
高齢者分野	居宅介護支援	2事業者	通所介護		4事業者	
	訪問介護	0事業者	グループホーム		1事業者	
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設					2事業者
障害者分野	訪問系事業所	0事業者	日中活動系事業所		5事業者	
	入所施設	0事業者	グループホーム		2事業者	
子育て分野	保育所※	6か所	定員 541 人	利用者数 512 人		
	幼稚園	1か所	定員 280 人	利用者数 211 人		
	放課後児童クラブ	3か所	定員 101 人	利用者数 135 人		
その他資源	公園			7か所 (12,004 m²)		
	民生委員・児童委員数	18 人	地域福祉協力員		1人	
	病院・診療所	5施設				
地域の指標						
一人暮らし高齢者数	1,060 人	シニアクラブ設置数		10か所		
高齢者世帯数	898 世帯	シニアクラブ会員数		510 人		
自治会加入世帯数	2,755 世帯	シルバー人材センター登録者数		72 人		
高齢者サロン数	11 か所	シニアボランティアポイント制度登録者数		58 人		
支え合いサポーター登録者数	6 人					
要支援認定者数	89 人	要介護認定者数		300 人		
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳		療育手帳	精神障害者保健福祉手帳		
	283 人		90 人	111 人		

※小規模保育事業所、認定こども園含む

(6) 高坂丘陵地区

市の南部の丘陵地に位置し、土地区画整理事業により開発された住宅地で、都市基盤や交通アクセスが整備されています。なお、当初整備から40年程経過しており、急激な高齢化が進んでいます。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率	生産年齢人口 ・比率	年少人口 ・比率	外国人人口 ・比率	人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率
4,500人 2,100世帯	2,361人 52.5%	1,863人 41.4%	276人 6.1%	24人 0.5%	4,781人 2,077世帯	2,042人 42.7%
105~ 100~104 95~99 90~94 85~89 80~84 75~79 70~74 65~69 60~64 55~59 50~54 45~49 40~44 35~39 30~34 25~29 20~24 15~19 10~14 5~9 0~4	年齢(歳) 1,115人 51.4%	男 1,246人 53.5%	女 948人 40.7%	人数(人) 136人 5.8%	令和6年1月現在	
						
保健福祉等に関する社会資源						
高齢者分野	居宅介護支援	1事業者	通所介護	0事業者		
	訪問介護	0事業者	グループホーム	0事業者		
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設					0事業者
障害者分野	訪問系事業所	2事業者	日中活動系事業所	0事業者		
	入所施設	0事業者	グループホーム	0事業者		
子育て分野	保育所※	0か所	定員 人	利用者数 人		
	幼稚園	0か所	定員 人	利用者数 人		
	放課後児童クラブ	3か所	定員 139人	利用者数 154人		
その他資源	公園				19か所 (229,922 m ²)	
	民生委員・児童委員数	10人	地域福祉協力員	3人		
	病院・診療所	1施設				
地域の指標						
一人暮らし高齢者数	386人	シニアクラブ設置数		1か所		
高齢者世帯数	638世帯	シニアクラブ会員数		17人		
自治会加入世帯数	1,691世帯	シルバー人材センター登録者数		68人		
高齢者サロン数	5か所	シニアボランティアポイント制度登録者数		36人		
支え合いサポーター登録者数	21人					
要支援認定者数	33人	要介護認定者数		120人		
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳		療育手帳	精神障害者保健福祉手帳		
	134人		23人	47人		

※小規模保育事業所、認定こども園含む

(7) 平野地区

市の北部に位置し、東側の大規模な住宅地と、それ以外の田園住宅地域からなっています。東側住宅地や東松山駅から大岡地区方面へ通じるバス路線があります。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率	生産年齢人口 ・比率	年少人口 ・比率	外国人人口 ・比率	人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率
9,098人 4,329世帯	3,294人 36.2%	4,988人 54.8%	816人 9.0%	276人 3.0%	9,320人 4,116世帯	2,937人 31.5%
105~ 100~104 95~99 90~94 85~89 80~84 75~79 70~74 65~69 60~64 55~59 50~54 45~49 40~44 35~39 30~34 25~29 20~24 15~19 10~14 5~9 0~4	年齢(歳) 1,558人 34.0 %	男 2,599人 56.7 %	女 2,389人 53.0 %	1,736人 38.5 %	令和6年1月現在	人数(人)
保健福祉等に関する社会資源						
高齢者分野	居宅介護支援	1事業者	通所介護	0事業者		
	訪問介護	1事業者	グループホーム	2事業者		
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設					1事業者
障害者分野	訪問系事業所	0事業者	日中活動系事業所	1事業者		
	入所施設	0事業者	グループホーム	7事業者		
子育て分野	保育所※	1か所	定員 60人	利用者数 56人		
	幼稚園	1か所	定員 270人	利用者数 114人		
	放課後児童クラブ	1か所	定員 80人	利用者数 58人		
その他資源	公園			8か所 (45,677 m ²)		
	民生委員・児童委員数	15人	地域福祉協力員	4人		
	病院・診療所	6施設				
地域の指標						
一人暮らし高齢者数	721人	シニアクラブ設置数		5か所		
高齢者世帯数	743世帯	シニアクラブ会員数		223人		
自治会加入世帯数	2,811世帯	シルバー人材センター登録者数		106人		
高齢者サロン数	8か所	シニアボランティアポイント制度登録者数		61人		
支え合いサポーター登録者数	12人					
要支援認定者数	91人	要介護認定者数		239人		
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳		療育手帳	精神障害者保健福祉手帳		
	287人		84人	124人		

※小規模保育事業所、認定こども園含む

3 アンケート調査からうかがえる市の地域福祉の状況

(1) 調査の概要

「東松山市地域福祉計画」の策定にあたり、その基礎資料とするため、本市在住の市民を対象に、本市の地域福祉の現状や課題等を把握することを目的に実施しました。

調査方法：郵送配付、郵送回収

調査対象：無作為抽出による 18 歳以上の市民 2,000 人

調査期間：令和6年2月29日（木）～令和6年3月8日（金）

回収結果：調査数 2,000 件 回収数 1,128 件 回収率 56.4%

(2) 調査結果の概要

【注意事項】

- 比率は小数点以下第2位を四捨五入しており、合計が 100.0% とならないこともあります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が 100.0% を超えることがあります。
- グラフの (n = ○○) という表記は、number of case の略であり、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表しています。
- 全体の数値には性別等の不明分が含まれているため、全体の件数と性別等の合計件数が合わない場合があります。

① 近所付き合いの状況及びその考え方について

近所付き合いの程度は、「顔を合わせればあいさつする程度（41.4%）」が最も多く、年代別では、10代～50代は特に多く、過半数を占めています。また、20代は「ほとんど付き合わない」も3割弱と比較的多くなっています。

近所付き合いについての考え方は、「大切だと思う（53.1%）」が最も多くなっています。年代別では、「とても大切なと思う」の割合は年代が高くなるほど上昇する傾向がみられます。

■近所付き合いの程度

	件数	困っているときに、相談や手助けができる	簡単な頼みごと程度ならできる	たまに世間話や立ち話をしている	顔を合わせればあいさつする程度	ほとんど付き合わない	その他	無回答
合計	1,128	8.8%	9.8%	29.9%	41.4%	7.4%	0.4%	2.4%
10代	14	0.0%	0.0%	7.1%	78.6%	0.0%	0.0%	14.3%
20代	69	2.9%	2.9%	10.1%	56.5%	27.5%	0.0%	0.0%
30代	70	7.1%	7.1%	17.1%	52.9%	12.9%	1.4%	1.4%
40代	143	6.3%	4.9%	23.1%	54.5%	9.8%	0.0%	1.4%
50代	174	8.0%	7.5%	18.4%	55.2%	9.2%	0.6%	1.1%
60代	246	8.9%	9.8%	35.4%	41.5%	4.5%	0.0%	0.0%
70代	301	11.3%	16.3%	41.2%	22.6%	4.0%	0.3%	4.3%
80代以上	73	8.2%	8.2%	41.1%	37.0%	1.4%	1.4%	2.7%

■近所付き合いについての考え方

	件数	とても大切なと思う	大切だと思う	特に何も考えたことはない	わずらわしい	とてもわずらわしい	無回答
合計	1,128	16.8%	53.1%	21.2%	5.4%	1.2%	2.4%
10代	14	7.1%	42.9%	35.7%	0.0%	0.0%	14.3%
20代	69	7.2%	39.1%	42.0%	4.3%	7.2%	0.0%
30代	70	11.4%	57.1%	22.9%	7.1%	0.0%	1.4%
40代	143	11.9%	53.1%	21.0%	9.1%	2.8%	2.1%
50代	174	12.1%	50.0%	27.0%	8.0%	1.7%	1.1%
60代	246	15.9%	60.2%	19.1%	4.9%	0.0%	0.0%
70代	301	21.9%	53.8%	17.6%	3.0%	0.0%	3.7%
80代以上	73	23.3%	57.5%	11.0%	4.1%	1.4%	2.7%

② 福祉への関心と福祉に対する考え方について

福祉への関心は、「ある程度関心がある（56.7%）」が多数を占め、「とても関心がある（10.4%）」と合計すると 67.1%となっていますが、前回計画策定時の調査と比較すると約5ポイント下回っています。年齢別では、10代～30代は福祉への関心度が比較的低くなっていますが、「あまり関心がない」が約3割となっていますが、年代が高くなるほど関心度は上昇しています。

福祉に対する考え方は、「福祉は、行政と地域住民すべてが協力し合いながら行うものである（59.2%）」が最も多くなっています。年代別では、「福祉は、行政と地域住民すべてが協力し合いながら行うものである」という回答は、年代が高くなるほど割合が上昇する傾向がみられます。

■福祉への関心

	件数	とても関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	わからない	無回答
合計	1,128	10.4%	56.7%	18.7%	1.8%	10.0%	2.4%
10代	14	14.3%	35.7%	28.6%	0.0%	21.4%	0.0%
20代	69	10.1%	43.5%	30.4%	10.1%	4.3%	1.4%
30代	70	7.1%	47.1%	28.6%	2.9%	14.3%	0.0%
40代	143	9.8%	52.4%	23.8%	4.2%	8.4%	1.4%
50代	174	8.0%	53.4%	24.7%	0.6%	12.6%	0.6%
60代	246	8.1%	61.4%	17.1%	0.8%	10.6%	2.0%
70代	301	10.3%	63.1%	13.0%	0.7%	9.0%	4.0%
80代以上	73	20.5%	54.8%	8.2%	0.0%	12.3%	4.1%

■福祉に対する考え方

	件数	恵まれた人が困っている人にに対して手を差し伸べること	自分でもっと努力すべきであり、援助の必要はない	福祉は、行政（国や県、市）の責任で行うべき	親類縁者が面倒をみればよい	福祉は、行政と地域住民すべてが協力し合いながら行うもの	その他	わからない	無回答
合計	1,128	6.4%	0.9%	17.1%	0.6%	59.2%	1.7%	11.2%	2.9%
10代	14	28.6%	0.0%	7.1%	0.0%	35.7%	7.1%	21.4%	0.0%
20代	69	11.6%	1.4%	20.3%	2.9%	46.4%	0.0%	15.9%	1.4%
30代	70	2.9%	1.4%	25.7%	1.4%	48.6%	1.4%	18.6%	0.0%
40代	143	8.4%	0.7%	19.6%	0.7%	55.2%	0.7%	13.3%	1.4%
50代	174	5.7%	0.0%	19.0%	1.1%	59.8%	2.3%	11.5%	0.6%
60代	246	3.3%	1.6%	14.6%	0.4%	67.5%	2.0%	8.9%	1.6%
70代	301	5.3%	1.0%	13.6%	0.0%	64.5%	2.0%	8.3%	5.3%
80代以上	73	11.0%	0.0%	23.3%	0.0%	43.8%	0.0%	15.1%	6.8%

③ 地域への愛着、地域の支え合い

地域への愛着は、「ある程度愛着がある（57.4%）」が最も多く、「とても愛着がある（17.7%）」と合計すると 75.1%に上ります。年代別では、「とても愛着がある」は年代が高くなるほど上昇する傾向が見られ、80代以上は 26.0%となっています。

地域の支え合いについては、「少し感じる（34.0%）」が最も多く、「とても感じる（6.7%）」と合計すると 40.7%に上ります。年代別では、年代が高くなるほど支え合っていると「感じる」合計が上昇する傾向がみられ、80代では5割台半ばに上ります。

■ 地域への愛着

	件数	とても愛着がある	ある程度愛着がある	あまり愛着はない	わからない	まったく愛着はない	無回答	愛着がある（「とても愛着がある」+「ある程度愛着がある」）	愛着はない（「あまり愛着はない」+「まったく愛着はない」）
合計	1,128	17.7%	57.4%	13.5%	2.5%	6.4%	2.5%	75.2%	19.9%
10代	14	21.4%	42.9%	14.3%	0.0%	7.1%	14.3%	64.3%	21.4%
20代	69	11.6%	50.7%	21.7%	8.7%	7.2%	0.0%	62.3%	29.0%
30代	70	11.4%	55.7%	15.7%	2.9%	12.9%	1.4%	67.1%	28.6%
40代	143	14.0%	55.9%	16.8%	5.6%	6.3%	1.4%	69.9%	23.1%
50代	174	14.4%	59.8%	15.5%	2.3%	6.9%	1.1%	74.1%	22.4%
60代	246	18.3%	63.0%	12.2%	1.2%	5.3%	0.0%	81.3%	17.5%
70代	301	20.9%	57.5%	10.6%	1.3%	5.3%	4.3%	78.4%	15.9%
80代以上	73	26.0%	49.3%	13.7%	1.4%	6.8%	2.7%	75.3%	20.5%

■ 地域の支え合いについて

	件数	とても感じる	少し感じる	あまり感じない	まったく感じない	わからない	無回答	感じる（「とても感じる」+「少し感じる」）	感じない（「あまり感じない」+「まったく感じない」）
合計	1,128	6.7%	34.0%	34.2%	7.4%	15.2%	2.5%	40.8%	41.6%
10代	14	21.4%	35.7%	21.4%	0.0%	7.1%	14.3%	57.1%	21.4%
20代	69	1.4%	26.1%	30.4%	21.7%	20.3%	0.0%	27.5%	52.2%
30代	70	11.4%	22.9%	37.1%	7.1%	20.0%	1.4%	34.3%	44.3%
40代	143	5.6%	28.7%	40.6%	7.0%	16.8%	1.4%	34.3%	47.6%
50代	174	5.7%	30.5%	38.5%	6.9%	17.2%	1.1%	36.2%	45.4%
60代	246	4.5%	41.1%	32.5%	6.5%	15.4%	0.0%	45.5%	39.0%
70代	301	8.3%	35.5%	31.6%	7.6%	13.0%	4.0%	43.9%	39.2%
80代以上	73	11.0%	39.7%	32.9%	1.4%	11.0%	4.1%	50.7%	34.2%

④ 支援が必要な方に対してしてあげられること、孤立に気づいた場合の対応

支援が必要な方に対して自分ができることは、「ゴミ出しなど、ちょっとした日常活動の支援（42.1%）」が最も多く、次いで「一人暮らし高齢者や障害者などの安否確認や声かけ（32.4%）」「関係機関への情報提供（25.3%）」となっています。なお、「特にない（24.6%）」は2割強となっています。年代別では、「一人暮らし高齢者や障害者などの安否確認や声かけ」が60代は4割強、50代は3割強などとなっている一方、「特にない」が30代は4割強、20代と80代以上は3割強に上ります。

孤立に気づいた場合の対応は、「あいさつや声かけなどをしながら、様子を見守る（41.0%）」が最も多く、次いで「民生委員・児童委員に連絡する（22.0%）」「市役所や社会福祉協議会、相談機関などへ連絡する（17.7%）」「市役所や社会福祉協議会、相談機関などに相談することを勧める（16.8%）」となっています。また、「わからない（21.1%）」は約2割、「関わりたくない（7.3%）」も若干みられます。年代別では、70代及び80代は「民生委員・児童委員（主任児童委員含む）に連絡する」が3割以上ですが、10代は0%、20代は8.7%、40～50代も1割台にとどまっています。

■ 支援が必要な方に対してしてあげられること

	件数	ゴミ出しなどちよつとした日常活動の支援	おかげなどちよつとしたお手そ分け	病院などへ通院の付き添い	一人暮らしの高齢者や障害者などの安否確認や声かけ	関係機関への情報提供	定期的な話し相手	買い物のお手伝い	短時間の子どもの預かり	その他	特にない	無回答
合計	1,128	42.1%	10.8%	7.4%	32.4%	25.3%	10.1%	12.9%	5.8%	2.2%	24.6%	6.6%
10代	14	57.1%	7.1%	0.0%	7.1%	0.0%	35.7%	21.4%	7.1%	0.0%	35.7%	0.0%
20代	69	36.2%	4.3%	8.7%	29.0%	30.4%	13.0%	11.6%	5.8%	1.4%	40.6%	1.4%
30代	70	34.3%	0.0%	1.4%	28.6%	20.0%	5.7%	7.1%	11.4%	0.0%	25.7%	5.7%
40代	143	39.9%	8.4%	4.2%	28.7%	34.3%	13.3%	9.8%	11.2%	3.5%	23.1%	4.2%
50代	174	40.8%	5.7%	4.0%	31.6%	23.0%	10.3%	13.8%	4.6%	1.7%	27.0%	5.2%
60代	246	45.1%	13.8%	8.1%	41.1%	29.7%	10.6%	16.7%	5.3%	1.6%	20.3%	7.3%
70代	301	46.2%	13.3%	9.6%	31.2%	20.3%	7.3%	13.6%	3.7%	3.0%	22.9%	8.6%
80代以上	73	34.2%	15.1%	13.7%	26.0%	23.3%	8.2%	5.5%	1.4%	4.1%	32.9%	5.5%

■ 孤立に気づいた場合の対応

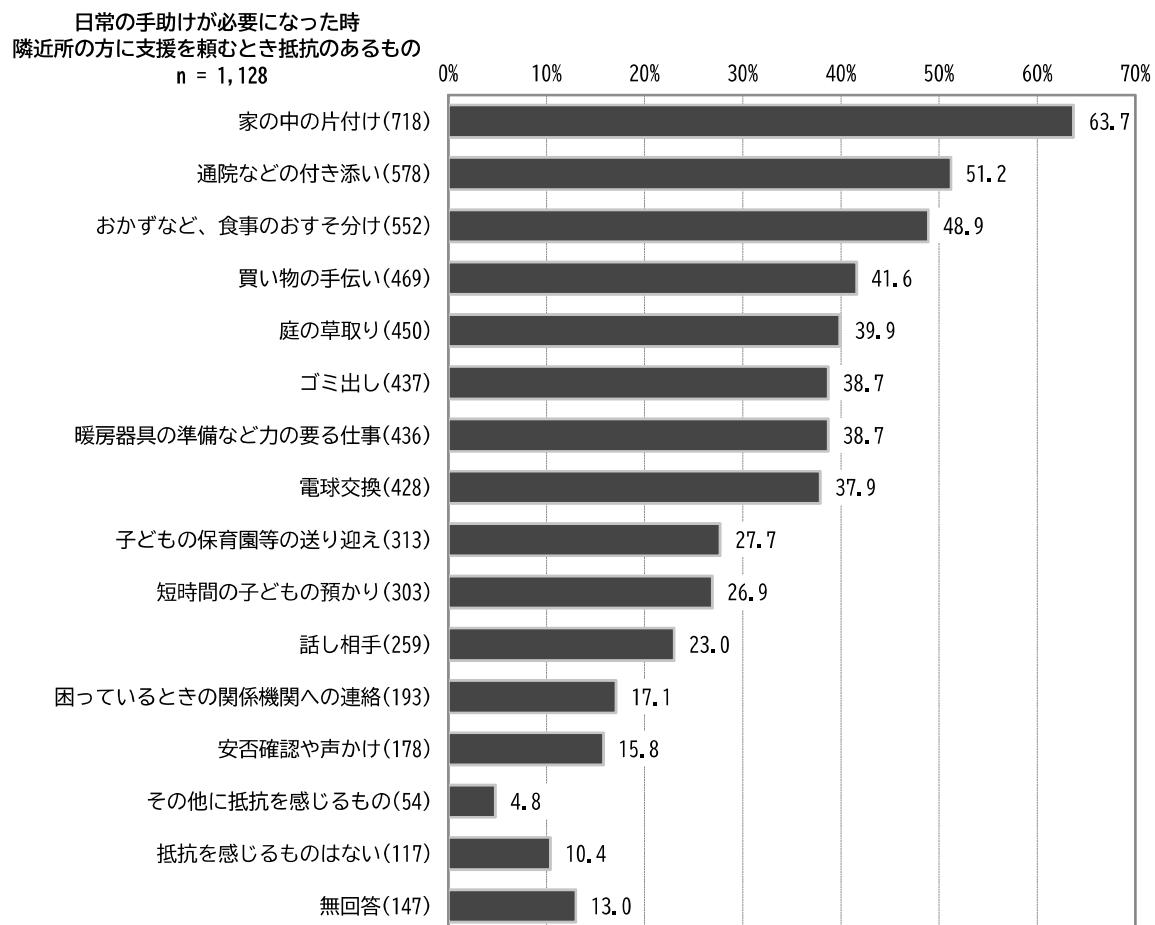
	件数	あいさつや声かけなどをしながら、様子を見守る	民生委員・児童委員（主任児童委員含む）に連絡する	市役所や社会福祉協議会、相談機関などへの相談を勧める	市役所や社会福祉協議会、相談機関などへ連絡する	その他	関わりたくない	わからない	無回答
合計	1,128	41.0%	22.0%	16.8%	17.7%	2.9%	7.3%	21.1%	6.6%
10代	14	50.0%	0.0%	21.4%	0.0%	7.1%	21.4%	14.3%	0.0%
20代	69	40.6%	8.7%	4.3%	10.1%	2.9%	18.8%	23.2%	2.9%
30代	70	41.4%	10.0%	2.9%	10.0%	1.4%	8.6%	32.9%	2.9%
40代	143	40.6%	11.9%	9.1%	20.3%	4.2%	9.1%	24.5%	3.5%
50代	174	34.5%	16.7%	17.8%	16.1%	1.7%	6.3%	31.6%	4.6%
60代	246	43.5%	24.8%	18.3%	24.4%	2.4%	6.1%	18.3%	6.1%
70代	301	42.9%	30.9%	21.6%	16.3%	3.3%	5.0%	15.6%	9.3%
80代以上	73	31.5%	38.4%	21.9%	20.5%	4.1%	6.8%	15.1%	8.2%

⑤ 支援を頼むことへの抵抗

支援を頼むことに抵抗を感じるものは、「家の中の片付け（63.7%）」「通院などの付き添い（51.2%）」「おかずなど、食事のおすそ分け（48.9%）」が過半数を上回っています。

支援を頼むことに抵抗を感じる理由については、70~80代に絞ってみると、「自分や家族で何とかしたいから」以外は全体集計よりも割合が低く、支援を頼むことへの抵抗が和らぐ傾向がみられます。

■支援を頼むことに抵抗を感じるもの



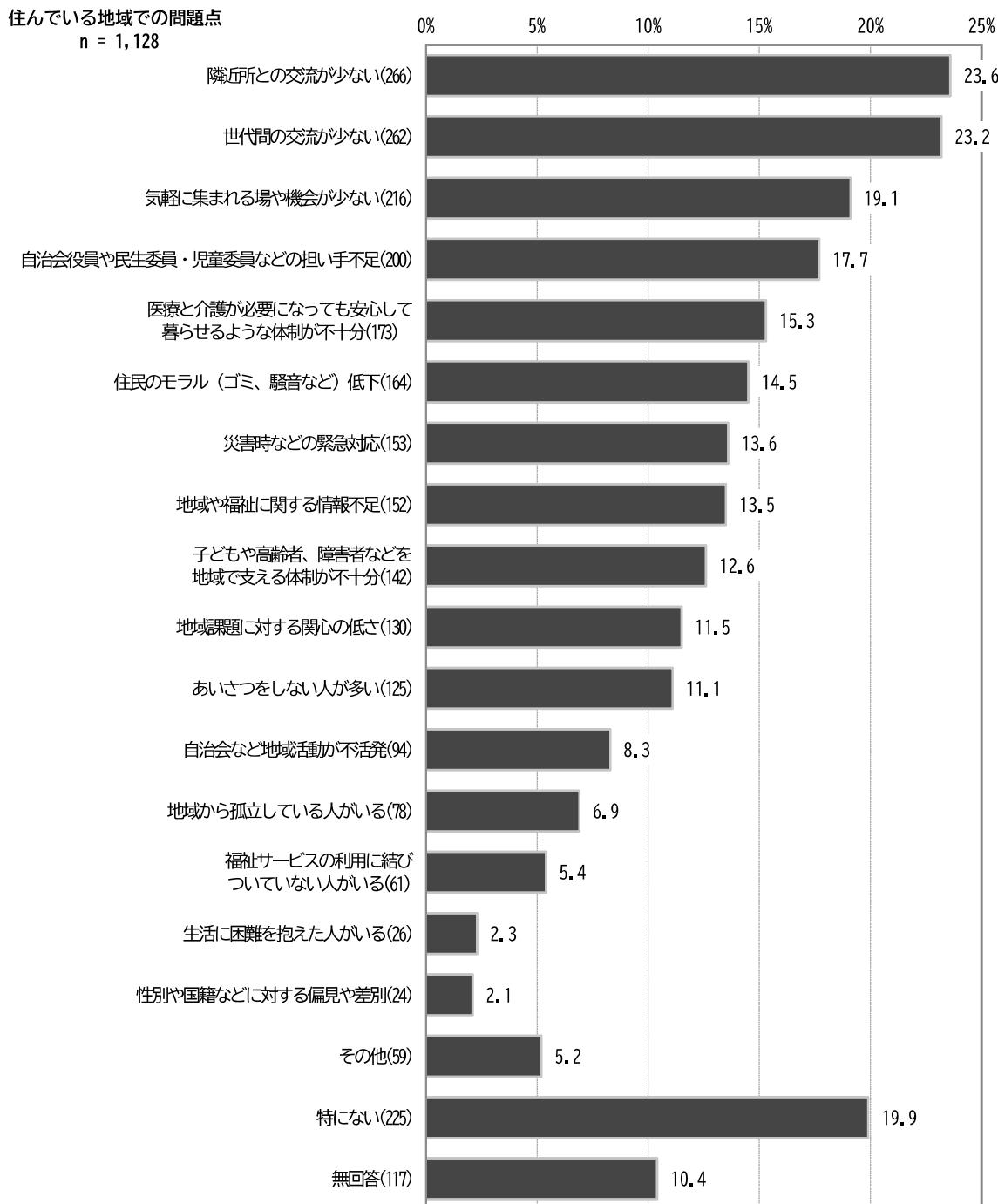
■支援を頼むことに抵抗を感じる理由

	件数	普段からの付き合いがないから	自分や家族で何とかしたいから	家まで立ち入られたくないから	自分の情報が漏れることができ心配だから	その他	無回答
合計	864	36.8%	56.5%	44.8%	16.8%	9.6%	3.0%
10代	13	23.1%	69.2%	23.1%	23.1%	15.4%	0.0%
20代	59	55.9%	33.9%	52.5%	28.8%	13.6%	3.4%
30代	61	45.9%	44.3%	55.7%	23.0%	16.4%	0.0%
40代	128	44.5%	50.0%	48.4%	20.3%	8.6%	1.6%
50代	146	43.2%	55.5%	52.1%	19.2%	7.5%	0.0%
60代	194	28.9%	60.3%	46.4%	16.5%	8.8%	2.6%
70代	195	32.3%	66.2%	33.8%	9.7%	8.7%	5.1%
80代以上	44	20.5%	59.1%	38.6%	6.8%	13.6%	11.4%

⑥ 地域の問題点

地域の問題点は、「隣近所との交流が少ない（23.6%）」が最も多く、次いで「世代間の交流が少ない（23.2%）」となっています。また、「特にない」が約2割となっています。

■地域の問題点



⑦ 地域活動について

地域活動への参加の状況は、「参加したことはない（52.3%）」が最も多く、「参加したことがある」という合計を上回っています。しかし、地域活動への今後の参加意向は、「興味がある活動があれば参加したい（27.8%）」が最も多く、次いで「きっかけがあれば参加したい（20.0%）」となっており、「参加するつもりはない」を上回っています。

地域活動に参加しやすくなる条件は、「自分にあった時間や内容の活動であること（70.3%）」が特に多く、次いで「友人や家族と一緒に活動できること（25.4%）」「参加によるメリットがあること（24.0%）」となっています。

■ボランティア活動への参加状況

	件数	現在も参加している	以前に参加したことがある（5年以内）	参加したことはない	無回答	参加したことがある
合計	1,128	21.6%	24.4%	52.3%	1.7%	46.0%
10代	14	7.1%	42.9%	50.0%	0.0%	50.0%
20代	69	2.9%	14.5%	82.6%	0.0%	17.4%
30代	70	12.9%	14.3%	71.4%	1.4%	27.1%
40代	143	15.4%	27.3%	54.5%	2.8%	42.7%
50代	174	18.4%	25.3%	55.7%	0.6%	43.7%
60代	246	26.0%	21.5%	51.6%	0.8%	47.6%
70代	301	30.6%	27.2%	39.9%	2.3%	57.8%
80代以上	73	16.4%	31.5%	49.3%	2.7%	47.9%

■今後のボランティア活動への参加意向

	件数	余暇ができれば参加したい	きっかけがあれば参加したい	興味がある活動があれば参加したい	参加するつもりはない	わからない	無回答
合計	590	10.8%	20.0%	27.8%	14.9%	24.6%	1.9%
10代	7	0.0%	71.4%	14.3%	0.0%	14.3%	0.0%
20代	57	8.8%	17.5%	26.3%	29.8%	14.0%	3.5%
30代	50	12.0%	14.0%	44.0%	12.0%	18.0%	0.0%
40代	78	9.0%	19.2%	30.8%	12.8%	26.9%	1.3%
50代	97	13.4%	19.6%	22.7%	14.4%	29.9%	0.0%
60代	127	15.7%	20.5%	33.1%	7.9%	21.3%	1.6%
70代	120	10.0%	19.2%	23.3%	16.7%	28.3%	2.5%
80代以上	36	0.0%	19.4%	16.7%	27.8%	30.6%	5.6%

■ボランティア活動に参加しやすくなるための条件

	件数	自分にあつた時間や内容の活動であること	自分の仕事や特技を生かせること	友人や家族と一緒に活動できること	身近な団体や活動内容に関する情報が得られること	家族や職場の理解が得られるること	参加によるメリットがあること	活動資金の援助・補助の充実	活動グループに入れること	その他	どんな条件が整っても参加してみたいとは思わない	無回答
合計	1,128	70.3%	17.4%	25.4%	20.9%	8.4%	24.0%	6.8%	5.0%	3.6%	6.7%	4.0%
10代	14	71.4%	21.4%	50.0%	21.4%	0.0%	42.9%	21.4%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%
20代	69	60.9%	20.3%	27.5%	20.3%	2.9%	42.0%	14.5%	2.9%	2.9%	14.5%	0.0%
30代	70	67.1%	12.9%	40.0%	20.0%	8.6%	44.3%	11.4%	2.9%	1.4%	7.1%	1.4%
40代	143	74.1%	17.5%	35.0%	20.3%	12.6%	28.0%	7.0%	1.4%	2.8%	4.2%	2.1%
50代	174	75.3%	24.1%	16.7%	21.8%	7.5%	24.1%	6.9%	1.7%	0.6%	6.9%	2.9%
60代	246	77.6%	20.7%	24.8%	26.0%	9.8%	22.4%	6.5%	7.3%	2.0%	4.1%	1.2%
70代	301	67.8%	12.6%	21.3%	18.9%	8.3%	15.6%	5.0%	6.3%	7.3%	6.6%	6.6%
80代以上	73	52.1%	12.3%	21.9%	15.1%	5.5%	17.8%	1.4%	9.6%	5.5%	16.4%	9.6%

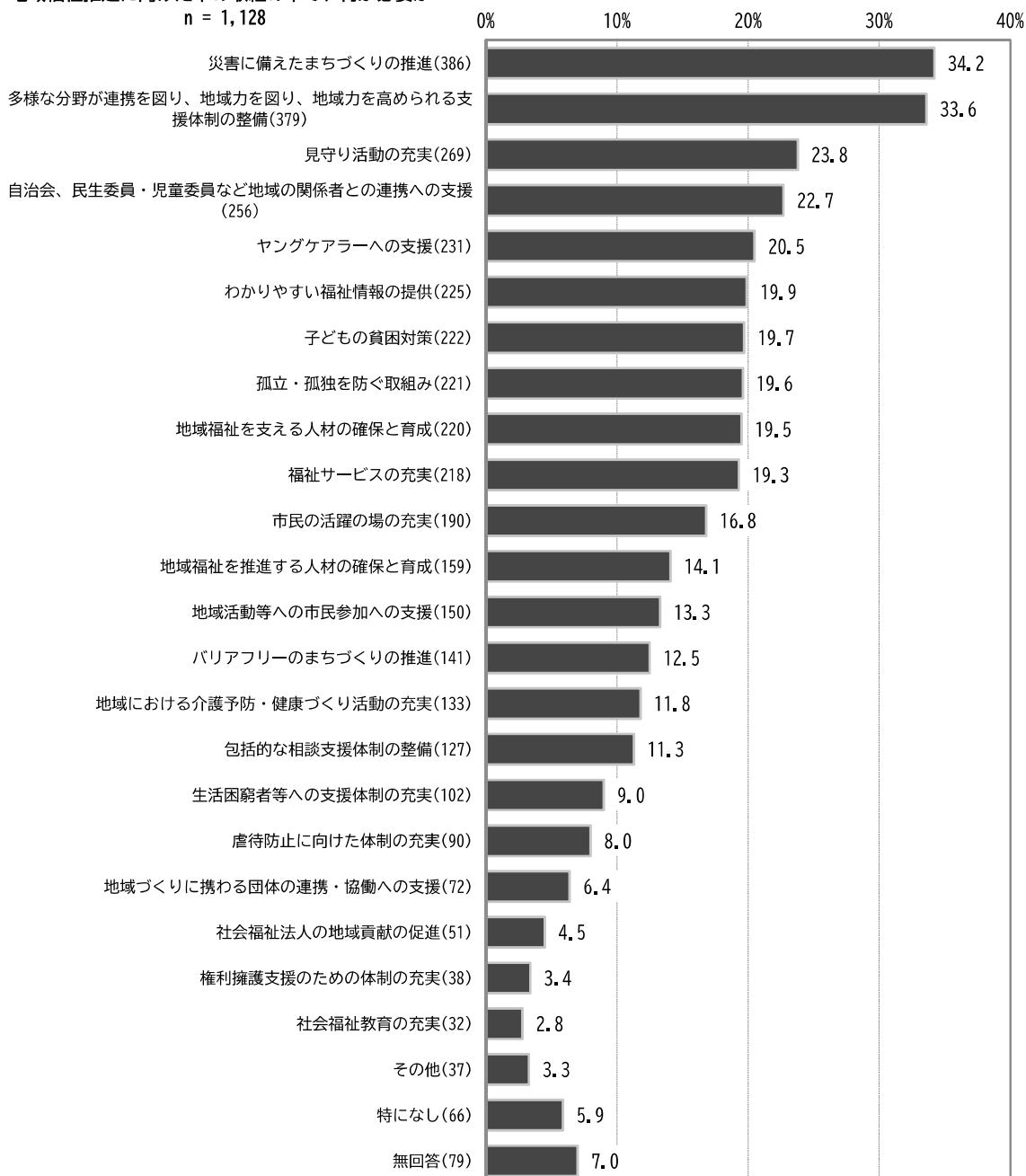
⑧ 住みやすい地域になるための取組

地域がより住みやすくなるため必要な取組は、「災害に備えたまちづくりの推進（34.2%）」が最も多く、次いで「多様な分野が連携を図り、地域力を高められる支援体制の整備（33.6%）」「見守り活動の充実（23.8%）」「自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者との連携への支援（22.7%）」となっています。

年代別では、年代によって必要なことが異なります。10代及び40代は「災害に備えたまちづくりの推進」、20代及び30代は「子どもの貧困対策」、50から70代は「多様な分野が連携を図り、地域力を高められる支援体制の整備」、80代以上では「自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者との連携への支援」が最も多くなっています。

■ 地域がより住みやすくなるため必要な取組

地域福祉推進に向けた市の取組の中で、何が必要か

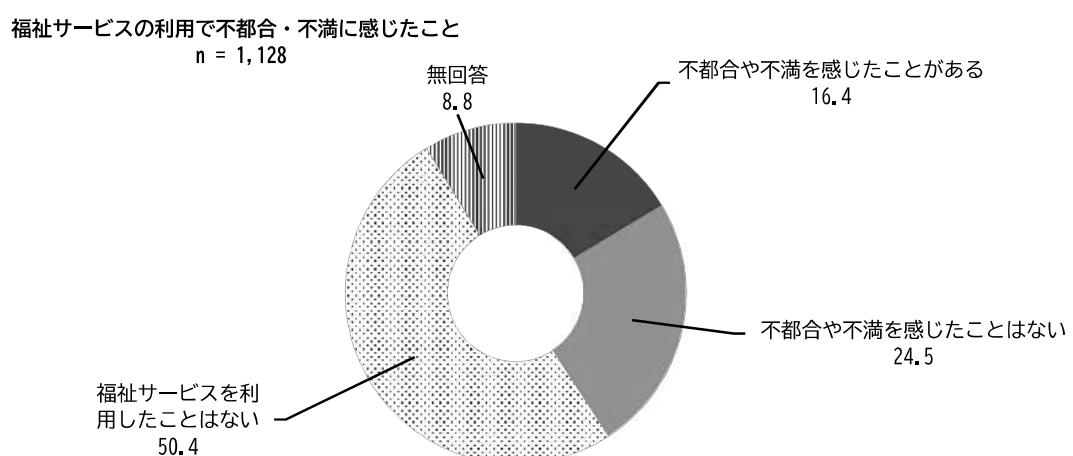


⑨ 福祉サービスについて

福祉サービスの利用にあたって不都合等を感じたことのある人は1割半ばとなっており、その理由については、「情報が入手しにくかった（45.9%）」が最も多く、次いで「利用手続きに手間がかかった（41.1%）」「どこに利用を申し込みればよいかわからなかった（35.7%）」「どのサービスが良いのか選びにくかった（26.5%）」となっており、前回計画策定時の調査と比較すると「利用手続きに手間がかかった」の割合が約10ポイント上昇しています。

年代別にみると、20代の8割、40代の7割強が「情報が入手しにくかった」と回答しています。また、40代の5割強が「利用手続きに手間や時間がかかった」と回答しています。80代以上の6割強が「どこに利用を申し込みればよいかわからなかった」と回答していることが注目されます。

■福祉サービスの利用にあたって不都合等を感じたこと



■福祉サービスの利用にあたって不都合等を感じた理由

	件数	どこに利用を申し込みればよいかわからなかった	利用を申し込みながら、窓口でたらいい回しにされた	利用手続きに手間や時間がかかった	窓口の対応が悪かった	情報が入手しにくかった	どのサービスが良いのか選びにくかった	利用したいいサービスが利用できなかつた	サービスの内容に満足しなかつた	その他	無回答
合計	185	35.7%	13.5%	41.1%	15.7%	45.9%	26.5%	22.2%	14.6%	15.1%	1.1%
10代	3	33.3%	33.3%	66.7%	33.3%	0.0%	33.3%	66.7%	33.3%	33.3%	0.0%
20代	10	40.0%	30.0%	30.0%	10.0%	80.0%	10.0%	30.0%	30.0%	10.0%	0.0%
30代	15	26.7%	20.0%	40.0%	33.3%	46.7%	13.3%	26.7%	13.3%	13.3%	0.0%
40代	22	40.9%	22.7%	54.5%	13.6%	72.7%	31.8%	13.6%	13.6%	9.1%	0.0%
50代	29	34.5%	10.3%	44.8%	20.7%	37.9%	27.6%	41.4%	17.2%	17.2%	0.0%
60代	60	35.0%	6.7%	43.3%	13.3%	38.3%	31.7%	11.7%	13.3%	20.0%	1.7%
70代	32	31.3%	15.6%	37.5%	12.5%	43.8%	25.0%	21.9%	12.5%	9.4%	3.1%
80代以上	8	62.5%	0.0%	12.5%	0.0%	37.5%	12.5%	25.0%	0.0%	12.5%	0.0%

第2章 東松山市の現状分析

⑩ 社会福祉協議会及び支部についての認知

東松山市社会福祉協議会の認知は「名前は知っているが活動内容はよく知らない」が約半数を占め最も多く、一方、支部についての認知は「名前も活動内容もよく知らない」が約半数を占め最も多くなっています。なお、社会福祉協議会支部の認知は、前計画策定時の調査でも行っており、認知度はやや低下傾向がみられます。

年齢別では、いずれも10~40代の認知度が低くなっています。

■社会福祉協議会についての認知

	件数	名前も活動内容もよく知っている	名前は知っているが活動内容はよく知らない	名前も活動内容もよく知らない	無回答	認知度（「名前も活動内容もよく知っている」+「名前は知っているが活動内容はよく知らない」）
合計	1128	11.3%	49.4%	31.2%	8.1%	60.7%
10代	14	35.7%	21.4%	42.9%	0.0%	57.1%
20代	69	10.1%	23.2%	65.2%	1.4%	33.3%
30代	70	10.0%	37.1%	48.6%	4.3%	47.1%
40代	143	9.1%	40.6%	49.0%	1.4%	49.7%
50代	174	10.3%	54.6%	32.8%	2.3%	64.9%
60代	246	10.6%	57.7%	25.2%	6.5%	68.3%
70代	301	13.0%	56.1%	19.3%	11.6%	69.1%
80代以上	73	12.3%	47.9%	16.4%	23.3%	60.3%

■社会福祉協議会支部についての認知

	件数	名前も活動内容もよく知っている	名前は知っているが活動内容はよく知らない	名前も活動内容もよく知らない	無回答	認知度
合計	1,128	5.4%	37.2%	48.9%	8.4%	42.6%
10代	14	7.1%	50.0%	42.9%	0.0%	57.1%
20代	69	1.4%	14.5%	81.2%	2.9%	15.9%
30代	70	2.9%	18.6%	74.3%	4.3%	21.4%
40代	143	3.5%	31.5%	62.9%	2.1%	35.0%
50代	174	2.9%	41.4%	52.3%	3.4%	44.3%
60代	246	5.7%	35.4%	52.0%	6.9%	41.1%
70代	301	7.3%	47.8%	32.9%	12.0%	55.1%
80代以上	73	11.0%	39.7%	27.4%	21.9%	50.7%

	件数	名前も活動内容もよく知っている	名前は知っているが活動内容はよく知らない	名前も活動内容もよく知らない	無回答	認知度
合計	1,128	5.4%	37.2%	48.9%	8.4%	42.6%
松山地区	473	4.2%	35.9%	52.9%	7.0%	40.2%
平野地区	109	6.4%	43.1%	47.7%	2.8%	49.5%
大岡地区	30	3.3%	43.3%	50.0%	3.3%	46.7%
唐子地区	109	4.6%	40.4%	43.1%	11.9%	45.0%
高坂地区	187	7.0%	34.2%	51.9%	7.0%	41.2%
高坂丘陵地区	63	11.1%	38.1%	44.4%	6.3%	49.2%
野本地区	119	5.0%	37.0%	44.5%	13.4%	42.0%

4 団体ヒアリング調査からうかがえる市の地域福祉の状況

(1) 調査の目的・概要

団体ヒアリング調査は、「東松山市地域福祉計画」の見直し及び策定に向け、多くの団体の参加と協力を得ながら地域福祉を推進する仕組みを整備していくことを目的としています。

本調査は、計画作成における基礎資料とするために、東松山市内で活動している地域福祉関係団体（8団体）を対象として、団体の状況や地域の活動等に関する調査を実施しました。

(2) 調査の方法及び回収結果

① 実施概要

調査期間	令和6年2月21日（水）～令和6年4月26日（金）
調査対象	東松山市内で活動する地域福祉関係団体 8団体
調査設計	<p>設問 12問（団体概要を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の活動について →活動の背景・きっかけ、活動内容、他団体等との交流・連携、活動上で困っていること、情報発信、担い手（メンバー）についてなど ・活動を通して見える地域の状況について →地域における地域福祉に対する意識、活動の中で受ける相談や対応等についてなど ・今後の活動について →行政と協働で取り組みたいこと、市への期待・要望など
調査形式	事前アンケート形式及び対面によるヒアリング調査

※調査期間については、団体へのアンケート調査票の発送日（令和6年2月21日）から全団体のヒアリング調査終了日までとしました。

② 調査対象団体及びヒアリング実施日

	団体名	種別	ヒアリング実施日
1	東松山市介護支援専門員連絡協議会	介護支援	令和6年3月13日（水）
2	長くつ下のピッピ食堂	子ども支援	令和6年3月21日（木）
3	チーム東松山	ボランティア団体	令和6年3月22日（金）
4	東松山市手をつなぐ育成会	障害者当事者団体	令和6年3月22日（金）
5	東松山市シルバー人材センター	高齢者支援	令和6年3月22日（金）
6	東松山子育てねっと	子育て支援	令和6年4月10日（水）
7	東松山市国際交流協会	外国人支援	令和6年4月11日（木）
8	東松山障害者就労支援センター	障害者支援	令和6年4月26日（金）

※ヒアリング調査の実施順に掲載しています。

(3) 調査の結果

① 団体の活動維持に向けた支援や会員確保、リーダーの育成について

多くの団体は、新たなメンバーの確保が難しく、市に対して会員募集の支援を求める意見などがみられました。共働き世帯の増加や若年層の貧困などの社会情勢を背景として、新たな活動メンバーを確保できない団体が多い他、リーダー（後継者）の育成についても苦慮している団体がみられます。福祉人材の確保・育成は、地域で活動している団体において、重要な課題となっています。

一般市民を対象としたアンケート調査においても、自分のもつスキルを生かした活動や無償のボランティア活動を行う意向が低下傾向にあります。地域活動を通じて福祉に関心を持つ人も一定数いることから、有償ボランティアの検討など、一般市民が活動に参加しやすくなるような活動条件及び内容の検討、広報誌やSNSを通じた募集など、加入につながるよう多く多様な手法を試みる必要があります。

また、新たな社会課題に対応した事業や組織の掘り起こし段階における側面支援についても検討していく必要があります。

② 相談体制や関連団体・機関との連絡体制や情報共有の充実について

活動を通じて、当事者を含む地域住民から相談を受けている団体が多く、その内容は、各団体の主な活動目的を超え、重層的かつ多様な内容となっています。

そのような複雑化・重層化する地域の課題に対処するために、新たな事業を始めたり、専門団体との関係性を深めたりしている団体がある他、地域住民や当事者とのコミュニケーションをとる時間や場を設ける取組を行っている団体などもありました。

③ 新型コロナウィルス感染症に対応した活動制限による影響の克服について

各団体は、新型コロナウィルス感染症予防の観点から、数年にわたって対面型や会合型の活動を制限していました。その影響により、活動会員や会費の減少による事業運営費の枯渇や、活動・運営ノウハウの継承や活動場所確保における困難さなどが発生し、コロナ禍が明けた現在でも、コロナ禍前の活動ペースに戻れない団体が多くあります。

オンライン併用の会議やイベント開催など、各団体とも、社会情勢に応じた新たな活動形態や方法を模索しており、Wi-Fi 整備や会場賃貸費用の低廉化など、実状に応じた支援が必要となっています。

④ 変化する地域課題に対応した、各団体への支援について

各団体がそれぞれ支援する当事者の困難さの背景には、複合的な理由や課題があり、ひとつの団体では抱えきれない問題が多くあることが分かりました。

若年層を中心とした貧困や孤立、ひきこもり、ヤングケアラー、あるいは8050問題として周知が進みつつある重層化したケースが着実に顕在化、増加しています。そこで、相談先の周知や、多世代サードプレイスや子ども食堂などの居場所づくり、フードバンク・フードドライブなどの食の支援、ステップハウス、及び就業支援や居住支援など自立支援も含めた包括的な支援や連携体制の必要性が高まっています。

変化していく地域課題の状況に応じて、各活動団体と普段から関係性の強い市の部署だけではなく、関連各課への照会や、関係部署間の連携による対応を図ることが必要とされています。今後、さらに複合化、重層化する地域の課題解決に迅速かつ効果的に取り組んでいくためには、地域の課題を共有する場や解決に向けた多分野にわたる取組体制の整備など、市や関係機関、各団体が連携・協力して取り組んでいくことが重要です。

5 地区懇話会からうかがえる市の地域福祉の状況

(1) 調査の目的・概要

地区懇話会は、各地域の現状や課題、地域福祉に関する意見をうかがい、計画策定に反映することを目的としています。

地区懇話会は、7つの圏域において、それぞれの地域の市民活動センター等で開催しました。開催にあたっては、アンケート調査の結果や計画策定の趣旨などを説明し、意見をいただきました。

(2) 懇話会の概要

① 実施概要

実施期間	令和6年7月2日（火）～令和6年8月19日（月）
実施対象	東松山市の7圏域（地区）の市民
主な懇談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートの地区別結果概要について ・各地区における地域課題の特徴などについて ・今後の活動について

② 対象地区及び懇話会実施日

	地区名	開催場所	実施日
1	松山地区	市民福祉センター	令和6年7月22日（月）
2	大岡地区	大岡市民活動センター	令和6年7月16日（火）
3	唐子地区	唐子市民活動センター	令和6年8月19日（月）
4	高坂地区	高坂市民活動センター	令和6年7月17日（水）
5	野本地区	野本市民活動センター	令和6年7月2日（火）
6	高坂丘陵地区	高坂丘陵市民活動センター	令和6年7月18日（木）
7	平野地区	平野市民活動センター	令和6年7月9日（火）

(3) 懇話会の結果概要（主な意見・要望のまとめ）

① 松山地区

- ・アンケートは気付きになる。社協の話が何回も出ていたが、ボランティアしている中で、社協がこういうところだと、そもそも理解できていなかった。市の職員の人だと思っていたし、一般の人はそう感じているだろう。しかし、役割分担が異なる組織だと気が付いた。シニアクラブのなかで社協が何をやっているかを理解することができた。社協の活動をみんなにわかってもらえる努力が必要だと思う。
- ・「共助」の中で自治会活動やシニアクラブ、ボランティア、民生委員活動などが活躍しており、社会福祉協議会の活動が行われている。ただ、活動するには資金が必要だと思う。住民同士の助け合いだけでは解決しない面がある。
- ・民生委員は「奉仕の精神」で行っている。時代が変わる中で時代に即した形が必要だが、気持ちが大切だと考えている。
- ・東松山市と社会福祉協議会の役割分担、主にどういうところを重点に役割を分担し進めているのかが分かりにくいので、明確にしてほしい。
- ・地区社協へは町会費から支払いをしている。ただし、社会福祉協議会の事業は町会・自治会に入っている・いないではなく、市民全体を対象とした事業がほとんどである。市民全體が恩恵を被ることがほとんどなので、社協の会費に加えて半額くらいは市の公費から社協へ助成するなど、対象が市民全員なので、発想を変えてもらいたい。
- ・地域福祉計画には、防災や災害について書かれてない気がする。災害に関心のない自治会もある。高齢化が進むと、災害に対応できなくなる。何か起きた時の対応を考えなければならない。

② 大岡地区

- ・アンケート結果では、社会福祉協議会の支部が会費等で運営されていることについて、73%以上的人が知らないと答えている。回覧板で市民に社協の情報が伝えられているが、多くの人は見ない。他の方法を検討すべき。
- ・大岡地区は、(市街化調整区域であるため)新しい家が建てられないので、全体的な戸数が少なく、人口流入も見込めない地域である。そのため、社会福祉協議会支部に充てる予算は少なく、骨身を削って支部を運営している状況。コロナ禍の影響もあり、予算が減少し、活動や事業実施の継続が難しい。
- ・アンケート結果によると、福祉に対する関心の高さが7地区で最も高い。高齢者が多いからか、困っている市民が多いからなのか。
- ・大岡地区は高齢者が多く、今後は自動車免許を返納する人が多くなるため、移動交通の問題がある。本地区は、(生活利便施設までの距離が遠いため) デマンドタクシーの料金が高くなるので、利用できないという声がある。滑川町には無料の交通サービスがある。車がないと生活に困るため、デマンドタクシーの利用条件を免許返納した人に対する、500円均一にするなど、特に注力して資金を注入してほしい。
- ・今後は、高齢者だけではなく、3世代で交流できる場を増やしていくたい。

- ・支え合い事業として「安心見守りネットワーク」事業を実施しているが、ほとんど稼働していないため、一人暮らし高齢者の増加に備えて、改めて稼働できるようにしていきたい。
- ・大岡地区には体育館や入浴施設がない。子どもや高齢者にとって、荒天時の遊び場や居場所、健康維持のための運動の場の整備が必要。

③ 唐子地区

- ・全国的に少子高齢化が進んでいる。唐子地区も同様に支える側が少なくなり、支えられる側が多くなってきている。そのような状況の中で、地域全体での見守り、人ととの交流・関係づくり、社協を中心とする地域の諸団体の活動が重要になる。
- ・当地区は、住みやすい場所と不便な場所が混在した地区といえる。地区内の隅々まで便利さが行き届くように、地域の諸団体が広く見守っていき、不便だという声が聞かれない地区にしたい。そのためには、やはり市からの援助も必要になる。
- ・車での移動が必須である地区にありながら、唐子地区においても高齢化が進み、運転免許証を返納する人が増えている。今後、移動手段が少ないことが問題になってくることが予想されるため、デマンドタクシーやライドシェアの導入、大学や研究機関等との連携による実証実験を進めることが必要だと思う。
- ・地域の活動、サロンやシニアクラブが盛んになり、様々な人と交流できる場ができれば、一人暮らしの高齢者への見守り対策等については、あまり騒がなくてよくなる。高齢者になんでも元気でいられる施策も必要だと思う。
- ・当地区的特徴として、サロン会員の大半が女性であり、男性が非常に少ないことがある。サロン活動の内容によるところもあるが、男性が活躍する場があれば変わってくるかもしれない。
- ・同一敷地内に新たに家を建て、二世帯・三世帯で住んでいる状況が多く見られる。自治会会員が減少し続ける中で、その存続のためにも世帯ごとの自治会加入の促進や積極的に子ども世代が自治会・交流会に参加するように促すなどの対応が必要だと思う。

④ 高坂地区

- ・アンケート結果で、社会福祉協議会がどのような活動をしているのか知っている市民が少ないのは問題である。社協の活動・目的・重要性を分かりやすく市民に周知するべき。例えば、実は社協が体育祭・レクリエーション活動を主催していることなど。
- ・高坂地区は、新しく加入した世帯が多く、自治会に加入せずにアパートに住む住民が多い。ただ、社協支部は、自治会費で運営されている。社協支部を、自治会に加入している50%の住民が全体の住民のために支えていることになり、問題である。
- ・アンケートの近所づきあいに関する設問で、近所づきあいが大切だと思うと考える市民の割合が7割程度いるにも関わらず、実際の近所づきあいは「顔をあわせれば挨拶する程度」、「たまに立ち話をする程度」が多い。このギャップは何が原因なのだろうか。高坂地区は学生も多いが、4年で地区を離れるため、自治会には加入しない。そのため、自治体加入率が低くなっているのではないか。また、高坂地区に新しく転入した世帯も自治会に入らず、また役員ができないため自治会を離れる高齢世帯もいる。自治会に入らない住民が増

え、そのような住民は地区の情報も手に入れることができない。このような状況では、地域福祉を成り立たせることは難しいのではないか。市の策定委員会で原因を分析し、対処法を福祉計画に盛り込んでほしい。

⑤ 野本地区

- ・地域福祉に関する認知度が低いので、市民に周知させるようなプランを作つてほしい。
- ・日ごろの不安については、健康に関することが多いので、市民の健康不安を解消する事業を実施・継続してほしい。
- ・野本地区は、地域への愛着に関して「とても愛着がある」が全地区中 1 位であることを強調すべき。
- ・地区の自治会数や自治会加入世帯数についても、「各地区的現状」に記載したらどうか。
- ・市と社会福祉協議会との役割分担や事業内容の違いが分かりにくい。分かりやすい情報提供が必要。文面での配布だけではなく、高齢者が集まる集会などの場で直接説明すると理解しやすい。
- ・自治会に加入していない人に、福祉についての情報が行き届いていないのは、不平等ではないか。

⑥ 高坂丘陵地区

- ・高坂丘陵地区は、人口の世代比率に大きな偏りがある。戸建て住宅地が開発された約 35 年前に入居した 70~74 歳の住民が特に多いものの、その子ども世代の流出が顕著であり、人口ピラミッドが傘の形をしている。
- ・民生委員が社会福祉協議会の活動会員を兼務しているが、本来は分けた方が良い。活動者本人も、事業への参加者も、自治会活動と社協活動の区別がついていない。
- ・福祉サポートのボランティア登録者数が少ないことが課題。
- ・市の福祉に関する各部署が連携を行うべきである。実際に活動するのは社会福祉協議会の支部であるが、現在は連絡・連携がうまくできていないと感じる。
- ・市と社協のそれぞれの役割の違いについて認識できていない住民がいるので、市がアドバイスできる体制を整えて欲しい。また、各地区によって活動状況は違うため、他の支部の情報を高坂丘陵地区に発信して欲しい。社会福祉課がまとめ役になって、このようなプランを実践してもらいたい。
- ・市が作成する地域福祉計画と社会福祉協議会が作成する地域福祉活動計画を市民全員に配布し、読めるようにするべきである。また、地域福祉（活動）計画について説明会を開催して欲しい。
- ・あと 5 年で、多くの世帯が 80 代になる。買い物や病院までの移動手段の確保は喫緊の課題。また、80 代になると老々介護も困難なので、地域に仮設の介護施設を整備してほしい。
- ・高坂丘陵地区では空き家が増えている。若い世代の入居を促進するなど、空き家対策を強化してほしい。本地区は、緑や公園が多く整備されており、ウォーキングコースが素晴らしい。標高が高く、地震に強いなど、高齢者でも安心・安全に暮らせるまちでることをアピールすべき。

- ・シニアクラブやハッピーボディ操の担い手（サポーター）は80代が中心となっている。健康維持や介護予防に役立っているが、活動の維持が難しくなる。介護の担い手も含めて、有償ボランティアの募集など、地域の福祉活動を継続できる仕組みを検討していただきたい。
- ・市内循環バスの利用率が低いので、路線の再検討が必要。また、デマンドタクシーは6社が参入していたが、現在は3社のみである。これは、デマンドタクシーが不便で利用率が低いからだと考える。週末は使用できず、17時以降は使えない。有効的な活用方法を考えて欲しい。
- ・今後は、買い物などの移動交通手段の確保の他、スーパーマーケットの出張販売や移動販売車の誘致などが特に必要。

⑦ 平野地区

- ・アンケート結果にあるように、隣近所との付き合いが少ないことが地域の課題だと思われる。特に、一人暮らしの高齢者について、隣近所として注意深く見守らなければならないと思うが、なかなか声をかけることが難しい。地域福祉という観点から、一人暮らし高齢者に対する隣近所での見守りが重要である。
- ・アンケート結果では、地域における活動に参加したことがある人の割合が7地区の中で最低であり、また地域に愛着がある人の割合が全体平均を下回っていて、違和感を覚えた。行事を行えば、コロナ禍前と同等の人数を集めることができる。
- ・地域の高齢化が進み、自動車免許を返納する人が多くなるため、コミュニティバスの運行を充実させてほしい。また、デマンドタクシーについても、利用料金の値上がりにより利用が困難な人が増えているので、市内循環バスの路線拡充を考えて欲しい。デマンドタクシーの利用を高齢者・障害者・子育て中の人に限定して料金を下げるのも一案ではないか。
- ・平野地区では、夫婦のみ世帯が多く、子どもが都内や他県に住んでいるケースが多い。法律上の壁があり、地域包括支援センターだけでは対応できないので、身寄りのない方や、一人暮らしの方、夫婦のみ世帯への支援を強化してほしい。
- ・IT化に取り残された高齢者が多い。そこで、地区内にITに関する相談ができる場所を設置してほしい。また、市民活動センターのWi-Fi環境を整備していただきたい。
- ・平野地区だけではなく、東松山市全体で小中学生の居場所、気軽に親が相談できる場所をつくって欲しい。例えば、公民館で夏休みのイベントを行うなど。また、公共体育館の利用ルールを柔軟にし、子どもが楽しんで使える環境を整えて欲しい。
- ・自治会加入率の減少が課題。役員や会長のなり手が少ない。最近では、「自治会に入ることの具体的なメリット・デメリット」についての説明を求められるようになった。若年層の未加入だけではなく、一人住まいの高齢者の退会が増えていることが問題ではないか。
- ・市の広報誌で、自治会に加入するメリット・デメリットの特集を行うことはどうか。口頭で直接メリットを伝えることは難しい。

6 課題の整理

(1) 市全体の状況

課題 1

各種調査結果等のまとめ

- 統計データからは、核家族化の進行や高齢化率の上昇、外国人の増加、女性及び高齢者の就労率の上昇など、地域社会の変化が進み、様々な背景や価値観を持つ住民が地域に暮らしている様子がうかがえます。しかしその一方で、地域社会とのつながりの希薄化などが懸念されます。
- アンケート調査では、「近所付き合いは顔を合わせればあいさつする程度」という割合が高く、一人暮らし世帯や20代では、ほとんど付き合わない人もいます。また、地域の問題点については、「隣近所との交流が少ないとこと」や「世代間の交流が少ないとこと」を問題であると感じる傾向にあります。各地区の懇話会においても、高齢者と子育て世代やその子ども世代との交流が少なくなっていることが指摘されています。
- 社会福祉協議会及び社会福祉協議会支部の認知度について、アンケート調査では、福祉に関心のある人は認知度が高くなる傾向がみられます。懇話会においては、市と社会福祉協議会の役割分担やそれぞの業務内容について、もっと市民に分かりやすく説明し、理解を得ることが大切だという声がありました。

検討ポイント

現状分析からは、地域社会の変化や地域のつながりの希薄化などが懸念される一方、全体的には市民の地域への愛着度は高く、何かきっかけや機会があれば、地域交流や地域活動等への参加につながることが期待できます。

地域を基盤とした人と人とのつながりを育むことができるよう、福祉に限らず幅広い分野での地域交流の促進を図ることにより、多世代の地域住民が主体的に地域の課題を把握し、解決に向けて取り組むような地域の解決力を育んでいく必要があります。

一方で、市民や市内の関連団体が効果的な福祉活動を行うことができるよう、府内の関連部署間の連携を強化するとともに、社会福祉協議会をはじめ各福祉団体や自治会等の地域団体とのつながりも強化し、それぞれの役割や業務について分かりやすく市民に伝えることが重要です。

つなげる

課題2

各種調査結果等のまとめ

- 統計データでは、介護や支援の必要な高齢者や障害者、ひとり親世帯、生活困窮など、様々な課題を抱え支援を必要とする人が地域に暮らしている状況がうかがえます。
- 地域の支援を受けることについては、抵抗を感じている人も少なくないことがアンケート調査からはうかがえますが、年齢別にみると、高齢になるほど抵抗感は和らぎ、年齢とともに地域支援のニーズが上昇する傾向がみられます。
- アンケート調査では、福祉に関心のある人は「近所付き合いについて大切だ」と思う割合が高く、「困っているときに、相談や手助けできる程度の付き合いをしている」割合や「近所に日常生活上の支援が必要な人がいる場合に、何らかの支援をする」割合も高くなる傾向があります。
- アンケート調査では、地域福祉推進に向けて必要な市の取組について、「災害に備えたまちづくりの推進」の回答が最も高率だった一方で、「多様な分野が連携を図り、地域力を高められる支援体制の整備」、「見守り活動の充実や自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者との連携への支援」など、地域が一丸となった福祉環境づくりを望む割合も高くなっています。
- 地区によっては高齢者割合が極めて高く、現状の地域住民や事業の仕組みだけでは、数年後には災害時の支え合いのみならず、普段の支え合いも困難になることが地区懇話会で指摘されました。

検討ポイント

地域福祉活動の展開にあたっては、住民の主体的な参加を図っていく必要があるため、福祉への関心を高め、地域福祉の重要性について理解を広めていくことは、地域福祉の推進において重要です。

高齢者の支援以外にも、若年層を中心とした虐待や孤立、貧困などの問題は、早期に発見し、早期に支援につなげていく必要があります、地域の日頃からの見守りや支援が不可欠となっています。

若い世代が地域の課題について関心を持つ機会を設けて、自分が抱える問題の発見や、新たな地域の知り合いづくり、コミュニティ形成のきっかけとなることなど、参加者が何らかのメリットを感じつつ、地域のつながりを深める活動づくりの工夫が求められています。

また、有償ボランティア制度や活動時間の工夫など、地域福祉活動に参加しやすい環境整備の検討が必要です。

支え合う

課題3

各種調査結果等のまとめ

- 地域活動への参加について、アンケート調査では、一人暮らし世代や 20~30 代の若い世代を中心に参加率は低い傾向にあります。ただ、これまで地域活動に参加したことがない人であっても、きっかけや興味があれば参加したいという意向を持つ人が約3割います。地域活動に参加しやすくなる条件としては、7割以上の人人が「自分に合った時間や内容の活動であること」を挙げている他、10~30 代は4割以上が「参加によるメリットがあること」と回答しています。一方、全世代を平均すると、地域への愛着を感じる人は約 75% に上りますが、地域の支え合いを感じる割合と感じない割合は、いずれも約4割となっています。
- アンケート調査では「地域福祉を支える人材の確保と育成」についても約2割が必要性を感じている他、団体ヒアリングにおいても、地域の福祉活動を担う人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。
- 地域福祉に関連する活動を行っている団体では、コロナ禍の影響により、会員数やスタッフが不足している状況もみられるため、地域の多くの人たちが参加しやすい活動条件や内容、広報・周知方法を検討する必要があります。
- 福祉サービスの提供にあたり、同じケースの中で介護や障害、子育て、貧困、孤立など、複数の問題を抱え、問題が複雑化している事例が増えています。

検討ポイント

地域福祉活動の展開にあたって、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人などの組織や団体は重要な役割を担っていますが、現状では、このような組織や団体が充分に認知されていない様子がうかがえるため、さらなる周知の工夫が必要です。特に、若い世代の理解を高めることは、福祉にとどまらず、地域社会の持続性からも重要なため、教育機関や企業等と連携し、地域福祉の普及啓発活動を展開していく必要があります。

そこで、各種組織や団体に関する継続的な広報活動に取り組むとともに、認知度の低い年齢層にターゲットを絞った広報活動や、消防団やスポーツ少年団、企業をはじめ、様々な組織や団体と連携した活動展開など、認知や関心を高め、参加のメリットを実感できるような取組を推進する必要があります。

一方、複雑化する地域福祉の課題に対応して、日常的に地域の福祉活動を支える人材の研修支援や、福祉団体の専門性を高めることへの協力、専門性や技術力の高い人材の確保・育成を図ることが、地域福祉体制の維持に向けた課題となっています。

育てる

課題4

各種調査結果等のまとめ

- アンケート調査では、「ヤングケアラーへの支援」、「子どもの貧困対策」、「孤立・孤独を防ぐ取組み」などに対する支援や対策の充実を望む意見が高い割合になっています。
- ヤングケアラー、子どもの貧困、孤立・孤独など増加・複雑化する課題への対応が多く求められる中で、支援を必要とする人と支援する人との関係性や、関係団体・機関同士の横のつながり強化の必要性、多分野にわたる取組体制の整備の重要性を感じている福祉活動団体が多くあります。
- アンケート調査では、地域福祉推進に向けた市の取組について、「多様な分野が連携を図り地域力を高められる支援体制の整備」、「見守り活動の充実や自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者との連携支援」が必要との回答割合が3割を超える、地域と行政が一丸となった支援体制の重要性を感じている人が多くいる様子がうかがえます。
- 団体ヒアリングでは、各団体が主に対象としている当事者の困りごとの背景に、複合的な理由や課題がある場合には、市の担当課だけではなく、庁内の関連各課への照会が必要という指摘がある一方で、各団体は自主的に研修事業を行なったり、関係する専門団体と積極的に繋がって解決に向けて取り組んだりしていることが分かりました。
- 福祉サービスについて、アンケート調査では、「情報入手の難しさ」、「サービス利用の申し込み先の分かりにくさ」や「手間や時間がかかること」などが主な不満となっています。

検討ポイント

現状分析からは、生活上の困難を抱える人は増加傾向にあります。複数の課題を抱えているため、福祉分野に限らず、保健・医療・福祉・教育・就労・居住など、様々な角度からの支援を必要とするケースが増加しています。

そこで、分野横断的なサービス提供体制の整備や、多職種による連携、相談支援体制の充実や内容の共有、情報提供のあり方などについて改めて検討することにより、多様化、複雑化する課題への体制整備を図り、重層的な支援体制整備事業などの包括的な支援体制を構築することが求められています。

そのため、福祉事業者やNPO法人、ボランティア、地域住民など、多様な主体が連携し協力しながら、個人や世帯が抱える様々な困り事に対する包括的な支援のあり方について、皆で検討していくことが求められています。

築く

(2) 各地区の状況

① 松山地区

- 人口が最も多く、社会資源が充実しています。
- アンケート調査では、地域の交流が比較的少ない状況がうかがえます。
- 一方で、地域の交流が少ないと感じている人も多くいます。

② 大岡地区

- 人口が最も少なく、少子高齢化が進んでいます。
- アンケート調査では、居住年数の長い人が多くいます。
- 地域活動等の参加率は高くなっています。
- 医療・介護が必要になった場合のことや、自治会役員等の担い手不足が心配されています。

③ 唐子地区

- アンケート調査では、地域の支え合いを感じていない人が比較的多くみられますが、地域内の行事の参加率は高くなっています。
- 世代間交流の少ないと地域の問題への関心の低さが心配されており、地域に対する問題意識の高さがうかがえます。

④ 高坂地区

- 人口が2番目に多く、人口増加率が最も高くなっています。
- こどものいる比率が高く、高齢化率は最も低くなっています。
- アンケート調査では、子育てに関する悩みや、子育て支援活動への期待が大きいことなど、子育てに関する関心が高い様子がうかがえます。

⑤ 野本地区

- 人口が3番目に多く、少子高齢化は比較的緩やかです。
- 一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が比較的多くみられます。
- アンケート調査では、地域活動への参加率は半数以上と高くなっています。
- 地域への愛着や地域の支え合いを感じている人が比較的多くいます。

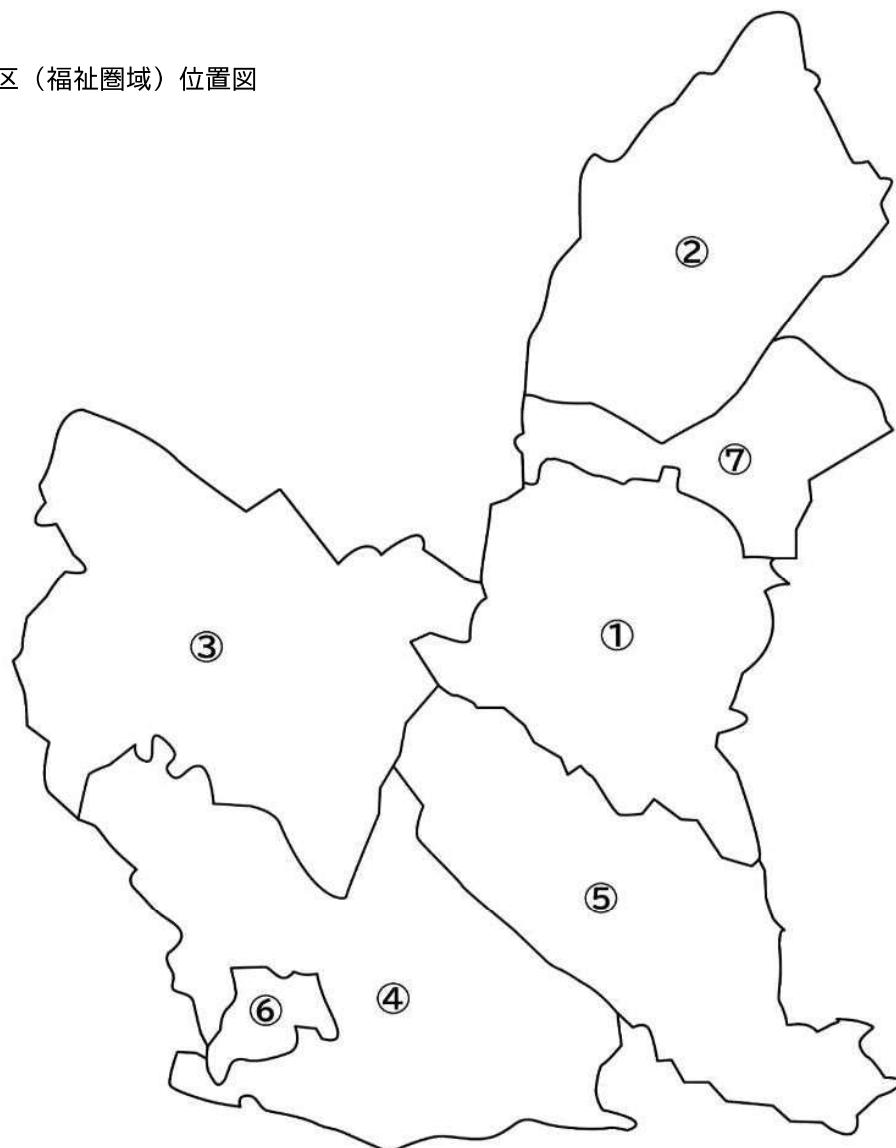
⑥ 高坂丘陵地区

- 人口の減少率が最も高くなっています。
- 少子高齢化が最も進んでいます。
- アンケート調査では、高齢化率が高いこともあり、介護に悩みや不安を感じている人が多くみられます。
- 地域の問題については隣近所との交流が少ないと感じている人が比較的多くみられます。
- 多様な地域活動の活発化が期待されています。

⑦ 平野地区

- 年少人口比率は1割を割り、高齢化率は3割強と少子高齢化が進んでいます。
- アンケート調査では、福祉への関心や、地域活動等に参加意向のある人が比較的多くみられます。

■7つの地区（福祉圏域）位置図



① 松山地区	本町	神明町	箭弓町	材木町	松葉町
	日吉町	加美町	松本町	松山	松山町
	市ノ川	御茶山町	六反町	六軒町	五領町
	新宿町	山崎町	小松原町	砂田町	美土里町
	和泉町	幸町	美原町		
② 大岡地区	大谷	岡			
③ 唐子地区	下唐子 新郷	石橋	葛袋	神戸	上唐子
④ 高坂地区	高坂 田木 あずま町	早俣 岩殿	正代 西本宿	宮鼻 大黒部	毛塚 元宿
⑤ 野本地区	上野本 古凍	下青鳥 柏崎	上押垂 若松町	下押垂 下野本	今泉
⑥ 高坂丘陵地区	桜山台	白山台	旗立台	松風台	
⑦ 平野地区	東平	野田	沢口町	殿山町	

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

(1) これまでの地域福祉計画の基本理念

本市では、平成27年3月に策定した第一次地域福祉計画において「暮らしを支え合い 幸せを育むまち 東松山」を、令和2年3月に策定した第二次計画において「地域で支え合う 笑顔で暮らせるまち 東松山」を基本理念として、地域住民がいつまでも幸せに笑顔で暮らしていくけるまちをつくるため、自助・共助・公助の役割分担と連携を基本に、地域福祉の推進を目指して取り組んできました。

(2) 国や県の考え方

また、国や県においても、制度や分野の枠を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指しています。さらに、具体的な方策として、複雑化・複合化する支援ニーズに対応し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「包括的支援体制」の整備を進めることとしています。

(3) 現状と課題

しかし、少子高齢化・核家族化の進行により、地域における交流やつながりが希薄化し、お互いに助け合い、支え合う機能が弱まり、多様で複合的な生活課題を抱える人はますます増えています。また、コロナ禍で顕在化した困窮や孤独・孤立などの新たな課題により、福祉分野に限らず、保健・医療・教育・就労など、様々な視点からの横断的な支援を必要とするケースは引き続き増加しています。

(4) 第三次計画の基本理念

そこで、本市では、これまでの計画理念を継承発展させ、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが住み慣れた地域でともに支え合い、助け合い、尊重しながら、自分らしく暮らし、幸せを感じることのできる地域共生社会の実現に向けて、東松山市第三次地域福祉計画の基本理念を以下のとおりとします。

地域で支え合い

自分らしく暮らせるまち 東松山



2 基本目標

前計画の基本目標を継承しつつ、現状分析から洗い出された課題を踏まえ、本計画では、次の4つを基本目標とします。

基本目標1 つなげる

つなげる

市民が抱える様々な課題を個別に対応するのではなく、背景にある様々な要因に対して総合的な対応を行うことができるよう、多様な主体と連携した体制の構築を図ります。

そこで、社会福祉法人・施設やNPO法人、ボランティアを含む地域住民等との連携を図るとともに、各主体の強みを活かした地域づくりへの参加を促します。現状分析では、社会福祉協議会について十分な認知されていない状況もうかがえるため、社会福祉協議会とともに周知に向けた取組を強化します。

また、地域の多様な課題を住民自身が把握し、解決に向けて効果的な活動を行うことができるように、庁内の関係部署間の連携に加えて、社会福祉協議会とも一層連携し、地域支援の推進を図ります。

基本目標2 支え合う

支え合う

性別、年齢、国籍などが異なる様々な立場や価値観を持つ市民がお互いを認め合い、多様性を尊重し合いながら、様々な地域の課題を他人事ではなく自分のこととして捉え、課題の解決に向けて共に取り組む地域の実現を目指します。

そこで、地域の見守りや支え合い活動の活発化を図ります。現状分析では、地域活動に参加している人は、地域の支え合いの必要性についても理解が高いため、地域交流の促進も図ります。また、「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民が様々な地域活動への参加を通じて、生きがいや楽しみを感じられるような場の充実を図ります。

さらに、近年は、大規模な災害が相次ぎ、災害に対する不安が高まっています。現状分析では、災害時の地域の相互支援の必要性を多くの住民が感じている様子がうかがえます。災害時など緊急時の対応や犯罪対策などは、日頃からの自助・共助の取組が重要となるため、防災・防犯対策の取組の拡充を図ります。

基本目標3 育てる

育てる

地域福祉活動の持続可能性と地域の発展を図るために、地域福祉活動の支え手として、あるいはリーダーとして、幅広い多くの市民が参加する地域の実現を目指します。

そこで、より多くの市民の福祉への関心を高めるように、福祉教育や啓発活動を行います。特に現状分析では、若い世代の福祉への関心が低いため、将来を見据えて、学校教育や生涯教育と連携した福祉教育の推進を図ります。

また、地域福祉活動が広がる中で、認知症サポーターやゲートキーパーなど、様々な事情を抱えた人々を日常的にサポートする人材や、福祉活動を行う各種組織、団体の調整を行う人材、さらには、専門的な知識や技術を有する人材についての確保、育成を図ります。

基本目標4 築く

築く

困り事や困難を抱えていても、地域で安心して生涯にわたって自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。相談者も支援者も双方が取り残されない支援が求められています。

特に近年では、福祉課題が複雑化し増加していることから、孤独・孤立などのこれまでとは異なる視点も含めて課題を整理し、重層的支援体制整備事業などの包括的な支援体制を構築することにより、相談者も支援者も双方が取り残されない体制の整備を図ります。

子どもの貧困対策については、子どもの成長に応じた支援が行えるように、分野横断的な支援体制の整備を図ります。

また、現状分析では、福祉サービスの利用にあたって、サービス情報や申込先などの分かりにくさを指摘する意見も少なくないため、情報バリアフリーを含めた情報提供体制の整備や相談支援体制の改善を図ります。

成年後見制度の利用促進については、安心してサービスや制度を利用しながら地域で暮らせるように権利擁護推進体制の向上を目指します。

さらに、急速な高齢化に対応した生活利便施設（移動スーパー等）や移動交通手段の確保などのハード面においても、福祉の視点が反映されるような体制の整備を図ります。

3 取組を進めるための「視点」

(1) 東松山市の強み

「第2章 東松山市の現状分析」では、統計データや市民アンケートなどの調査結果に基づき、主に「課題」という観点で整理をしましたが、これらの調査結果からは「東松山市の強み」も見えてきます。

東松山市では、地域福祉の充実が図られるように市内7地区に社協支部が設置され、各支部において地域の特色を活かした事業を実施しています。また、市内で活動するNPO法人は、令和6年度まで毎年度増加し、福祉分野においても多岐にわたる活動をしています。

アンケート調査では、近所づきあいの考え方について「とても大切だと思う」「大切だと思う」人の合計が69.9%に達しています。ボランティア活動への参加意向については、58.6%の人が「参加したい」と答え「参加するつもりはない」の14.9%を大きく上回っています。

団体ヒアリング調査では、地域課題に対応するため、新たな事業を始めたり、専門団体との連携を深めたりしているほか、地域住民や当事者とのコミュニケーションを行っている事例がみられました。

地区懇話会では、地域ごとの課題に則した要望や意見が寄せられた一方で、その下敷きとなる地域への愛着や福祉に対する関心を改めて確認することができました。

(2) 第二次地域福祉計画の進捗評価

第二次東松山市地域福祉計画の進捗評価においても、計画期間中は新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く残っていましたが、対面による意見交換の場を設けるような取組を行ってきたことや、地域に着目した共助や包括的な支援の在り方についての議論など、課題と合わせて、東松山市の強みを発見するヒントが多くありました。

① 進捗評価で報告した主な市の取組

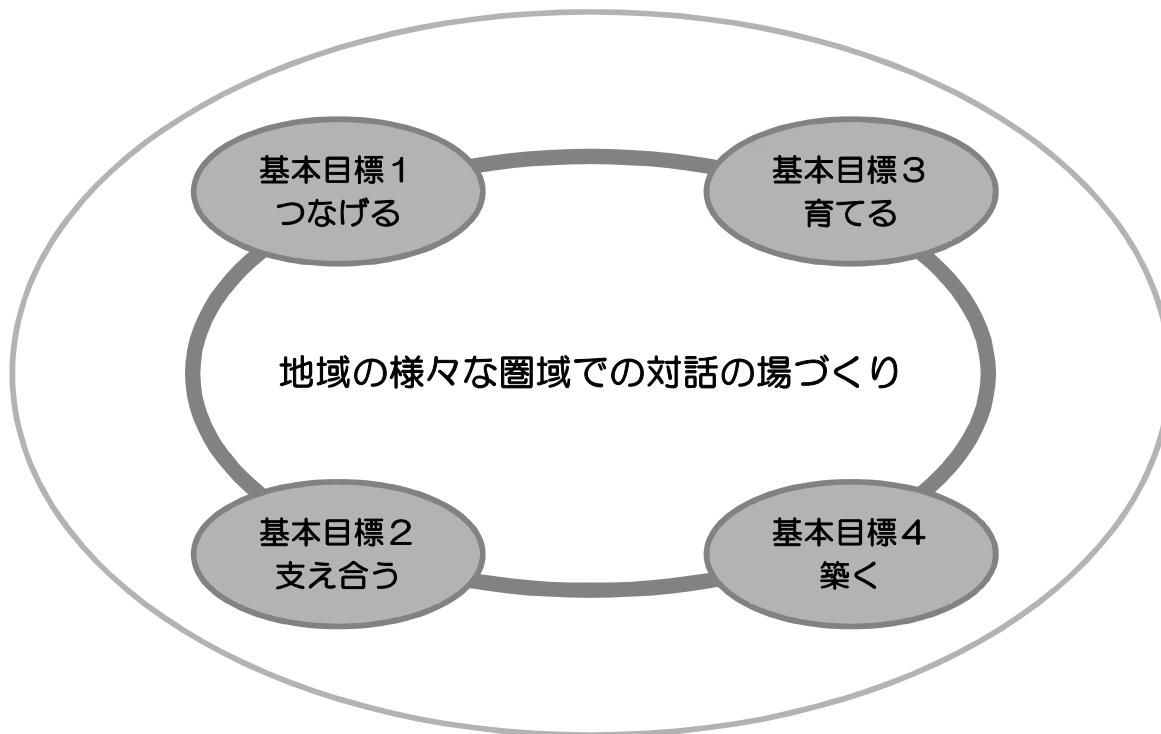
計画期間	内容
令和2年度	避難行動要支援者名簿の配付と合わせて、地区ごとに説明を行い、意見交換を行った。
令和3年度	自治会連合会と民生委員児童委員協議会との間で定期の意見交換会を開始した。
令和4年度	多様な職種・団体から参加者を募り、県のモデル事業を活用して福祉避難所の直接避難について検討会議を開いた。
令和5年度	生活困窮者自立支援制度の拡充、こども家庭センターの検討（令和6年度に設置）を行い、包括的な支援体制を整備した。

② 進捗評価における地域福祉計画策定委員からの主な意見

計画期間	内容
令和2年度	共助の在り方について、トップダウンではなく、地域に根差したボトムアップや同じレベルでの支え合いの仕組みが必要なのではないか。
令和3年度	年齢によって区切られるもの、給付金のような一時的なものだけではなく、伴走型の包括的な支援が必要なのではないか。
令和4年度	単身者の増加など家族機能が弱まる中で、事例検討を積み上げるなど、支援者を支援する場があるとよいのではないか。
令和5年度	計画を進める上で、個々の事業レベルでの議論と合わせて、地区レベルでの議論も積み重ね、全体像を示すところまで歩みを進められるとよいのではないか。

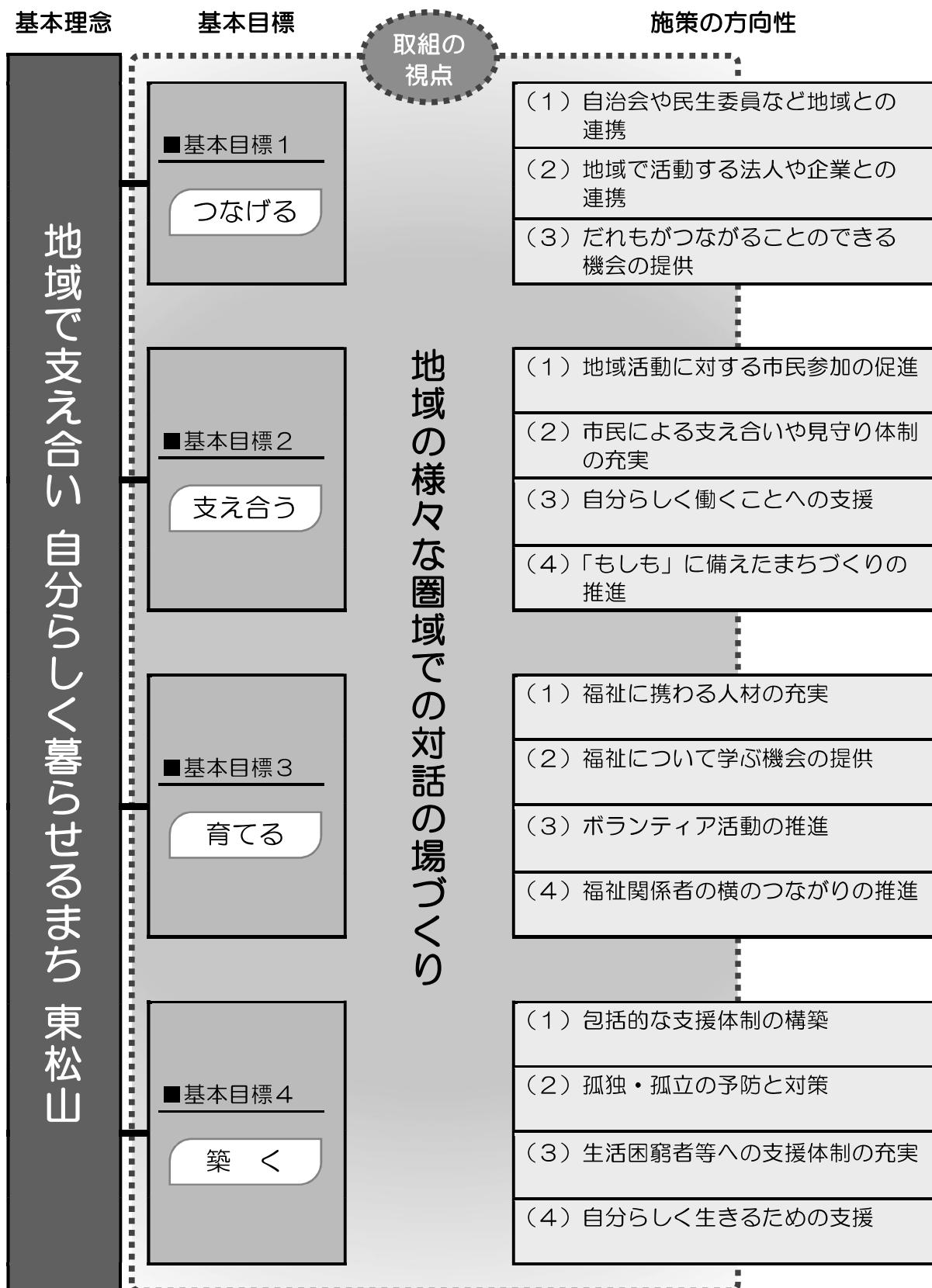
（3）東松山市の強みを活かした取組の視点

これらに共通する「東松山市の強み」として、地域における顔の見える関係、対話やコミュニケーションを重視する姿勢や考え方が浮かび上がります。また、これらの取組を効果的に進めるためには、10 ページに示した「身近な生活圏域（小地域）から、福祉圏域、市全域と、それぞれの圏域が連動して取り組む体制」を念頭に置くことが大切です。そこで、東松山市の強みを活かした取組の視点として「地域の様々な圏域での対話の場づくり」を掲げます。



課題から出発した「施策の方向性」に対し、強みから出発した「取組の視点」を全ての施策の方向性に共通する考え方として位置付けることで、東松山市の特色を活かした計画の推進を図ります。

4 施策の体系



第4章 基本目標と施策の展開

第4章の見方

例 示

基本目標 1

つなげる

(1) 自治会や民生委員など地域との連携

目指す姿

施策の方向性の概要を記載

■現状と課題

施策の方向性ごとに現状と課題を整理

■市の主な取組

地域・市民の取組を推進、支援、補完するような市が進める取組内容を記載

◎

○

○

◎は、東松山市の強みを活かした取組の視点である「地域の様々な圈域での対話の場づくり」を踏まえての重点的な取組です。

基本目標1 つなげる

(1) 自治会や民生委員など地域との連携

目指す姿

- ・多様な組織の多様な活動を通じて、重層的に地域と市との連携が図られている社会

■現状と課題

自治会、シニアクラブ、ハートピアまちづくり協議会、学校運営協議会、学校連絡協議会など、市には地域を基礎にした多くの団体や組織があります。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員、地域協力員、地域福祉協力員、地域福祉コーディネーターなど、様々な方々が地域で活躍しています。

近年では、地域のつながりの希薄化が進み、生活課題や問題を抱えた人が地域から孤立し、地域の課題として捉えにくくなっています。こうした中、地域で支援を必要としている人を早期に発見し対応していくには、住民の最も身近な組織である自治会や民生委員等の役割がますます大きくなってきています。

一方で、多様化する地域の生活課題を地域だけで受け止めることは困難であり、行政や専門機関、他の地域活動団体等との適切な役割分担が求められています。

また、地域を基礎にした団体等の中には、参加者の減少や活動者の固定化など様々な課題が生じ、今までのような活動を維持できなくなる可能性のある団体もあります。最も身近な地域活動の拠点である自治会、民生委員・児童委員の活動などを支援することで、地域福祉活動の活性化や参加促進を図る必要があります。

■市の主な取組

- 自治会、民生委員など地域で活躍する団体同士が情報共有できる場の提供や仕組みづくりを進めるとともに、様々な場や集まりに顔を出し、顔の見える関係を構築し、地域における福祉の充実した環境づくりにつなげます。
- 民生委員・児童委員が住民の立場に立ちながら、生活のこと、こども・障害のある人・高齢者のことなどの幅広い相談に対応していくよう、関係機関との連携や情報交換できる機会を提供します。
- 地域の実情に合った活動を支援するとともに、模範的な取組については情報を共有し、各地区で工夫した活動が行えるよう支援します。
- 地域の居場所やサロンなど、住民が通い多様な分野が「つながる」ことのできる場の充実に向けた支援に取り組みます。

(2) 地域で活動する法人や企業との連携

目指す姿

- ・社会福祉協議会などの法人や地域で活躍する企業と連携が図られている社会

■現状と課題

市内には、福祉に関する専門的な知識や実績を有する社会福祉法人や、地域課題の解決のために活動するNPO法人、地域に根差した活動をしている企業等があります。

一方で、地域で抱える課題は複雑化しており、団体が個別に対応し解決することが困難となるケースもあります。

地域で支援を必要としている人を早期に発見し対応していくには、地域で活動・活躍している多様な団体が分野を超えて連携し、それぞれが有する機能や強みを発揮するなど、行政と法人、団体が相互に協力しあえる関係づくりが必要となります。

さらに、地域における様々な問題解決に取り組み、地域福祉を市全体で推進するためには、社会福祉法人やNPO法人、事業者等の組織の取り組みについて情報共有するとともに、今後も地域福祉の一翼を担う社会福祉法人や企業等の活動が充実するよう支援していくことが必要です。

■市の主な取組

- 地域活動団体が連携するための研修や意見交換など対話の場をつくり、現在生じている課題を整理するとともに、既存の資源の有効活用や新たな資源の発掘に取り組みます。
- 様々な集まりや場に顔を出し、地域団体、機関、企業等と顔の見える関係性づくりを進め、地域における福祉の充実した環境づくりにつなげます。
- 住民の身近な社会資源である社会福祉法人が、良質な福祉サービスを提供するとともに、地域の福祉ニーズを踏まえた公益的な活動等を実施できるよう支援します。
- 地域の社会資源の発見や活用が進むよう、商工会や観光協会などを通じた企業等への啓発活動を推進します。

(3) だれもがつながることのできる機会の提供

目指す姿

- ・年齢や障害の有無等に関わらず、誰もが必要な情報を取得できるとともに、的確な機関につながることのできる体制

■現状と課題

本市では、地域生活課題の多様化に対応するため、様々な福祉サービスが用意されており、ホームページ等で情報発信を行っています。

しかし、アンケート調査では「情報入手の難しさ」や「サービス利用の申し込み先の分かりにくさ」などの声がありました。

障害者や外国籍などの情報を得ることが難しい方、困難な状況の中にいて声を上げられない方に対し、必要な情報がタイムリーに届かずに、結果として、孤独・孤立の問題に進展してしまうということも懸念されます。

情報や支援を必要としている人が、福祉サービスをはじめ、相談窓口や必要とするあらゆる情報を、年齢や障害の有無等に関わらず誰もがスムーズに、確実に得られる環境が不可欠です。

■市の主な取組

- ◎ 情報を得ることが困難な方に対し、それぞれの特性に配慮しながら、デジタル技術を積極的に活用し、福祉の情報が“つながる”よう情報提供体制の充実を図ります。
- ◎ 相談しづらい方の声が的確な機関に届くよう、オンライン相談も含めたより必要な情報にアクセスしやすい環境の整備を検討するとともに、ICT利用が難しく外出困難な方に対し、身近な場所で安心して気軽に相談できる機会を提供します。
- 地域における活動や地域資源等、福祉に限らず幅広い分野の情報を収集するため、様々な団体が情報交換できる環境を整備します。



東松山市子育て支援アプリ

基本目標2 支え合う

(1) 地域活動に対する市民参加の促進

目指す姿

- 市内各地で行われる様々な市民活動について、市民の間に認知が広がり、誰もが気軽に参加できる社会

■現状と課題

統計データやアンケート調査などで浮かび上がった課題として、単身世帯の増加や地域で活動する団体の次代を担う人材不足が挙げられ、地域と関わりを持つ機会が減少していることが窺われます。

市内では、様々な分野で地域活動が行われています。高齢者サロンや子育てサロン、こども食堂などはそのような場の一例です。日本スリーデーマーチのゆっくりウォークや、障害者作品展、障害者や高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室などのイベントも数多く行われています。

さらに、こうした地域活動への参加を促すため、地域通貨と交換可能ないきいきバス・ポイント事業も実施しています。

高齢者や障害者、こどもなどの分野ごとに行われてきた地域活動については、内容により利用者の範囲を見直すことで、多様な参加者の確保につながった事例もあります。

また、統計データやアンケート調査などでは、時間や内容が合えば、ボランティアなどの地域活動に参加したいという意見も多く見られたことから、こうした地域活動を周知する取組、両者をマッチングするような取組を強化することも考えられます。

■市の主な取組

- 取組のヒントになるよう、分野の枠組みを超えた地域活動を行う団体・個人の情報交換の場を設けます。
- 地域活動を行う団体・個人やその活動内容に関する情報収集を行い、実態の把握をしたうえで、市民に周知を図ります。



ゆっくりウォーク

(2) 市民による支え合いや見守り体制の充実

目指す姿

- ・市民の自主的・自発的な活動が活性化し、お互いに支え合うことのできる社会

■現状と課題

地域には、様々な知識や経験を持った方が暮らしています。こうした知識や経験を活かし、現在のライフスタイルを保ちながら、地域社会で活躍していただくことは、地域福祉の推進においても重要です。

市では、民生委員・児童委員による見守り活動はもとより、自治会や自主防災組織などでも地域に根差した取組が進められ、サロン活動も活発に行われています。

こどもの分野では、児童通学時の見守り隊、こども110番の家、愛の一聲運動、ファミリーサポートセンターなどが市民によって進められているほか、市内にはこども食堂を運営する団体も増えつつあります。

高齢者の分野では、生活支援体制整備事業、あんしん見守りネットワーク、支え合いサポート事業、シニアボランティア制度などの取組が行われています。

また、令和6年度からは成年後見制度における市民後見人の養成もスタートし、市民がお互いに支え合う体制づくりが進められています。

一方で、市内には独自に地域福祉に関する取組を行っている団体も数多くあり、また個人で活動している人もいますが、市が地域資源として全てを把握できているわけではありません。

■市の主な取組

- 地域福祉に関する活動を行う団体や個人が、相互に情報交換などの連携・協力が図れるよう、プラットフォームづくりを進めます。
- 支え合いや見守り活動を行っている、又は行いたいと考えている潜在的な団体や個人の把握に努め、合わせて地域課題を把握します。
- 地域福祉の推進に取り組む団体や個人に対し、市民に向けた活動の周知を図るなどの支援を行います。



愛の一聲運動

(3) 自分らしく働くことへの支援

目指す姿

- 各分野で行われている就労支援を踏まえ、互いに連携・協力しながら、その人に合った働き方が実現できる社会

■現状と課題

就労は、自立への第一歩であると同時に、やりがいや生きがいにもつながります。市では、ひとり親家庭、障害、高齢、生活困窮などの福祉の各分野において、就労支援が行われています。

また、初めて働く人や、働くことにブランクのある人については、スマールステップで本人のペースに合わせて就労を目指す、就労準備支援なども行われています。

さらに、働く場づくりとして、商工部門が行う就職相談会や、農福連携などの取組も進められているところです。

就労支援に関する課題として、分野別に支援が行われてきたことから「制度の狭間」が生じる懸念があります。必要な人に必要な支援が届くよう、各分野で連携・協力し、取組の範囲に「のりしろ」を付けていくことも必要です。

また、受け入れる側との調整がうまくいかず、短期で離職してしまうケースもあります。このような事態を防止するためには、支援の過程で、受入側のニーズを的確に把握することと、就労を希望する人の強みを理解し、うまくマッチングを図ることが大切です。

さらに、就労支援は、市だけではなく、ハローワークなどの専門機関と連携することも重要であるほか、受け入れる企業等を開拓することも求められます。

■市の主な取組

- 子育て支援、障害、高齢、生活困窮など、各分野で行われている就労支援の連携を図る場を設け、支援が行き届くように調整を図ります。
- 地域に出向き、東松山市の地域資源を活かした就労先の開拓を行います。
- ハローワークなどの専門機関と連携を図り、就労を希望する人のやりがい・生きがいにつながるよう、丁寧にマッチングを行います。



チャレンジドショップ

(4) 「もしも」に備えたまちづくりの推進

目指す姿

- ・災害などの緊急事態に備えて、自助と共助と公助とが連携・協力しながら取組を進める社会

■現状と課題

令和元年東日本台風では、河川の氾濫に伴う浸水など、東松山市は甚大な被害を受けました。これまでも全世代で防災は関心の高いテーマでしたが、台風の被害は、多くの市民にとって災害対策の必要性を改めて強く感じさせる出来事でした。

災害時には予期せぬ事態が発生します。このような事態が生じたとき、臨機応変な対応を探るなど、住民が主体的に行動することが必要です。こうした主体的な行動は、日頃からの地域での取組が重要な素地になります。

市では、このような防災と地域福祉の親和性に着目し、平時からの要支援者名簿の配付、個別避難計画の作成、避難訓練の実施など、避難行動要支援者避難支援制度の取組を進めています。また、災害時の要配慮者支援のため、福祉避難所の整備を行い、直接避難の検討や、福祉避難所開設訓練を行っています。

災害のほか、「もしも」の出来事として、熱中症など救急医療が必要になる事態も考えられます。これらについても、日頃からの備えと、自助・共助・公助が連携・協力することが必要です。

■市の主な取組

- ◎ 地区ごと・属性ごとの避難訓練を実施するなど、準備から訓練までの過程で対話を繰り返しながら、避難行動要支援者避難支援制度の取組を進めます。
- 開設訓練などを通じて福祉避難所の運用を整理し、実効性が高いと言われる「直接避難」を推進します。
- 民生委員による高齢者世帯調査などの機会を捉え、高齢者などを対象とした緊急通報システムや救急医療情報カードの普及を図ります。



福祉避難所開設訓練

基本目標3 育てる

(1) 福祉に携わる人材の充実

目指す姿

- ・公的なサービスのほか、インフォーマルなサービスも含めた福祉の担い手が充実している体制

■現状と課題

少子高齢化や核家族化の進展などにより、専門性を持った福祉サービスや保育サービスの必要性はさらに高まるものと考えられます。

市では、保育士の処遇改善や保育奨学金返済支援事業、埼玉県と連携した介護人材確保総合推進事業を実施しているほか、スキルアップと業務の質の向上に資するため、専門職を対象とした研修会を開催しています。

このほか、学校に対するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターの配置されています。

一方、地域福祉の観点からは、行政や福祉事業者などの公的なサービスの担い手だけではなく、インフォーマルなサービスの担い手を育成し、多様な主体による支え合いを推進することも重要です。

このような支え合いを実現するため、精神保健福祉ボランティアや手話奉仕員の養成など、福祉を支えるボランティアの養成を行っています。

■市の主な取組

- 介護サービス事業者や保育所等の職員に対して対面による研修会を開催し、スキルアップや業務の向上を目指します。
- 地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターを対象とした地域福祉に関する研修会を実施し、意見交換を行います。
- 福祉職の魅力を伝える情報発信、福祉に関する資格取得や就労など、事業者と連携しながら必要な支援を行います。
- 地域福祉活動を支える人材を確保するため、精神保健福祉ボランティアや手話奉仕員の養成講座を実施します。

(2) 福祉について学ぶ機会の提供

目指す姿

- ・小中学校の児童生徒や市民を対象に、福祉について学ぶ機会を十分に提供できる体制

■現状と課題

地域福祉を推進するためには、次世代を担う子どもたちに福祉の重要性を伝えていくことが大切です。また、市民アンケートや地区懇話会では、福祉に関する情報提供と、福祉に関して学ぶ機会の提供を求める意見がありました。

市内の小中学校では、総合的な学習の時間を活用して、社会福祉協議会が福祉教育を行い、講義だけではなく、体験を含めた授業を実施しています。また、子どもと高齢者との世代間交流や、認知症センター養成講座、赤ちゃん抱っこ体験なども行っています。

さらに、小中学校の児童生徒に限らず、すべての世代を対象とした「きらめき出前講座」では、健康・子育て・福祉をテーマに、令和6年11月現在、28の講座を用意し、福祉に関して学ぶ機会を用意しています。

これらに加え、自殺対策ゲートキーパー養成研修、認知症センター養成講座、あんしん見守りネットワーク研修会など、市民向けに開催する研修会も、福祉について学ぶ機会の一つです。

■市の主な取組

- ◎ 地域の支え合いをさらに推進するため、市民向けのセンターーやゲートキーパーの対面を活用した養成研修を実施します。
- 市の職員等を講師として派遣する「きらめき出前講座」で、福祉をテーマにした講座を充実させます。
- 教育委員会や社会福祉協議会と連携し、総合的な学習の時間を活用して実施する小中学校における福祉教育を支援します。



赤ちゃん抱っこ体験

(3) ボランティア活動の推進

目指す姿

- ・多様な選択肢が用意され、自分に合ったボランティア活動を行ふことができる社会

■現状と課題

市内では多くのボランティア活動が行われています。シニア保育センターによる読み聞かせや、災害ボランティア、学校応援団、スリーデーマーチの中学生ボランティア、フラワーサポーター、託児ボランティア、シニアボランティア、支え合いサポート事業など、対象も内容も様々です。

アンケート調査では、46.0%の人がボランティア活動に「参加したことがある」と回答しています。また、今後のボランティア活動の参加意向についても、58.6%の人が「参加したい」と答えています。

一方で、参加することの条件として「自分にあった時間や内容の活動であること」「友人や家族と一緒に参加できること」「参加によるメリットがあること」「身近な団体や活動内容に関する情報が得られること」「自分の仕事や特技を生かせること」などが挙げられています。

ボランティア活動の開拓やマッチングなどを強化するとともに、現状でもこれらの条件を満たすボランティア活動はあるものと考えられることから、参加を希望する人に対し、内容や手続など必要な情報が伝わるよう、周知を図ることが大切です。

■市の主な取組

- ◎ ボランティアの内容や要件について整理し、参加を希望する人に対して身近な団体や活動内容に関する情報を伝えます。
- 社会福祉協議会と連携を図りながら、ニーズを掘り起こし、新たなボランティア活動を開拓します。
- 自分に合ったボランティア活動を行うことができるよう、マッチングを行います。



放課後子ども教室

(4) 福祉関係者の横のつながりの推進

目指す姿

- ・多職種の福祉関係者同士の顔の見える関係を作り、複雑化・複合化した課題に対して、調整や支援を行いやすくする体制

■現状と課題

8050問題、ケアラー・ヤングケアラーなど、福祉課題は複雑化・複合化しています。福祉関係者がこのような事例に直面したとき、多機関・多職種で相談し合い、協力し合えることは、支援を受ける側にとっても、支援する側にとっても重要です。

市では、分野ごとに、支援方針を検討する会議体を設けています。生活困窮者自立支援制度における支援調整会議、児童虐待の早期発見・予防における要保護児童対策地域協議会、高齢者分野における地域ケア会議などがそれに当たります。これらの会議には、相談者が抱える課題の内容により、相談者の同意を得た上で、他分野の職種が参加することもあります。

また、事例検討などの研修会を行うことで、その後の支援に資する情報の共有を図るとともに、福祉関係者同士の顔の見える関係づくりに取り組んでいます。

一方で、多機関・多職種の連携をさらに進めるためには、個人情報の取扱いの整理や、複雑化・複合化した課題に特化して検討する場の設置、多機関・多職種を前提にした研修会の開催など、検討するべき課題もあります。

既存の取組を改めて整理した上で「できていること」はそのまま活用し、「できていないこと」に着目して、福祉関係者の横のつながりを推進します。

■市の主な取組

- 重層的支援体制整備事業の検討を進める過程で、これまでの取組を活かしながら意見交換を行い、効果的な支援調整を行うための多機関協働事業の役割を整理します。
- 速やかな支援につなげるため、個人情報の取扱いを整理し、ルール化します。
- 多機関・多職種の福祉関係者が参加できる研修会を開催します。

基本目標4 築く

(1) 包括的な支援体制の構築

目指す姿

- 各分野で既に設置している包括的な支援機関を踏まえ、横断的な課題や制度の隙間にある課題についても、相談や支援ができる体制

■現状と課題

市では、地域包括支援センター（高齢）、基幹相談支援センター（障害）、こども家庭センター（こども）、生活困窮者自立支援機関（生活困窮）など、分野ごとの包括的な支援体制を構築しています。

一方で、相談者の中には、横断的な課題を抱える人や、制度の狭間にある課題を抱える人も多くいることから、既存の包括的な支援機関を活用しつつも、連携を図る取組や、範囲を広げていく取組が求められます。

様々な支援機関が連携して対応する仕組みをつくることで、質の高い多様な支援を行うことができるようになり、制度の利用者だけではなく、支援者にとっても、よりよい環境の整備につながるものと考えられます。

国や県では、これらの課題に取り組むため、重層的支援体制整備事業などの対策を講じています。これらの動向を注視しながら、市においても体制整備を引き続き検討していく必要があります。

また、各論として、犯罪をした人の中には、貧困や障害など様々な生きづらさを抱えている人が多くいます。地域社会の中で孤立しないよう、再犯防止という観点から、支援体制を構築することが必要です。

■市の主な取組

- 横断的な課題や制度の狭間にある課題に対応するため、各分野で設置している包括的な支援機関を踏まえ、意見を交換しながら体制整備を進めます。
- 各分野の支援員同士が連携するための研修や意見交換など対話の場をつくり、現在生じている課題を整理します。
- 重層的支援体制整備事業について、様々な既存の会議体を活用しながら、実施に向けた検討を行います。
- 犯罪や非行をした人が地域社会に復帰できるよう、保護司や地域福祉関係者、相談支援機関、団体が連携し自立更生の促進を図ります。
→ 関連する計画として、「東松山市再犯防止推進計画」の内容を 78 ページに掲載しています。

(2) 孤独・孤立の予防と対策

目指す姿

- ・ 様々な社会的課題が孤独・孤立に起因するという考え方が浸透している社会
- ・ 孤独・孤立という観点から相談者の課題を整理し、予防や対策を行う体制

■現状と課題

社会全体のつながりが希薄化している中、新型コロナウィルス感染症の影響により、孤独や孤立の問題が顕在化しており、国や県では「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設置するなどして、その対策を講じています。

市においても、孤独や孤立が懸念される方々に対する、様々なライフステージや生活状況に応じた相談体制や支援体制を既に構築しています。これらの取組を継続するとともに、孤独や孤立に着眼した整理や充実を図ることが求められます。

また、孤独や孤立については、必ずしも認知度が高いとは言えず、この問題に悩んでいる方が潜在的に存在する可能性があります。このことから、市民への周知や、官民が連携する仕組みの創設を検討する必要があります。

■市の主な取組

- 既存の会議体を活用するなどして、東松山市においても「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の設置を検討し、意見交換を進めます。
- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム等の会議体で、活用できる支援策を話し合い、孤独・孤立対策に着目した支援策の充実を図ります。
- 国や県から提供される資材を活用し、孤独・孤立対策について必要な広報を行います。
- 内閣府が実施するつながりサポーター養成講座を活用し、孤独・孤立対策に関するつながりサポーター養成の促進・普及を図ります。



孤独・孤立 対策
官民連携プラットフォーム

内閣府「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」

(3) 生活困窮者等への支援体制の充実

目指す姿

- ・世帯全体を視野に入れた包括的な課題の整理を行う体制
- ・様々な分野で行われている支援を組み合わせ、その人に合ったプランを作成し、その人に合った自立を目指す本人主体の伴走型支援を行う体制

■現状と課題

令和5年度に生活困窮者自立支援制度を拡充し、生活保護に至る手前の人を対象に、支援プランを協議する支援調整会議を設け、「就労準備に関する支援」「住まいに関する支援」「家計改善に関する支援」を開始しました。また、被保護者に対する年金調査や就労支援を実施し、資産の活用や自立の促進を図りました。

生活困窮には様々な背景や現れ方があり、相談者本人だけではなく、家族も含めた支援が必要な場合も少なくありません。また、自立を目指すためには、本人の強みや力を活かしていくことと、それに合わせて必要な支援を的確に行っていくことが重要です。

そのためには、相談者にどのような課題があり、どのような支援が可能なのか、本人を中心に整理していく体制と地域資源の整備が求められます。これらの課題を話し合い実践していく場が、様々な制度の中で必要です。

国においても、利用対象の範囲を広げたり、制度の相互利用を促したりする取組が進められています。これらの状況を注視しながら「包括的な課題の整理」と「本人主体の伴走型支援」を引き続き強化していくことが必要です。

■市の主な取組

- ◎ 庁内外で行われている様々な生活困窮者向けの支援情報を収集し、関係部署間で会議等を通じて情報共有します。
- ◎ 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議などを活用し、個別支援のプラン内容を複数の視点で協議するとともに、必要な施策や地域資源について対面による意見交換を行います。
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携強化を図り、利用制度が変更した場合でも必要な支援が継続できるように調整を図ります。
- 生活保護制度の運用に当たり、その人に合った自立を実現するため、資産の活用や就労支援、健康管理支援を行います。

(4) 自分らしく生きるための支援

目指す姿

- ・住み慣れた地域でその人らしく暮らすことのできるよう、多様な分野が連携を図りながら、必要な方に必要な支援を行う体制
- ・様々な価値観を理解・共感し、多様性を認め合う社会

■現状と課題

年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して、社会参加、地域活動などを行えるようにするために、支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるよう情報を広く周知することが必要です。

また、日常生活に必要な判断能力が低下すると、毎日の暮らしや仕事に大きな支障が出て、生活を支えられなくなります。本人の個性や価値観をしっかりと理解し、心の豊かさを感じられる生活となるよう支援していくため、成年後見制度の利用促進が重要です。

児童や高齢者、障害者などに対する虐待、性的少数者などに対する差別意識や偏見による人権侵害などの問題が、今もなお、後をたちません。様々な価値観への理解を深めるためにも、研修会、各種媒体等を通じて、人権意識を高めることが大切です。

■市の主な取組

- 成年後見制度が必要な人に普及するよう、周知に取り組みます。また、利用する人が多様な選択ができるよう、対面による市民後見人の理解促進、育成支援に取り組みます。
→ 関連する計画として、「東松山市成年後見利用促進基本計画」の内容を 80 ページに掲載しています。
- 障害者や家族、高齢者が、一人ひとりの特性に合った福祉サービスを利用できるよう、分かりやすい情報発信を図ります。また、障害者が親亡き後、地域の中で生活していくための検討を進めます。
- 虐待の防止に向けて、相談体制の充実や、関係機関との連絡体制の構築を図ります。また、虐待の兆候を早期発見し支援に結び付けるため、虐待防止に関する研修等を実施し意識の向上を図ります。
- お互いの人権を尊重しながら一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指し、講演会・講座等を開催し、意識の向上を図ります。

東松山市再犯防止推進計画

I 計画策定の趣旨

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りのない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く、十分な支援を受けられないまま再度犯罪に手を染めてしまうことも見受けられます。再犯を防ぐためには、継続的に社会復帰を支援することが必要です。

このため、本市でも国や関係団体等と連携し、犯罪をした人等が地域社会の一員として円滑に社会復帰ができ、安心して暮らせる社会を実現するため、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を「東松山市地域福祉計画」に内包した計画として策定するものです。

II 現状と課題

II-1 刑法犯検挙の状況

平成30年から令和4年までの東松山警察署管内（東松山市、滑川町、川島町、吉見町）刑法犯検挙者数の推移（少年を除く）については、年々減少傾向にあります。再犯者率は平成30年が46.9%、令和4年が47.1%であり変化はありませんでした。埼玉県全体では、刑法犯数及び再犯者率ともに減少傾向にあります。

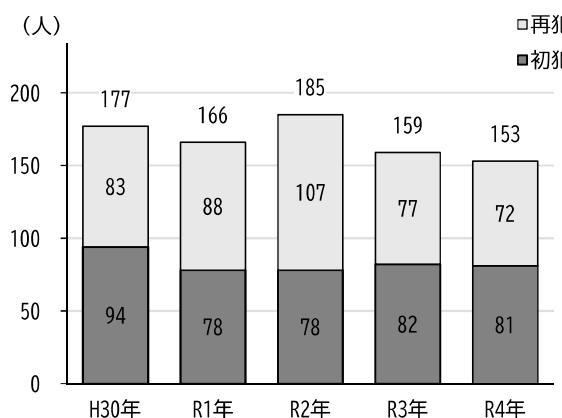
また、再犯防止については、市民の理解が得にくいことや、保護司会などによる更生保護団体の活動が市民に十分認知されていないことが課題です。

II-2 保護司等の状況

東松山地区（東松山市、滑川町、川島町、吉見町）で活動する保護司の数は、令和6年1月1日現在40人で、定数48人に対し、充足率は83.3%となっています。

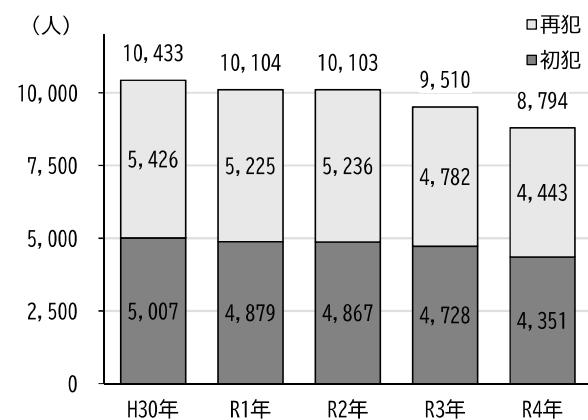
また、過去5年間の東松山地区での保護観察取扱件数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年1月1日現在の保護観察件数は24件です。同時点の埼玉県全体の保護観察件数は1,285件となります。

■東松山署管内 刑法犯検挙者数の推移



資料提供：東京矯正管区

■埼玉県内 刑法犯検挙者数の推移



III 取組内容

III-1 就労・居住の支援

犯罪をした人等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、生活困窮者自立支援制度の活用や就労支援機関と連携を図り、就労の支援や住居の確保に必要な支援を行います。

III-2 保健医療・福祉サービスの利用促進

犯罪をした人等のうち、高齢者や障害のある人等複合的な要因により、自立した生活を営むことが困難な状況になっている人に対し、保健医療・福祉サービスの利用支援など、適切な支援を行います。

III-3 関係機関との連携強化

国や保護司研究協議会など更生保護を担う機関や団体等の事業に協力します。

また、青少年健全育成活動や薬物乱用防止の観点から、保健所や民間団体と連携し啓発等を行います。

III-4 啓発活動による理解促進

市民の再犯防止に対する関心を高め、安全で安心な地域社会の実現のため、保護司研究協議会など関係団体と連携し、「社会を明るくする運動」をはじめとする啓発活動を推進します。

● 更生保護とは ●

更生保護は、犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会をつくることを目指す活動です。

● 保護司とは ●

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える法務大臣から委嘱された民間のボランティアです。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

東松山市成年後見制度利用促進基本計画

I 計画策定の背景

本市では、認知症や知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分でない方が地域で安心して生活し、財産や権利を守るために成年後見制度の円滑な利用を支援するため、平成31年4月に東松山市成年後見センターを開設しました。また、成年後見制度利用支援事業として、制度利用の申立てを行う親族がいない方の市長による審判申立てのほか、成年後見人等へ支払う報酬に対する報酬助成などを通じて制度の普及や利用促進を図っています。

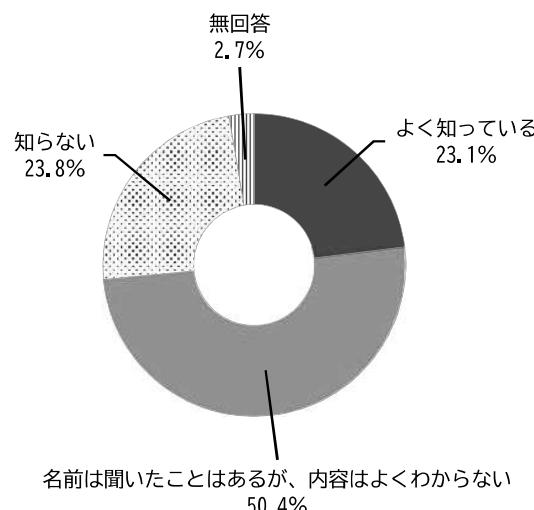
今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障害者等の増加が見込まれる中で、利用の必要性が高まっていくと考えられます。平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、国の利用促進に係る基本理念及び基本方針が策定されました。成年後見制度利用促進法では、自主的かつ主体的に地域に応じた施策を策定、実施することが地方公共団体の責務とされているため、この項目を、成年後見制度利用促進法第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、地域連携ネットワークの構築をはじめ、市民後見人の育成、東松山市成年後見センター機能の拡充等に取り組みます。

II 現状と課題

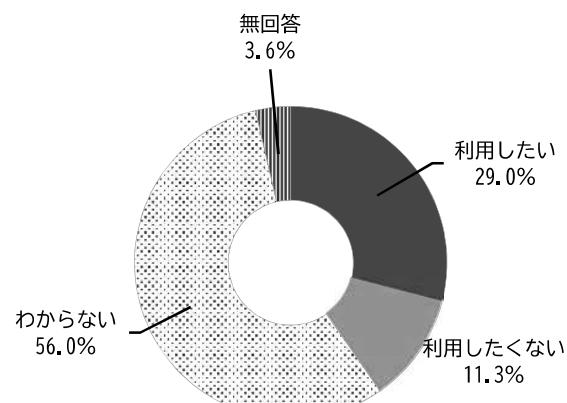
市民アンケート調査結果では、成年後見制度について「名前は聞いたことはあるが、内容はよくわからない」が50.4%、また「成年後見センターを利用したいと思いますか」について、「わからない」が56.0%という結果でした。

今後、成年後見制度の認知度を高め、成年後見センターの取組を周知すること等により、成年後見制度の普及・啓発を行います。

成年後見制度について
N = 1,128



成年後見センターを利用したいと思いますか
N = 1,128



□成年後見等申立件数

	法定後見（件）	後見（件）	保佐（件）	補助（件）
令和3(2021)年	32	26	4	2
令和4(2022)年	26	21	5	0
令和5(2023)年	25	18	5	2

資料：さいたま家庭裁判所提供データ（各年1月1日から12月31日時点）

成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準とした件数

□成年後見制度利用者数

	法定後見合計（件）	後見（件）	保佐（件）	補助（件）
令和4(2022)年	226	186	33	7
うち親族	80	75	4	1
令和5(2023)年	230	187	35	8
うち親族	74	69	4	1

資料：さいたま家庭裁判所提供データ（各年12月31日時点）

「うち親族は、親族が成年後見人等になっている件数

□市長申立件数

	件数
令和3(2021)年度	3
令和4(2022)年度	1
令和5(2023)年度	4

資料：社会福祉課

III 地域連携ネットワークの構築

III-1 地域連携ネットワーク

地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

地域連携ネットワークの役割として、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階から相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法を含めた連携の仕組みを構築し、個別の協力活動のほか、困難事例に対応するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。

関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める協議会の設置を目指します。

III-2 中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核として「本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能」と「その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組」の強化を目指します。

III-3 地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

以下の4つの役割を担います。

広 報	成年後見制度について、パンフレット作成、配布、研修会の開催など普及・啓発を行います。
相 談	相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。また専門職団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携した支援を行います。
利 用 促 進	市民後見人の育成や受任調整、その後の活動支援を行うための調整を行います。
後 見 人 支 援	親族後見人からの相談に対応するとともに、専門的知見が必要であると判断された場合において、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

IV 市民後見人の育成・活躍

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に向けて取り組みます。その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。

V 東松山市成年後見センターの機能・拡充

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関としての役割や関係機関との連携について強化を目指します。

VI 成年後見制度の利用支援

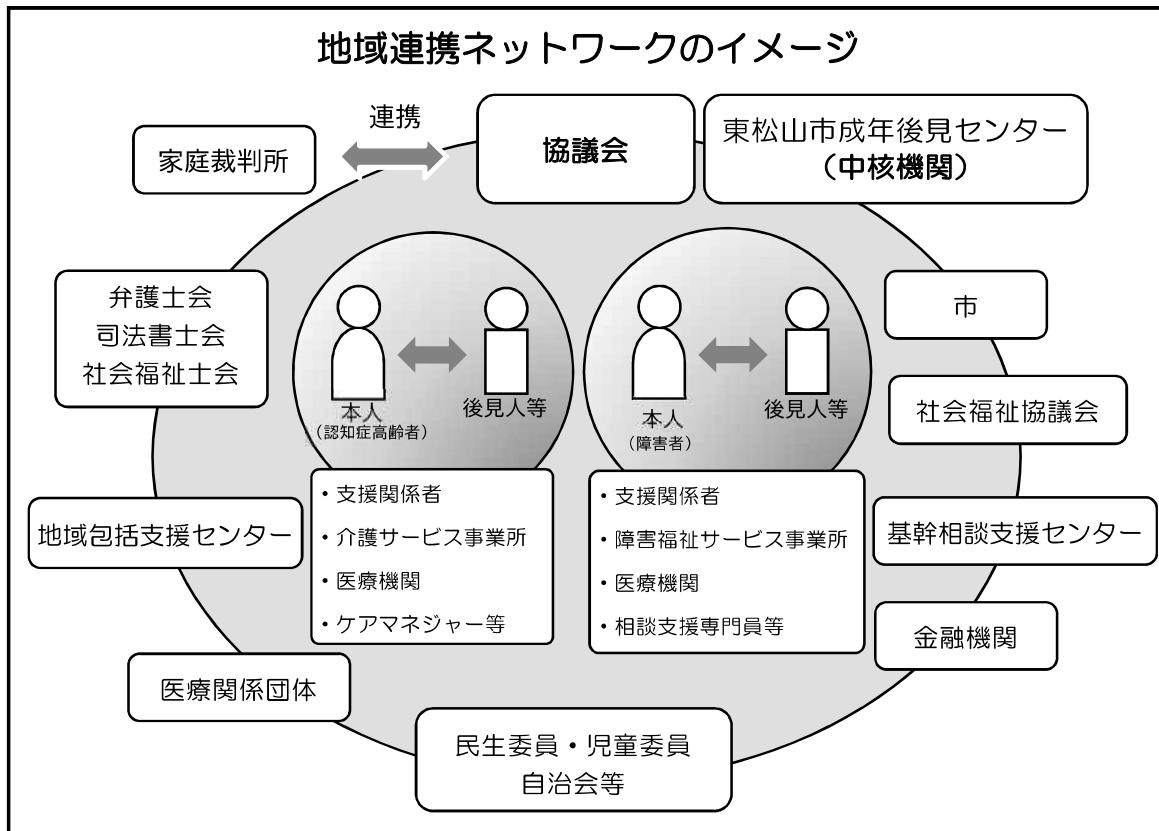
VI-1 市長申立て

判断能力が十分でない方が、成年後見人等が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

VI-2 報酬助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

■地域連携ネットワークのイメージ図



第5章 計画の推進体制

1 計画の周知

地域福祉計画は、市民や関係者、関係機関との連携や協力によって推進していきます。のことから、計画の周知に当たっては、広報紙やホームページの活用を図るだけではなく、自治会や民生委員・児童委員等の関係機関に対して、計画の推進に向けた取組について個別に説明を行うなど、積極的な情報提供を行います。

2 関係機関等との連携

(1) 地域

市民が住み慣れた地域で、共に暮らしていくためには、地域の問題に关心を持ち、地域の担い手として、行動できる仕組みづくりが必要です。

市は、住民が地域福祉活動に主体的に参加できるよう、情報提供と人材育成を推進し、相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていく地域づくりを進めます。

(2) 東松山市社会福祉協議会

東松山市社会福祉協議会は、地域住民や福祉関係者の参加により福祉サービスの提供や福祉活動に取り組むなど、地域福祉の推進役としての中心的な役割を果たしています。また、関係機関や関係者の調整役としての機能も求められています。

市は、各種事業の支援及び連携強化を推進するとともに、東松山市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合を図ります。

(3) 関係機関

市は、地域福祉の推進に向け、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人などの地域活動団体のほか、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所などの福祉に関する機関や、商工会や観光協会などの地域の活性化に取り組む組織と、相互に連携や協力を図っていきます。

(4) 庁内の関係部署

福祉ニーズの多様化と複雑化を踏まえ、制度の狭間や複合的な課題の解決と地域づくりを図る観点から、制度や分野ごとの「縦割り」という関係を超えて、庁内の福祉分野に限定されない関係部署との横のつながりをより一層強化します。

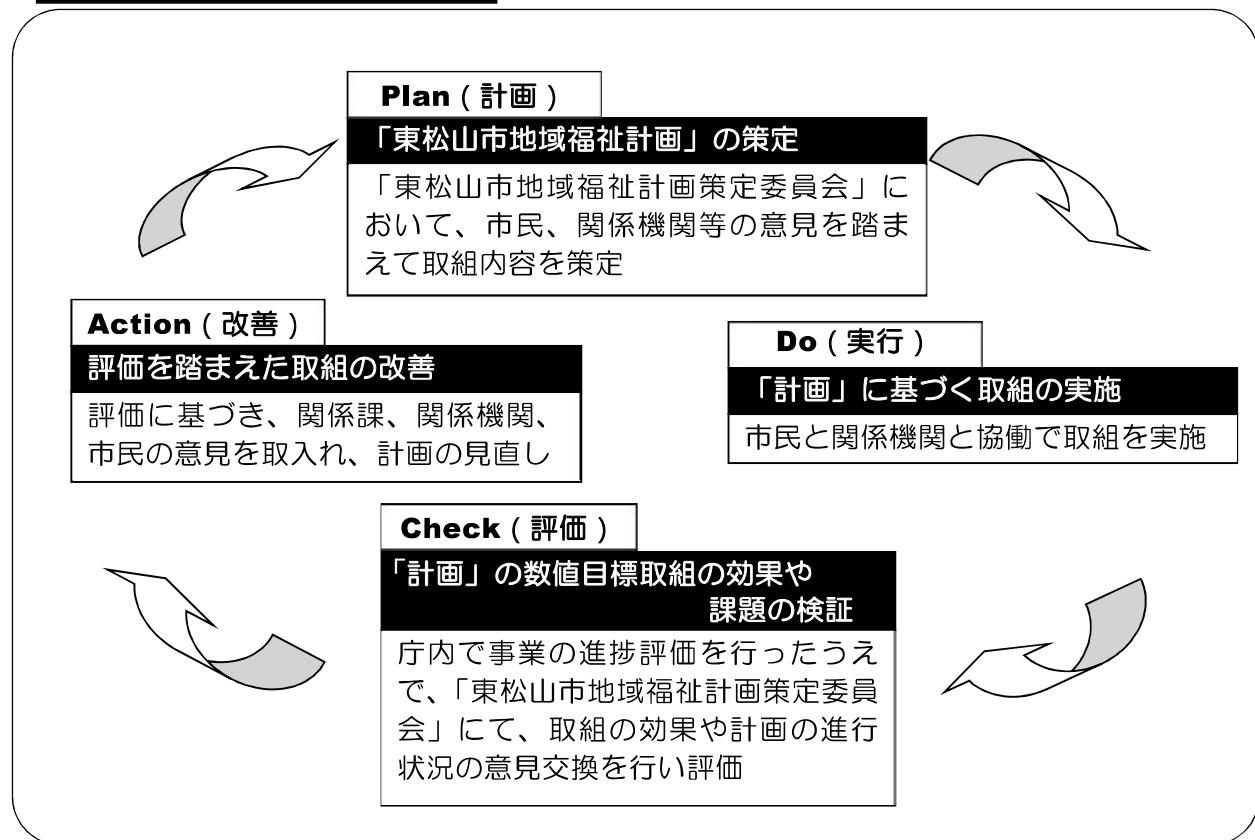
3 計画の実施状況の点検・評価

第三次地域福祉計画は、関係課所や関係団体による進捗状況の確認を踏まえ、施策の方向性と照らし合わせながら、東松山市地域福祉計画策定委員会において評価を年に2回行い、PDCAサイクル*に沿った計画の推進を図ります。また、計画の評価はホームページ等で公表します。

関係課所や関係団体による進捗状況の確認は、地域福祉に関する会議体などを活用し、対面による意見交換を基本として、毎年度、進捗状況の確認と合わせ、施策の方向性の確認と認識の一致を図ります。

また、評価方法として、福祉に関する事業の特性から、定量的な評価だけではなく、質的な変化を捉える定性的な評価を併せて行い、取組の見える化を図ります。

PDCA サイクル*のイメージ図



*「PDCA サイクル」とは、Plan／Do／Check／Action の頭文字を取ったもので、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいいます。

資料編

1 計画の策定経過

開催（実施）時期	策定作業	概要
令和5年7月27日	令和5年度第1回 東松山市地域福祉計画策定委員会 (合同会議)	・地域福祉計画について ・第二次計画（令和4年度実施事業の評価について）
令和5年11月27日	令和5年度第2回 東松山市地域福祉計画策定委員会 (合同会議)	・第三次計画策定の背景及び策定スケジュールについて ・市民アンケート調査(案)及び団体アンケート調査(案)について
令和6年1月31日	令和5年度第3回 東松山市地域福祉計画策定委員会 (合同会議)	・市民アンケートについて ・団体アンケートについて
令和6年2月～	地域福祉に関する市民アンケート	・市内在住の18歳以上の方を対象とした地域福祉に関する市民意識調査
令和6年2月～	地域福祉に関する団体アンケート	・地域福祉に関する8団体の取組及び課題に関する調査
令和6年6月26日	令和6年度第1回 東松山市地域福祉計画策定委員会 (合同会議)	・東松山市地域福祉に関する調査結果報告について ・東松山市地域福祉計画について
令和6年7月～	地域福祉に関する地区懇話会	・7地区ごとに地域福祉に関する意見交換
令和6年8月21日	令和6年度第2回 東松山市地域福祉計画策定委員会 (合同会議)	・第二次東松山市地域福祉計画・活動計画の点検・評価について ・第三次東松山市地域福祉計画について
令和6年10月31日	令和6年度第3回 東松山市地域福祉計画策定委員会 (合同会議)	・委嘱状交付 ・役員選任 ・第三次東松山市地域福祉計画・活動計画の策定について
令和6年11月25日	令和6年度第4回 東松山市地域福祉計画策定委員会 (合同会議)	・第三次東松山市地域福祉計画・活動計画の策定について
令和6年12月4日～ 令和6年12月24日	パブリックコメント	・計画案を公表し、市民・関係者から意見募集
令和7年2月4日	令和6年度第5回 東松山市地域福祉計画策定委員会 (合同会議)	・第三次東松山市地域福祉計画・活動計画の策定について

2 調査概要

(1) 地域福祉に関するアンケート

実施時期	令和6年2月
調査方法	住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の18歳以上の方を対象に、調査票を郵送配布・郵送回収（確認を兼ねたリマインダーハガキを発送）。
配布数	2,000件
回収数	1,128件（回収率56.4%）

(2) 地域福祉に関する団体ヒアリング調査

団体名	種別
東松山市介護支援専門員連絡協議会	介護支援
長くつ下のピッピ食堂	子ども支援
チーム東松山	ボランティア団体
東松山市手をつなぐ育成会	障害者当事者団体
東松山市シルバー人材センター	高齢者支援
東松山子育てねっと	子育て支援
東松山市国際交流協会	外国人支援
東松山障害者就労支援センター	障害者支援

(3) 地域福祉に関する地区懇話会

地区	実施日	会場	参加人数
松山	令和6年7月22日（月）	市民福祉センター	21人
大岡	令和6年7月16日（火）	大岡市民活動センター	15人
唐子	令和6年8月19日（月）	唐子市民活動センター	13人
高坂	令和6年7月17日（水）	高坂市民活動センター	36人
野本	令和6年7月2日（火）	野本市民活動センター	18人
高坂丘陵	令和6年7月18日（木）	高坂丘陵市民活動センター	13人
平野	令和6年7月9日（火）	平野市民活動センター	18人

3 計画策定委員会

(1) 東松山市地域福祉計画策定委員会条例

平成25年12月20日

条例第33号

改正 平成30年3月26日条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する地域福祉計画を策定するため、東松山市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関する事項。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画の策定について市長が必要と認める事項に関する事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 市社会福祉協議会を代表する者
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉を主管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第6号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

区分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	稻葉 一洋	立正大学名誉教授	委員長
団体代表	福田 千賀雄	東松山市PTA連合会	
団体代表	戸森 健治	東松山市自治会連合会長	
団体代表	須藤 博一	東松山市シニアクラブ連合会長	
団体代表	松永 政子	東松山市商工会女性部長	
団体代表	金杉 明	東松山市民生委員児童委員 協議会連合会長	
団体代表	島野 正子	耳すまネット	～R06.09.30
公募委員	高谷 あすか		～R06.09.30
団体代表		一般社団法人Ha a n e t	R06.10.01～
公募委員	浅岡 優子		R06.10.01～
社会福祉協議会	奥村 一彦	東松山市社会福祉協議会 事務局長	
市職員	田嶋 靖洋	東松山市健康福祉部長	

(順不同・敬称略)

第三次東松山市地域福祉計画

発行 令和7年3月
編集 東松山市健康福祉部社会福祉課
〒355-8601
埼玉県東松山市松葉町1-1-58
TEL 0493-21-1455
FAX 0493-24-6066

